すみだ環境の共創プラン

（すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画）

〈改定版〉

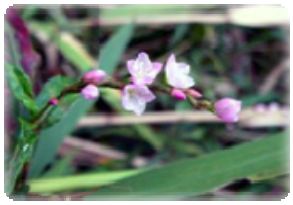

平成 24 年 3 月

墨　田　区

改定にあたって

墨田区では平成 18 年度に、理想的な環境の創造を目指して、「すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）」を策定しました。「環境の共創」とは、「３つの市民（区民・事業者・区）がそれぞれ対等な立場から、お互いの役割を重ね合わせて、理想的な環境を創造していくこと」としており、この考え方に沿って区民・事業者の皆様とこの共創プランを実行して参りました。

策定から 5 年が経過し、本計画の中間年を迎え、この間の社会経済状況が変化するとともに、都市部のヒートアイランド現象や地球温暖化がさらに深刻になりつつあることや、生物多様性の確保など緑と環境に係る課題への対応が必要となりました。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による原子力発電所事故が原因の放射性物質の拡散などによる、区民の安心・安全に向けた新たな課題への対応が求められております。

なお、ここ数年、毎年のように伝えられている夏の異常な暑さや、局地的な豪雨などは、地球温暖化の影響ではないかといわれています。温暖化の原因は、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの増加によるものと考えられています。温室効果ガスの増加は、事業所や家庭から出されるごみの焼却や冷暖房によるエネルギー消費など身近な行為が大きな要因となっています。そのため、これらの環境への負荷の増大に対応することが喫緊の課題となっております。

そこで、地球温暖化対策については、共創プランの重点プロジェクトとして位置づけられていたので、今回の改定では、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」の修正も同時に行い、改定した共創プランの中に含めた計画としております。

今後とも、区民の皆様と共に、魅力ある美しい景観と地球環境にやさしいすみだの創造を目指して、本計画の積極的な推進に取り組んでまいりますので、一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたりましては、墨田区環境審議会のご審議とすみだ環境共創区民会議のご意見をいただきましたことに対しまして、心から感謝申しあげます。

平成 24 年　3 月

墨田区長　山　崎　　昇

【目　次】

第１章　すみだ環境の共創プランの改定にあたって 1
1.1.　改定の基本的事項 2
1.1.1.　改定の背景 2
1.1.2.　計画の目的 4
1.1.3.　改定のプロセス 4
1.1.4.　計画の位置づけ 5
1.1.5.　計画の範囲と期間 6
1.2.　「環境の共創」～“すみだ”らしい環境への取り組み 7
1.3.　「すみだの環境力」～計画の理念 10
1.4.　計画の進行管理の考え方 11
第２章　すみだの環境の現状と課題 13
2.1.　墨田区の環境の現状 14
2.1.1.　社会概況 14
2.1.2.　地球温暖化の現状 16
2.1.3.　自然環境 18
2.1.4.　資源循環 19
2.1.5.　生活環境 21
2.1.6.　環境への取り組み 23
2.1.7.　墨田区の環境の現状と課題のまとめ 24
2.2.　計画の改定時における施策の進捗評価 26
2.2.1.　評価方法 26
2.2.2.　評価結果 26
2.2.3.　今後の課題の整理 35
第３章　将来の環境像の展望 39
3.1.　望ましい将来の環境像 40
3.2.　５つの基本目標 44
3.3.　墨田環境の共創プランの構成 49
第４章　区の施策 53
基本目標1　健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり 54
基本目標2　地域全体で取り組む低炭素社会の構築に向けたまちづくり 59
基本目標3　自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり 66
基本目標4　限りある資源を大切にする循環型のまちづくり 70
基本目標5　環境を学び環境保全のために行動できる人が育つまちづくり 74
第５章　区民・事業者のエコアクション 77
5.1.　区民のエコアクション 78
5.2.　事業者のエコアクション 84
第６章　「環境の共創」重点プロジェクト 91
第７章　資料編 103
7.1.　墨田区環境審議会の審議経過及び名簿 104
7.2.　墨田区環境基本条例推進本部の検討経過及び名簿 105
7.3.　すみだ環境共創区民会議の検討経過及び名簿 106
7.4.　すみだ環境基本条例 107
7.5.　計画の改定時における個別事業評価結果一覧 113
7.6.　温室効果ガス排出量の算定方法等 122
7.7.　国及び東京都の動向(参考) 130
7.8.　環境用語集 133

第１章　すみだ環境の共創プランの改定にあたって

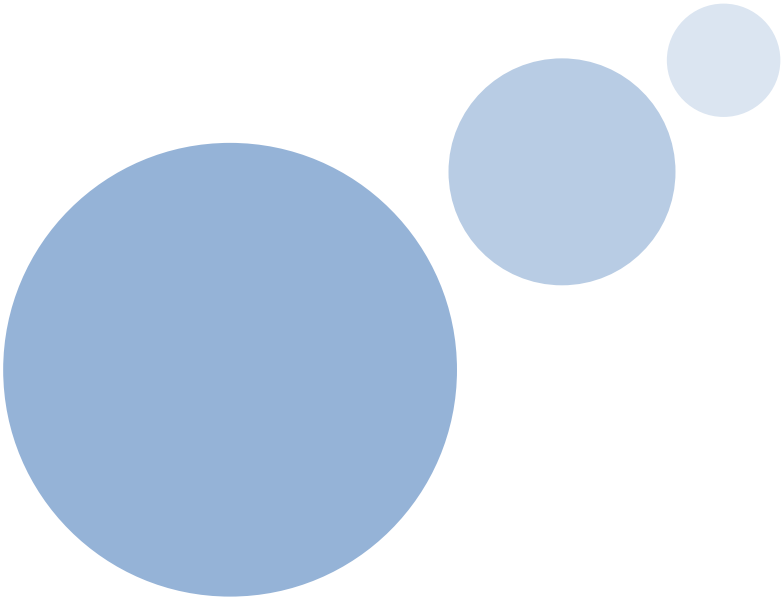

第１章　すみだ環境の共創プランの改定にあたって

1.1. 改定の基本的事項

1.1.1. 改定の背景

ー近年の環境問題の動向

環境問題は、身近なごみの問題、騒音などの生活型公害や自動車の排出ガスによる大気汚染といった都市型公害に加えて、身の周りの緑や水辺空間など、生活にうるおいや安らぎをもたらす快適な環境づくりにまで広がっています。また、近年では、地球温暖化問題や生物多様性保全といった地球規模での環境問題への関心が高まりつつあります。

とくに、地球温暖化問題については、国際的な対策の推進が図られており、わが国においても積極的な取り組みを進めています。国においては、平成20年5月、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を改正し、平成20年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正するなど、エネルギー管理の規制や地球温暖化対策の推進に関する政策面での強化を図っています。東京都では、平成20年6月に、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正しており、墨田区においても、これまで以上に、地球温暖化対策を推進していく必要があります。

また、平成23年3月11日の東日本大震災の発生は、これまでの防災計画における想定をはるかに超えた、未曾有の被害をもたらしました。さらに、震災に伴う福島第一原子力発電所事故は、放射性物質の放出・拡散や食の安全性などの問題を引き起こすとともに、関東・東北部を中心としたエネルギー供給に大きな影響を与えました。原子力発電は、効率的にエネルギーを生産できることから、わが国のエネルギー政策上重視されてきましたが、安全性を確保するという観点において、今後政策が大きく転換する可能性も想定されます。

こうした状況のもと、多くの家庭や事業者が、節電を中心とした省エネルギーに取り組んでいます。本区でも、積極的な節電が実施され、多くの家庭等で節電の一環としての太陽光パネルの設置や緑のカーテンの設置などがみられるようになってきました。

今後もこうした機運を維持するとともに、取り組みの定着を図り、石油や石炭等をはじめとした化石燃料に依存した経済社会を変革していくことが求められています。区においても、これまでのエネルギー消費のあり方を変革し、産学官と連携した省エネルギー機器の開発等を推進するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があります。

また近年、都市部においては、地球温暖化の進行とあいまって起こるヒートアイランド現象により、熱中症の発症リスクも高まりつつあります。

さらに、本区では、平成24年度に東京スカイツリー®の開業をひかえ、社会的にも注目を集めるとともに、観光客や来街者等の交流人口の増加や産業の活性化などが期待されています。その一方で、事業所の増加に伴うエネルギー使用量やごみの排出量の増加、観光客等の増加に伴う交通渋滞の発生や環境マナーの問題など、環境への負荷を増大させる要素も想定されるため、新しいすみだを創造していくために、これらの課題に向けた対応を進めていく必要があります。

ー区の環境施策の展開

区では、環境施策の基本方針として平成 6 年度に墨田区環境誘導指針を策定し、区民・事業者・区等のそれぞれの活動を環境に配慮したものへと誘導するため、「望ましい環境を未来のこどもたちへ手渡すために」を基本理念に定めました。

平成 8 年 3 月には、墨田区環境誘導指針に基づき、地球環境保護のための地域の行動計画として墨田区環境誘導指針行動計画（平成8年度～平成 12 年度）を策定し、平成 13 年 3 月には、環境マネジメントの視点を強化した墨田区環境管理計画（平成 13 年度～平成 17 年度）を策定しました。この計画に基づき、毎年度、事業の評価と見直しを行いながら具体的な課題や施策に取り組んできました。

平成 17 年 12 月には、墨田区環境誘導指針の理念を継承・発展させ、環境に関わる諸施策を総合的・計画的に推進するために、区民・事業者・区等の責務と施策の方向性を明らかにしたすみだ環境基本条例を制定し、平成 18 年4月に施行しました。

本条例に基づき、区は、平成 19 年 3 月、環境の共創に関する目標及び施策を定めた本区の環境行政の最上位計画である、すみだ環境の共創プラン（平成 18 年度～平成 27 年度）を策定し、省エネルギー・省資源や屋上・壁面の緑化、雨水利用、リサイクルなどの施策とともに意識啓発のための事業を積極的に推進してきました。

平成 21 年 10 月 1 日には、地球温暖化問題をはじめとして、深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み、「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行いました。

区では、「すみだ環境共創プラン」の策定後、本計画に基づき、環境の保全に関する取り組みを推進してきましたが、計画策定から 5 年が経過し、上述のように、我が国の環境を取り巻く情勢は大きく変化しました。とくに、節電を中心とした省エネルギーへの取り組みは、地球温暖化対策と併せて推進すべき課題となっています。区としても、国や東京都における環境行政の方針を踏まえ、さらに取り組みを推進していく必要があるため、本計画の見直しを行いました。

【環境施策に関する計画等】

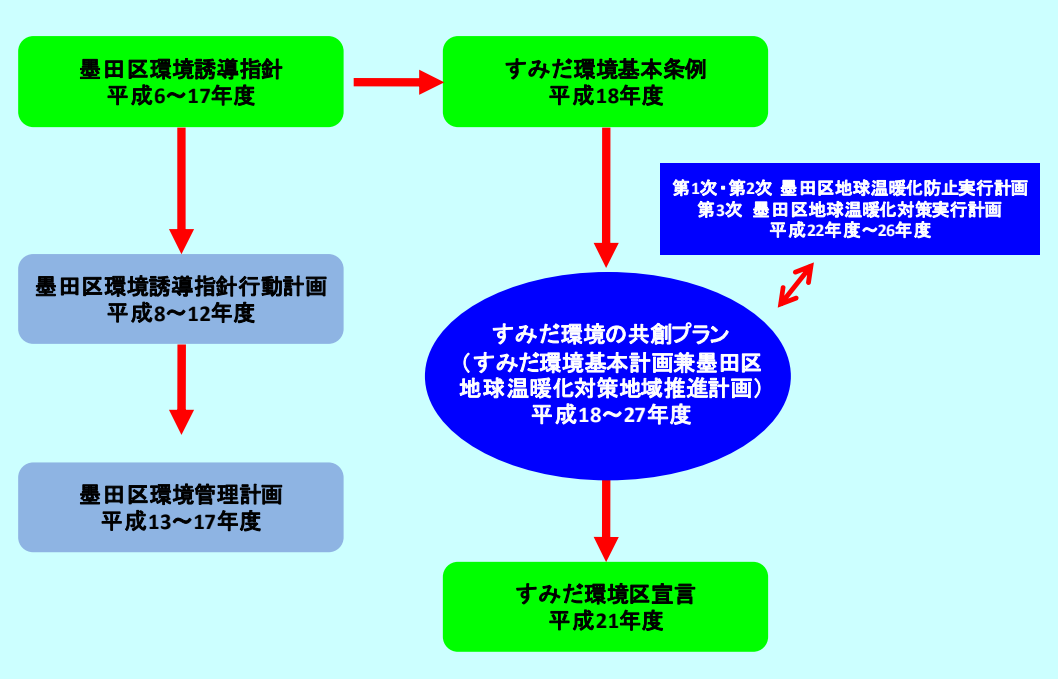

1.1.2. 計画の目的

本計画は、すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に関する目標及び施策を定め、それらの施策を総合的、計画的に推進するために、区が策定するものです。

また、本計画は、平成 17 年 11 月に策定された墨田区基本構想のもとにすみだ環境基本条例の基本理念である「環境の共創」の実現に向けて、中長期的な視点から総合的、計画的に環境施策を推進するために必要な事項を定めています。

1.1.3. 改定のプロセス

平成 23 年６月、すみだ環境基本条例に基づき設置された墨田区環境審議会に対し、区長から環境基本計画の改定について諮問しました。これを受けて審議会では、区民等で構成されたすみだ環境共創区民会議の意見を聴き、素案としてとりまとめ、パブリックコメントにより広く区民・事業者への意見を募りました。作成された計画案は平成 24 年２月に区長に答申され、庁内の墨田区環境基本条例推進本部の検討を経て、すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画）として改定しました。

1.1.4. 計画の位置づけ

本計画は環境に関する基本計画であり、区の環境行政の総合計画です。計画の策定及び改定にあたっては、環境分野における国や東京都の環境基本計画との整合を図っています。

平成 17 年 11 月に策定した墨田区基本構想は、めざすべき区の将来の姿と達成の道筋を示すものです。これに基づき区の最上位の総合計画として策定された墨田区基本計画（平成 23 年度から平成 27 年度まで）が区全体の政策分野を対象としているのに対し、本計画は環境の側面から、区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めています。したがって、本計画は、墨田区基本計画の環境分野における政策を具体化するものです。なお、地球温暖化問題への対応が国内外において喫緊の課題となっていることから、平成 23 年度の本計画の改定において、平成 19 年度に策定した「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」を統合し、地球温暖化対策に向けた一体的な取り組みを推進していくこととしました。

【すみだ環境の共創プランの位置づけ】

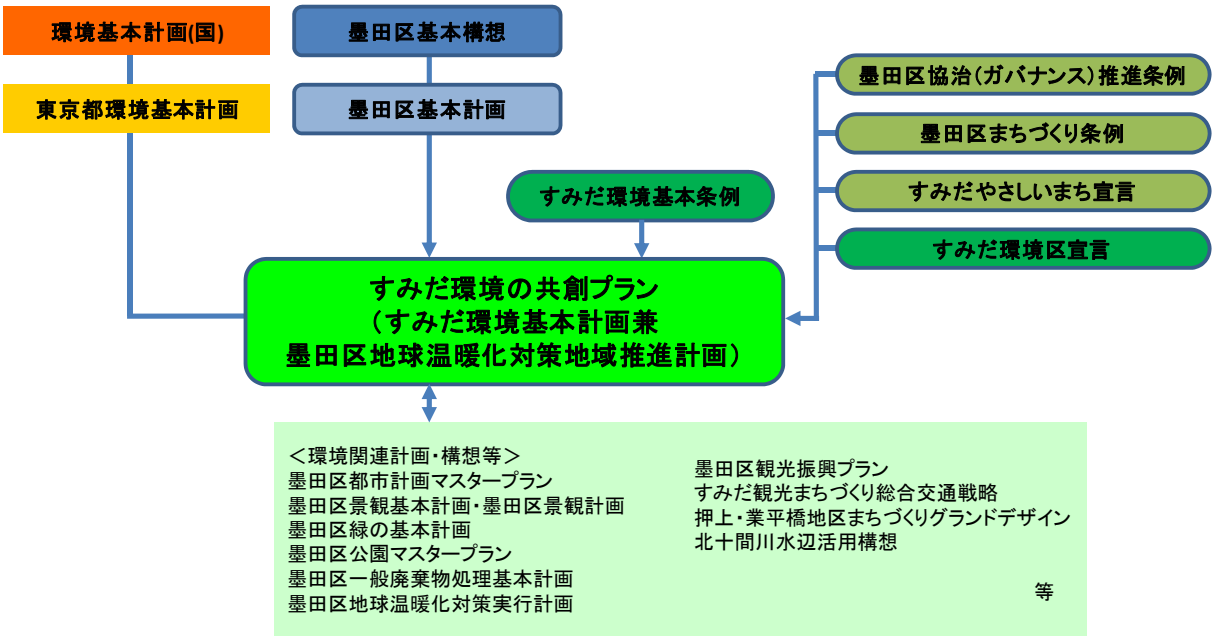

1.1.5. 計画の範囲と期間

本計画における環境の範囲は、地球環境、自然環境、都市環境及び社会・生活環境を対象とします。計画の期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間としていました。平成 23 年度に計画の中間見直しを行ったため、平成２３年度を初年度として、平成２７年度までの５年間を後期の計画期間としました。

なお、本計画は平成 27 年度を目標年度としていますが、昨今の地球環境問題やこれに対する国や東京都の環境政策の動向などを踏まえ、平成 32 年度までの中期的な将来を見据える観点をもった計画としています。

【環境の範囲】

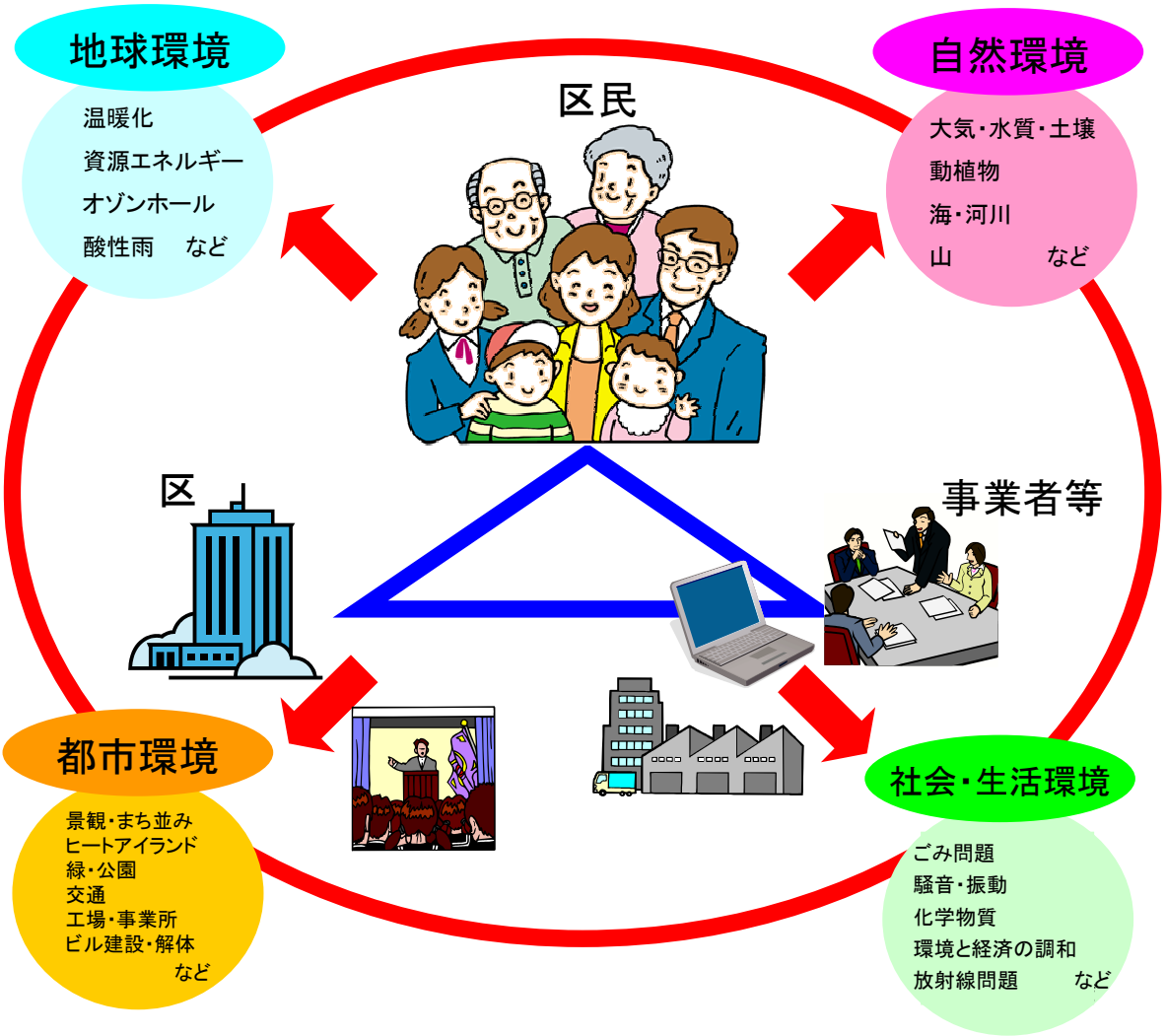

1.2. 「環境の共創」～“すみだ”らしい環境への取り組み

ー「環境の共創」とは

すみだ環境基本条例では、「環境の共創」とは「良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう」と定義しています。また、環境の共創は、「区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない」としています。さらに、「すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない」と定めています。

【すみだ環境基本条例の考え方】

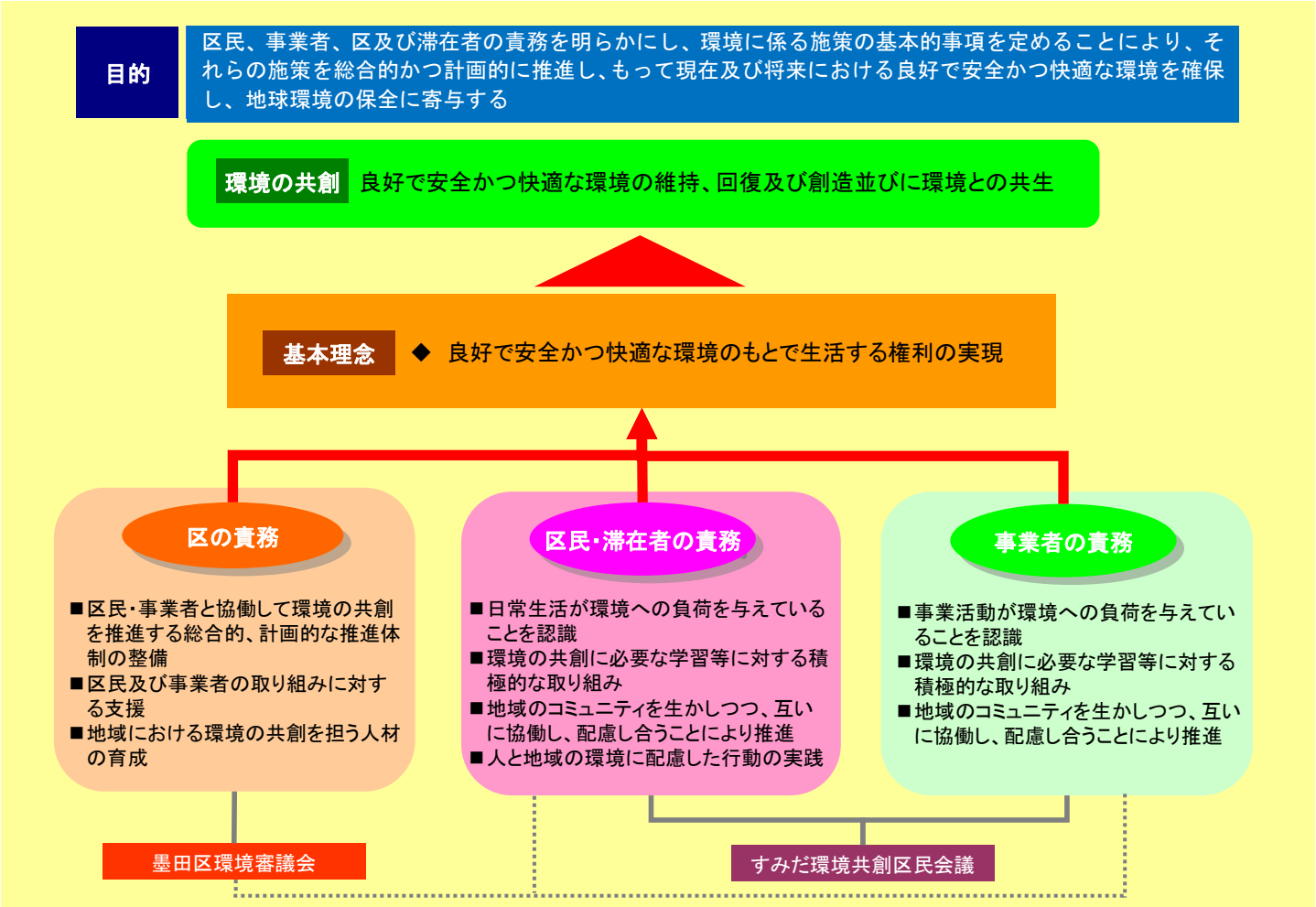

【「協働」と「環境の共創」】

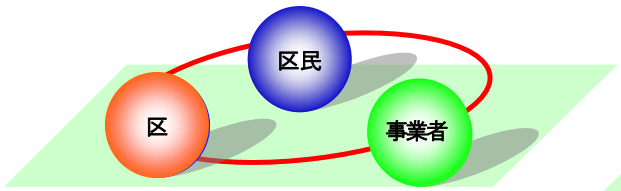

協働：互いに協力し合い、調整、交換、議論を行うとともに、それぞれの目的をめざす。

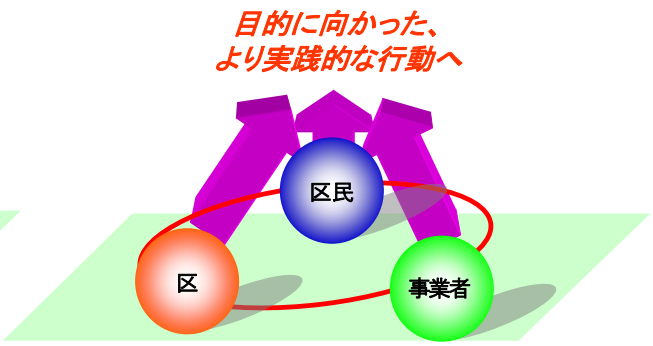

共創：それぞれが地域の「主人公」であり、地域の持続的な発展を担っているという意味で、区民・事業者・区は、それぞれが広い意味での「区民」となる。
3 つの「区民」のそれぞれが果たす「役割」は異なっているものの、常に対等な立場から、お互いの役割を重ね合わせ理想的な環境をつくりあげることをめざしていく。

「環境の共創」の具体的モデル～雨水利用を例として

雨水利用を地域社会のしくみとして定着させていくために、区は雨水利用推進指針を作成し、庁舎をはじめ 24 施設で雨水利用を率先・実行しています。その一方で、環境 NPO である雨水市民の会の活動支援や区民の雨水タンク設置の助成を行うとともに、建設事業者に対して雨水利用の指導を行っています。また、「路地尊」（地域に雨水をためて地域ぐるみで雨水を有効活用するもの）は防災まちづくりを推進するために地域において区と区民が協働で設置したものです。雨水市民の会は、区の支援を受け、雨水利用技術者養成講座を実施し技術者の育成を図るとともに、事業者等に対して安価で管理が容易な雨水機器の開発を働きかけています。また、区内の異業種交流グループでは区の支援を受け、雨水利用機器の開発に取り組んでいます。

このように、地域の主人公である区民・事業者・区等が個々に取り組みを進めるのではなく、区は土台となる地域のしくみをつくり区民や環境 NPO の活動を支援しています。一方、区民や環境 NPO は地域の中で雨水利用を実践し、事業者等は区や区民の声に耳を傾け製品を開発しています。このように、それぞれが果たすべき役割を重ね合わせその相乗効果をもって、ともに環境負荷の少ない社会の実現をめざして「環境の共創」を進めています。

－ハード・ソフト・ハートの３つが織り成す総合的な取り組み

「環境の共創」というすみだの取り組みの特色とともに、以下の３つの視点からの取り組みも必要です。

① 技術面からみた環境への取り組み：「ハード」

「環境の共創」を実践していくためには、環境負荷の低減やリサイクル等を推進する技術の発展とその技術を生かすことが必要です。中小企業が多く立地する本区では、多様な技術力を生かした活動が期待されます。

② 法令面からみた環境への取り組み：「ソフト」

環境汚染など環境に負荷を与える行為を規制する法律や条例等の整備が進められてきました。さらに近年では課税措置の軽減など環境配慮行動を促進する法整備も行われています。このような環境のソフトとして整備された法制度等について、区は区民・事業者等に対して十分な周知を図り、適切な活動を行えるよう支援していくことが必要です。

③ 環境問題に取り組む：「ハート」

環境問題への取り組みには、一人ひとりの意識や心のあり方（ハート）が基本となります。このハートを育てるための環境体験学習・環境教育は、最も重要な取り組みとなります。

【環境取り組みのハード・ソフト・ハート】

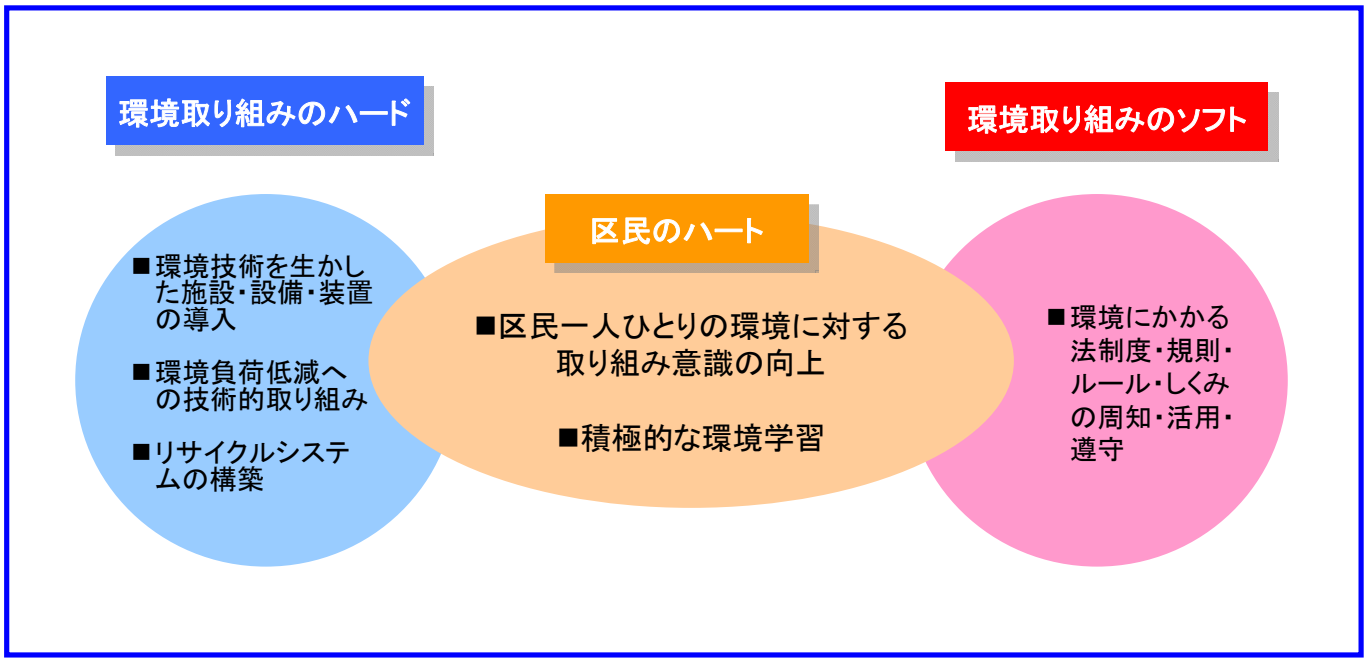

1.3. 「すみだの環境力」～計画の理念

区民・事業者・区等が環境問題を自らの問題としてとらえ、取り組むことが環境の改善につながります。そのためには、自らの地域において「場」と「しくみ」、そして実現するための「手段」を整えなくてはなりません。

地域は環境への取り組みを行っていくための場であり、区は活動についてしくみを整備し、区民・事業者等の環境への取り組みを支援します。区民・事業者・区等は環境について伝承されてきた、「もったいない」という考えに立った手段や暮らし方、文化を学びます。そして各主体がすみだの望ましい将来の環境像を共有することによって、よりよい環境をつくっていこうとする意識や行動力が高まります。

このような環境問題への取り組みに対する地域の意識や行動力を、本計画では「すみだの環境力」とし、本計画の基本的な理念とします。その理念のもとに区民・事業者・区等が「環境の共創」を実践することで、地域における環境問題の解決へと近づくことができます。

【すみだの環境力】

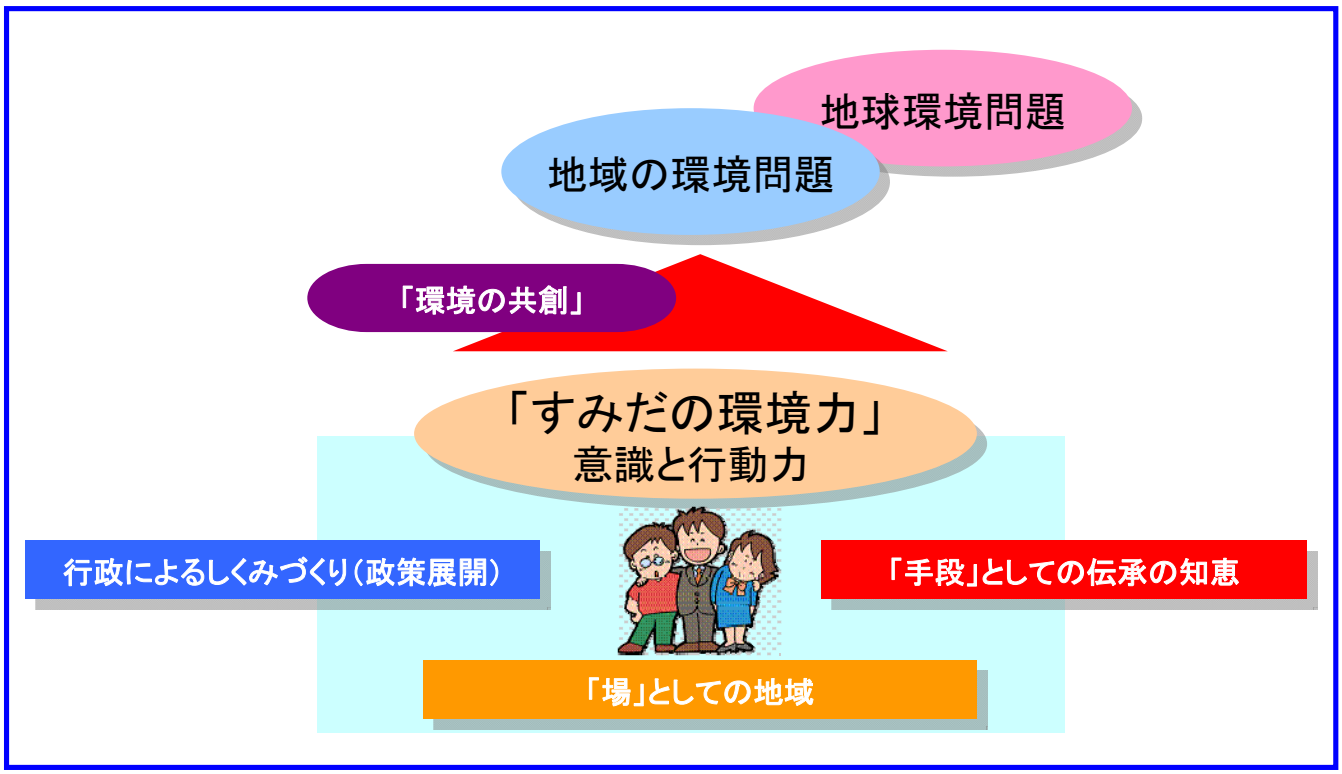

1.4. 計画の進行管理の考え方

本計画の実効性を高めていくために、明確な目標を掲げ施策の成果や達成度を測る具体的な数値等の指標を設定し、計画の進捗状況についての評価を行います。

－指標設定の考え方

指標設定にあたっては、区民や事業者等の誰から見ても分かりやすいこと、評価作業を効果的、効率的に実施できることが重要です。

「環境の共創」重点プロジェクトについては、プロジェクトごとに展開した結果として、区民・事業者等にもたらされる具体的な成果に着目して指標を設定し、これを「すみだの環境力指標」と名づけました。また、個別事業については、主管部門が施策や事業においてどのような活動を行ったのか、何がどのくらい実現できたのかといった直接的な結果に着目して施策の方向ごとに指標を設定し、これを「環境事業活動指標」と名づけました。

以上のような２つの指標を活用しながら本計画の進行管理を行っていきます。

【指標設定の考え方】

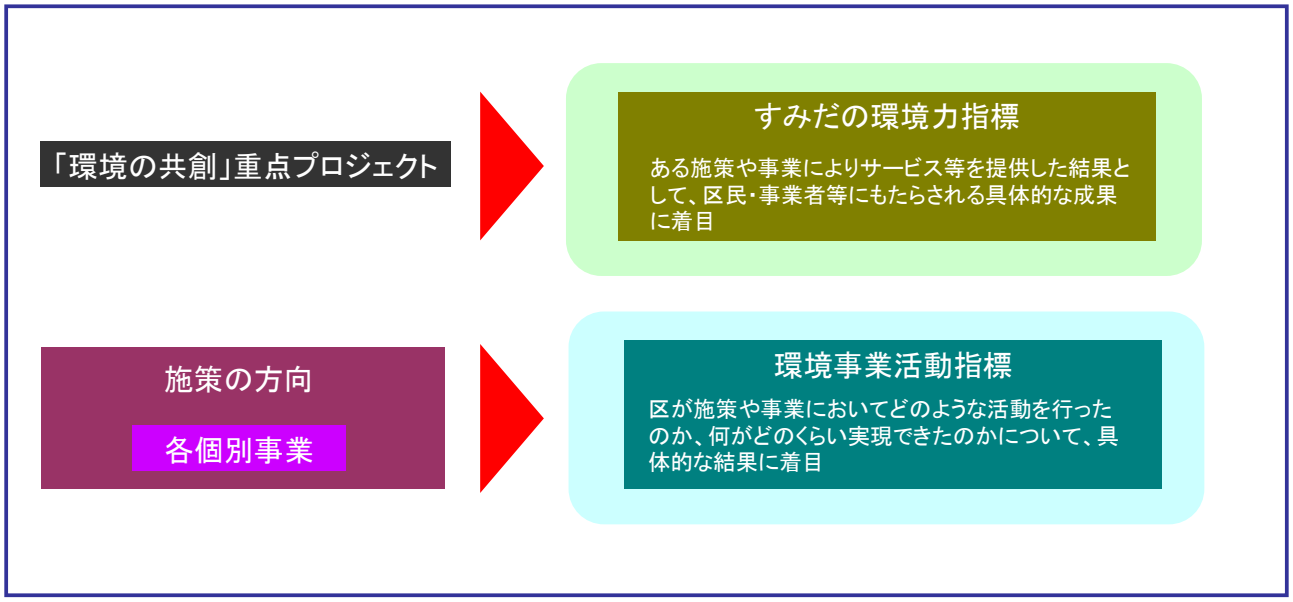

ー事業評価のプロセス

計画の進捗状況の評価にあたっては、墨田区環境基本条例推進本部（事務局：環境保全課）が主体となり、すみだ環境共創区民会議の協力を得て毎年度計画実施の成果を評価していきます。また、評価の結果については墨田区環境審議会において意見を聴き、事業等の見直し作業に反映していきます。

【事業評価のプロセス】

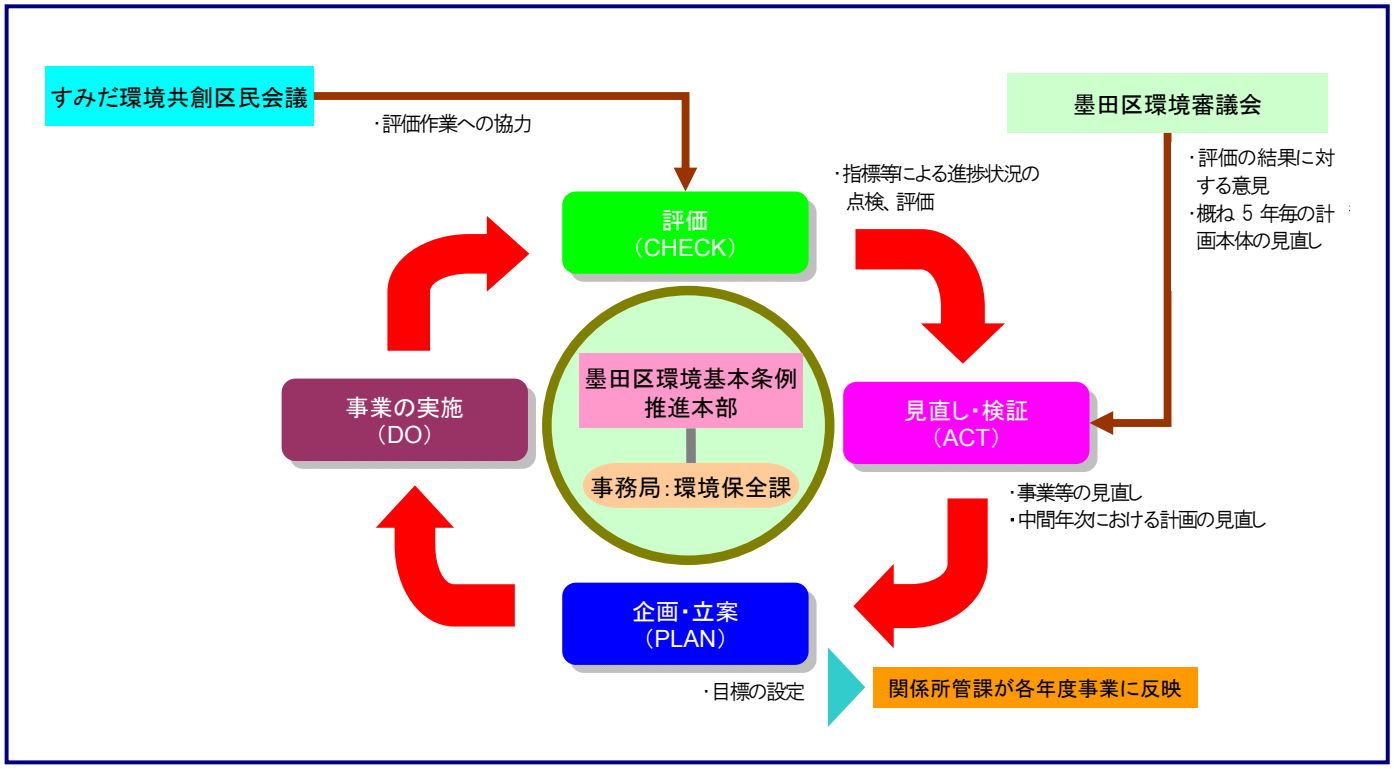

第２章　すみだの環境の現状と課題

第２章　すみだの環境の現状と課題

2.1.　墨田区の環境の現状

2.1.1.　社会概況

（１）人口・世帯数

墨田区の人口は、平成 16 年以降、増加しており、平成２３年（4 月 1 日時点）は、250,415 人となっています。

世帯数についても、増加傾向にあり、平成 23 年（4 月 1 日時点）は、133,897 世帯となっています。

世帯人員数は、平成２３年は、1.9 人と、平成 16 年の 2.0 人から減少しており、核家族化や単身世帯の進行がうかがえます。

【人口・世帯数の推移】

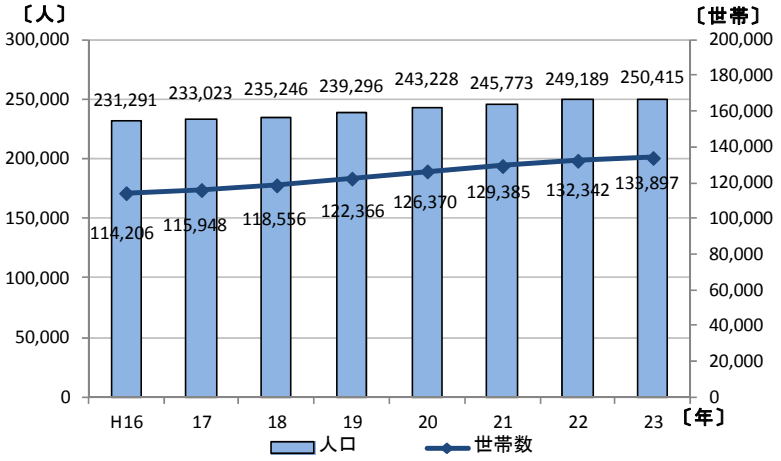

出典：住民基本台帳及び外国人登録

（２）産業

事業所・企業統計調査（昭和 61 年～平成 18 年、総務省）により墨田区の産業の推移をみると、事業所数は、昭和 61 年の 24,165 事業所から減少しており、平成 18 年には 17,940 事業所となっています。従業者数は、平成３年ころまで増加し、その後減少しています。

経済センサス（平成 22 年、総務省）によると、平成 21 年における事業所数は、19,066 事業所であり、従業者数は、178,134 人となっています。

【事業所数・従業者数の推移】

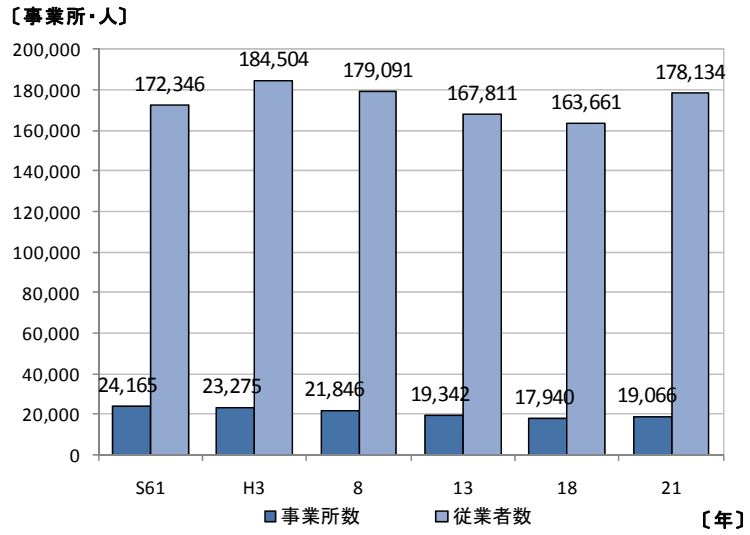

※事業所・企業統計調査は、平成 22 年より経済センサスに統合されており、平成 18 年以前と平成 22 年では、対象範囲等が異なるため、単純に比較ができない。

出典：事業所・企業統計調査（総務省）
平成 22 年経済センサス（総務省）

（3）土地利用

本区の面積は、13.75ｋ㎡であり、東京都の総面積に対して、0.63%を占めています。

土地利用は、住宅地が 23.8%、商業用地が 13.2%、工業地が 10.9%と、住宅地と商業・工業地が混在していますが、近年は工業跡地が住宅地に変更され、集合住宅の整備が進みつつあります。

【墨田区の土地利用】

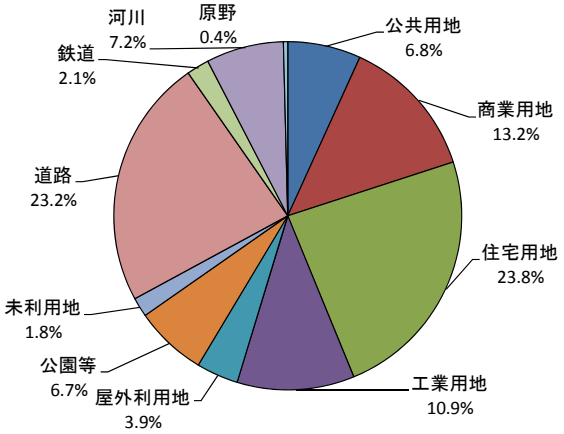

出典：墨田区都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）

2.1.2. 地球温暖化の現状

（１）温室効果ガス排出量（現況推計）

墨田区の平成 20（2008）年度の温室効果ガス排出量は、総量で 133 万 8 千ｔ-CO_2となっています。平成 2（1990）年度から微増と微減を繰り返しながらも全体としてはほぼ横ばい傾向を示していましたが、平成 19（2007）年度、平成 20（2008）年度は大きく増加しており、平成 2（1990）年度比で 4.2%の増加となっています（平成 15（2003）年度に排出量が増加しているのは、東京電力における原子力発電所の稼働率が低下し、火力発電所の稼働が増加したことが影響していると考えられます）。

温室効果ガス種別でみると、平成 20（2008）年度では二酸化炭素（CO_2）が 97.2%を占めています。その他の温室効果ガスは、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）が 2.1%、一酸化二窒素（N_2O）が 0.7%、メタン（CH_4）が 0.1%と非常に少ない構成比となっています。

【墨田区の温室効果ガス排出量の推移】

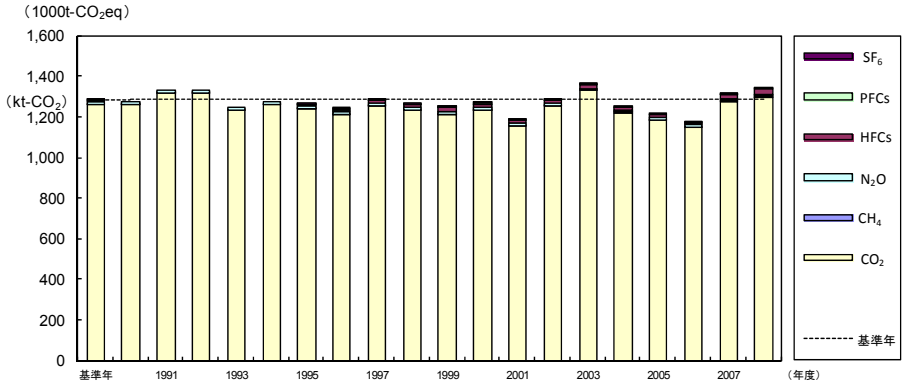

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

【平成20（2008）年度における墨田区の温室効果ガス排出量の構成】

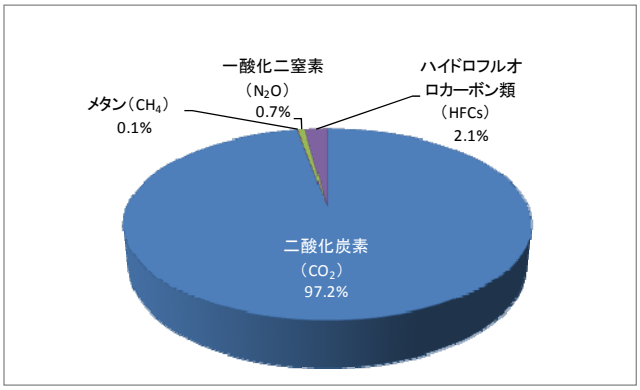

出典：特別区の温室効果ガス排出量より作成（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

（2）二酸化炭素排出量（現況推計）

墨田区の温室効果ガス排出量の約 97%を占める二酸化炭素（CO_2）排出量について、部門別に傾向をみると、民生部門が全体の約 56%を占めています。次いで、運輸部門が 26.5%と多く、産業部門は 15.7%となっています。廃棄物部門は、1.8%と少ない構成比となっています。

墨田区の CO_2 排出量の増減傾向をみると、平成 20（2008）年度は平成 2（1990）年度に比べて産業部門の製造業が半減しているのに対し、民生業務部門が約 2.5 倍と大きく増加し、民生家庭部門は約 3 割、廃棄物部門は約 4 割増加しており、全体としては平成 2（1990）年度比で 3.3%の増加となっています。

【部門別二酸化炭素排出量】

（単位：1,000t-CO_2）

		1990 年度（平成 2 年度）	2008 年度（平成 20 年度）	増減率	全体に占める割合
	建設業	38	42	10.5%	3.2%
	製造業	402	162	-59.7%	12.5%
産業部門合計		440	204	-53.6%	15.7%
	家庭	257	341	32.7%	26.2%
	業務	150	386	157.3%	29.7%
民生部門合計		407	727	78.6%	55.9%
	自動車	353	310	-12.2%	23.8%
	鉄道	41	35	-14.6%	2.7%
運輸部門合計		394	345	-12.4%	26.5%
廃棄物部門		17	24	41.2%	1.8%
合　計		1,257	1,299	3.3%	—

※四捨五入により全部門を合わせた値が合計と一致しないことがある

出典：特別区の温室効果ガス排出量より作成（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

【部門別の CO_2 排出量の推移】

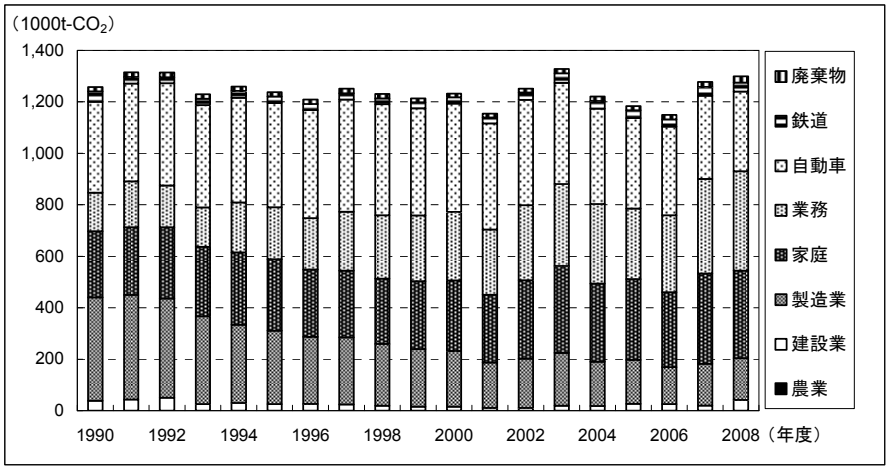

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

2.1.3. 自然環境

（１）緑化の推進

区では、昭和 47 年に東京 23 区としてはいち早く緑化宣言を行い、以来積極的な緑化推進施策を展開し、さらに平成７年度に緑の基本計画（副題：まちは百花園）を策定、平成 22 年度には、本計画を改定しています。

昭和 48 年に 5.4%だった緑被率は、平成２年度に 9.2%、平成 12 年度に 9.4%、平成 21 年には 10.5%に増加していますが、本区は、敷地の狭い商工併用住宅が密集している地域が多く、建築物等の面積がその敷地の大部分を占めており、緑化の推進が難しい状況にあり、東京都特別区部では、23 区中 22 番目の緑被率となっています。

【緑被率等】

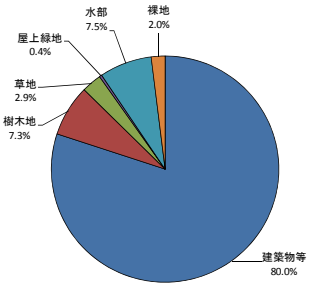

土地区分	面積 ha	割合 %
建築物等	1,100.3	80.0
樹木地	100.9	7.3
草地	39.2	2.9
屋上緑地	4.9	0.4
水部	102.7	7.5
裸地	27	2.0
合計	1,375.00	100.0

出典：「墨田区緑の基本計画」（平成 23 年 1 月）

（２）生き物

「墨田区緑と生物の現況調査報告書（平成 22 年３月）」によると、本区には、東京都の保護上重要な野生生物種や環境省レッドリストに該当する種など様々な動植物の生息・生育が確認されており、区域面積は小さいながらも、公園緑地や緑道、水辺などの多種の生息・生育環境が保全され、生物の多様性が高い地域となっています。

【墨田区内の選定種】

区分	確認種数	選定種（※）
鳥類	11目 28科 55種	カンムリカイツブリ、ダイサギ、トビ、チョウゲンボウ、セイタカシギ、コアジサシ、ウグイス、ヤマガラ
昆虫類	11目 108科 265種	＊アオモンイトトンボ、＊クロスジギンヤンマ、＊ショウジョウトンボ、＊チョウトンボ、ツヤマルガタゴミムシ、コハンミョウ
魚類	8目 12科 24種	ウナギ、ニゴイ、ナマズ、メダカ
水生生物	7綱 19目 35科 46種	＊アオモンイトトンボ（幼虫）、＊ショウジョウトンボ（幼虫）
両生類	1目 3科 3種	アズマヒキガエル
爬虫類	2目 3科 4種	クサガメ、ヤモリ、カナヘビ、アオダイショウ
哺乳類	1目 1科 1種	—
植物	144科 831種	サクラタデ、ゴキヅル、＊ミカワタヌキモ

※「墨田区緑と生物の現況調査報告書」に基づき、「東京都の保護上重要な野生生物種 1998 年版」の区部における選定種を掲載している。ただし、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2010 年版」において、選定種に該当しない種については、種名に「＊」を表記している。

出典：「墨田区緑と生物の現況調査報告書」（平成 22 年 3 月）
「東京都の保護上重要な野生生物種 1998 年版」（平成 10 年 3 月）
「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2010 年版」（平成 22 年 3 月）

2.1.4. 資源循環

（１）ごみの減量と資源化

本区のごみ排出量は、平成 12 年度以降、一貫して減少しています。平成 18 年度には、資源物回収方法の変更を実施し、平成 19 年度は、廃プラスチック類のサーマルリサイクルモデル収集を実施し、平成 20 年度、区域全体での本格回収を開始しました。これにより、さらなる減量化が進み、平成 21 年度におけるごみの排出量は、85,190t となっており、10 年前と比較して、約 15,000t 減少しています。

資源化率の推移をみると、平成 12 年度は、16.2%でしたが、平成 21 年度は、19.4%まで上昇しています。

一人一日あたりのごみ排出量の推移をみると、平成 16 年度の 1,014g/人・日から、平成 21 年度の 800g/人・日と、大きく減少しています。

【ごみ排出量と資源化率の推移】

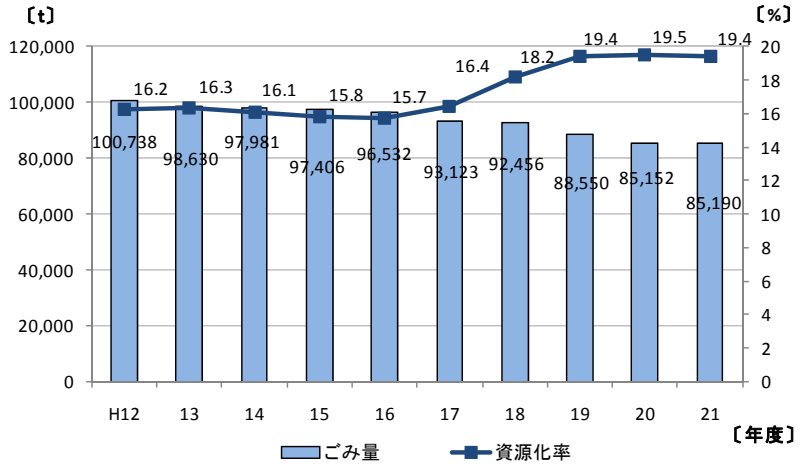

出典：「墨田区一般廃棄物処理基本計画」（平成 23 年 2 月）

（２）雨水利用の促進

本区では、雨水利用促進助成制度により雨水貯留槽を設置する場合、規模に応じて一定の助成を行っています。平成 22 年度までの設置基数の累計は、276 基となっています。

また、民間の開発事業にあたっては雨水の貯留、浸透及び利用を指導しているほか、区庁舎においても、雨水を貯め、雑排水の処理水と合わせてトイレの洗浄水に利用しています。区内における雨水総貯留容量は年々増加し、平成 22 年度は、16,031 ㎥となっています。

本区では、自治体間の政策及び情報交換を活発に行い、自治体としての雨水

利用の政策を充実させていくために、平成８年度から雨水利用自治体担当者連絡会を主催しています。この連絡会には、平成 22 年 3 月時点で 132 の自治体が参加しています。

平成６年度に雨水利用東京国際会議を市民、事業者等と共催し、平成 12 年６月には国際自治体協議会（ICLEI）から国際自治体環境賞を受賞しました。このことを契機に、現在環境 NPO である雨水市民の会との協働で、平成 13 年度には、すみだ環境ふれあい館の中に雨水資料室を設置し、国内外を問わず多数の視察や研修を受け入れるなど、雨水利用に関する情報を積極的に発信しています。さらに平成 20 年度には、雨水利用自治体担当者連絡会が雨水に関わる産学官民のグループに呼び掛けて、緩やかな連携組織として設立された雨水ネットワーク会議を開催するなど、全国的な連携を推進しています。

【雨水貯留施設設置基数の推移】

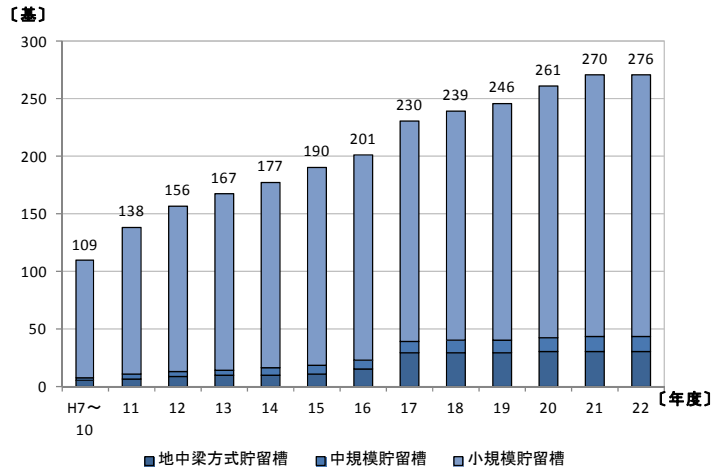

出典：平成 22 年版「すみだの環境」

【区内の雨水利用の雨水総貯留容量の推移】

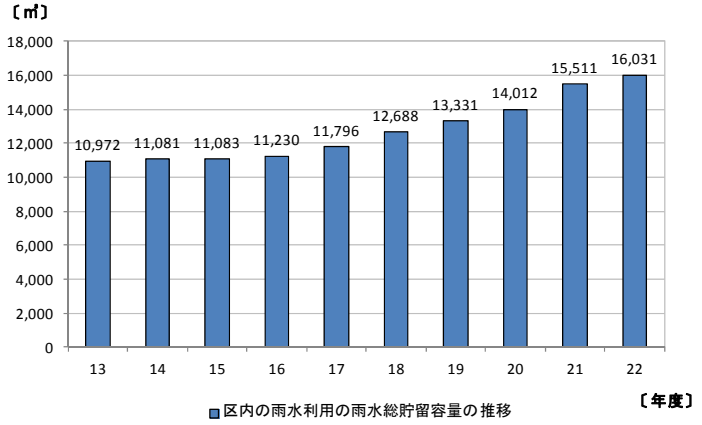

出典：環境保全課

2.1.5.　生活環境

（１）環境汚染対策

①水質

隅田川の水質は、過去において、水質汚濁が進行したこともありましたが、工場排水の規制により改善が図られてきました。また、平成 6 年には、隅田川水系の下水道の整備が 100%を達成するなど、水質は、大幅に向上しています。

本区では、河川の水質の現状を把握するため、毎年度、8 箇所において、定期的な水質測定を実施しています。河川の水質汚濁を測る代表的な指標である BOD（水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量）値について、墨田区の河川の環境基準は、いずれも 5mg/ℓ以下であり、平成 15 年度を除き、毎年度環境基準を達成しています。

東京都区部では、合流式下水道を採用しているため、一定以上の降雨により下水道の処理能力を超えるとポンプで直接河川に放流しており、河川の水質汚染に影響を及ぼすことがあります。こうした河川への汚水まじりの雨水排出を防止する観点からも、区では積極的な雨水利用を推進しています。

【河川水質の推移（BOD）】

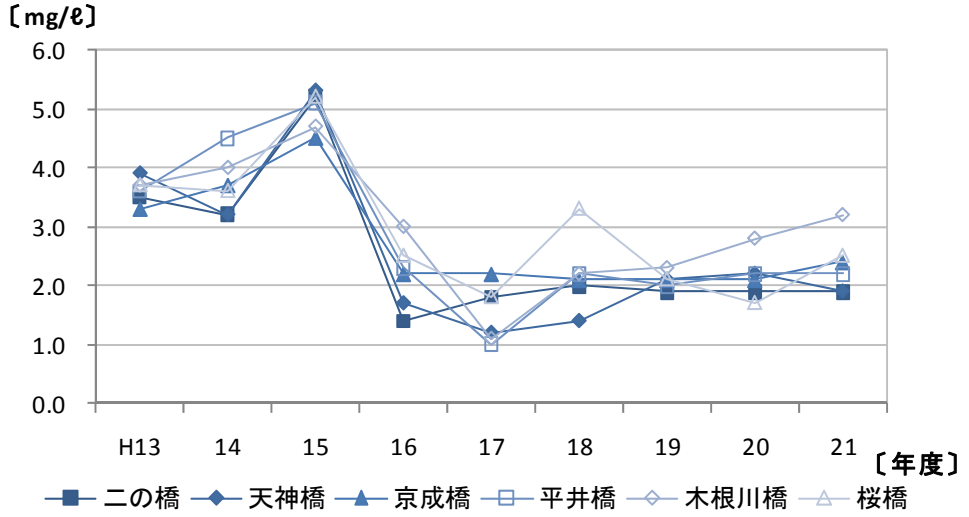

出典：平成 22 年版「すみだの環境」

②現象別苦情件数

本区における苦情件数の推移をみると、過去 10 年間において、毎年度、300 件前後の苦情が発生しており、平成 21 年度は 279 件となっています。苦情件数を現象別にみると、工場等からの騒音が最も多く、毎年 100 件前後の苦情が寄せられています。また、振動、悪臭及び土壌汚染も、依然として課題

となっています。その他の苦情としては、「カラスの巣」や「空き地の管理」に関する相談など、生活環境面に関する内容が多くなっています。

【現象別苦情受付件数の推移】

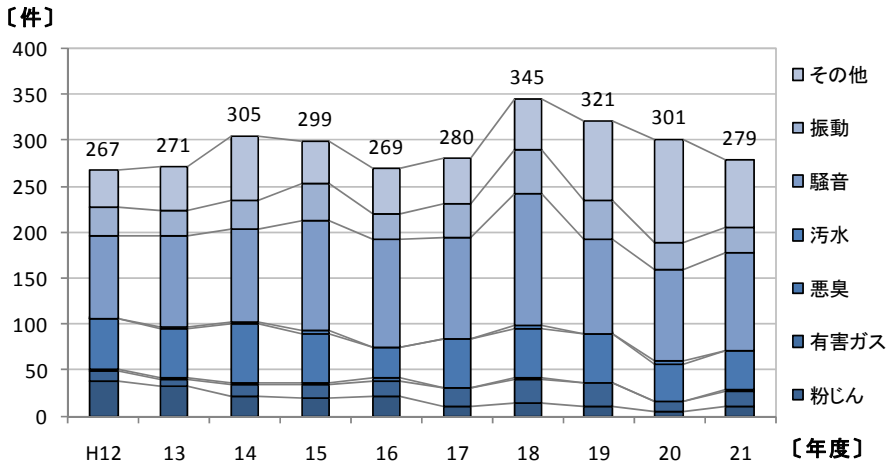

出典：平成 22 年版「すみだの環境」

（2）未知の環境リスク

ダイオキシン類等の有害な化学物質の影響など、従来の規制の枠組みでは想定できなかったさまざまなリスクが発生しています。また、土壌汚染や建材等に含まれるアスベスト問題などのいわゆる「負の遺産」についても、抜本的な対策が求められています。

こうしたことを踏まえ、東京都では、平成 20 年３月に、「東京都環境基本計画」を改定し、「化学物質の適正管理と環境リスクの低減」として、環境の「負の遺産」を残さない取り組みの推進を掲げています。

このような環境の「負の遺産」は一自治体の範囲に収まるものではありません。さらに、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生により、放射性物質の放出・拡散が重大な問題となっていることから、国及び東京都や近隣自治体と連携した取り組みが必要です。

放射能等に関する基礎知識

放射線：放射線は、物質を透過する力を持っており、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、中性子線などがあります。放射線はその種類により物質を透過する力が異なるため、それぞれ異なる物質で遮断することができます。

放射能：放射線を出す能力のことを放射能といいます。放射線を出す能力を持った物質のことを放射性物質といいます。

2.1.6.　環境への取り組み

墨田区では、平成 21 年 10 月 1 日、地球温暖化問題をはじめとして、深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み、「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行いました。

本区はこれまでも、世界の先端をいく雨水利用をはじめとした環境政策に関する情報発信を担うすみだ環境ふれあい館を運営し、地域内外から数多くの見学者を受け入れています。一方で、緑と花の学習園とも連携し、緑化意識の向上を図るなど、地域における環境学習機能をさらに充実させています。

また、すみだリサイクルセンターやすみだリサイクル活動センターたんぽぽなどの施設を運営するとともに、区民の環境に対する意識啓発に向け、省エネナビモニター制度、プールのヤゴ救出作戦、自然観察事業、トンボフェア、ビオトープ事業等を行い、地域や学校教育の現場と連携した取り組みも実施しています。

さらに、環境教育の推進にあたっては、平成 14 年度、「環境学習プログラム」の冊子やそれに基づく副読本を作成し、平成 20 年度には、「すみだ自然と生きものガイドマップ」を作成しており、体系的な環境学習の推進を支援するための取り組みを行っています。

【すみだ環境区宣言】

1　地球温暖化を防ぐクリーンなエネルギーを導入し、
　低炭素型のまちをつくります。

2　水辺と緑を守り増やし、自然と共生するまちをつくります。

3　ごみを減らし、資源を大切にするまちをつくります。

4　雨をたくわえ、水の恵みを活かしたまちをつくります。

5　生活環境を守り、安全で安らぎのあるまちをつくります。

6　環境について学び、行動し、発信するまちをつくります。

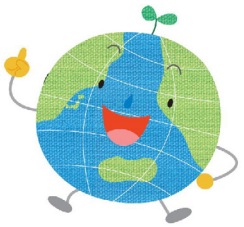

墨田区環境キャラクター
「地球くん」

出典：すみだ環境区宣言

2.1.7. 墨田区の環境の現状と課題のまとめ

（１）社会概況

・本区の人口及び世帯数は、増加傾向にあります。
・事業所数及び従業者数は、減少傾向にあります。
・土地利用は、住商工が複合した立地条件となっていますが、傾向としては、人口の増加に伴い、住環境に関する区民の意識が高まりつつあります。

（２）地球温暖化

・区域における温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年度である平成 2（1990）年度と比較して増加しています。今後も、人口及び世帯数の増加が見込まれることから、とくに民生部門における削減の取り組みが求められます。
・東日本大震災の影響により、省エネルギー、とくに節電の推進が喫緊の課題となっていることから、区民・事業者への意識啓発及び取り組みの実践を促進する必要があります。
・地球温暖化対策の推進と併せて、ヒートアイランド現象を緩和するため、省エネルギーを推進すると同時に、緑化の推進、雨水の浸透、河川環境の整備など、水辺や緑の保全や拡大を図っていくことが課題となります。

（３）自然環境

・本区は、住宅等が密集している地域が多く、短期間で緑を増やすことは極めて困難な状況といえます。今後は、屋上緑化や壁面緑化など、立体的な緑化の推進が期待されます。
・墨田区住民意識調査（平成22年度）では、「緑の豊かさ」に対する区民の意識は、区内の緑地の増加とともに向上していますが、依然として評価は厳しい状況です。
・緑や生きものをはじめとした生物多様性に関する区民の意識啓発を図るため、身近な緑化や自然保全・再生に向けた知識や情報の提供など、「墨田区緑の基本計画」に基づく取り組みを推進する必要があります。

（4）資源循環

・本区においては、ごみの排出量は減少するとともに、資源化率は上昇しています。
・墨田区住民意識調査（平成 22 年度）では、「リサイクルの活動」に対する区民の評価が高くなっています。
・循環型社会の構築を実現するためには、今後も適正な分別の推進などの意識啓発をはじめ、「墨田区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一層のごみの減量化等を図っていくことが求められます。
・本区は、雨水利用に関して、全国的にも先進的な地域としての役割を果たしており、今後も、一層の雨水利用を広めるとともに、各種団体等との連携を推進することが期待されます。

（5）生活環境

・大気については、大気汚染物質による健康被害等を未然に防ぐため、引き続き、自動車等の発生源対策を進める必要があります。
・水質については、浄化を進めるとともに、多様な水生生物が生息できる環境を確保することが求められます。また、河川の水質保全の観点から雨水の貯留、浸透を推進することも重要です。
・本区は、住宅と商業・工業地が混在するという地域の特性があり、騒音をはじめとした苦情が発生しやすくなっています。
・墨田区住民意識調査（平成 22 年度）では、「騒音・振動」及び「大気汚染」の生活公害に関する項目及び「災害時の安全性」に関する評価が低くなっています。
・今後も、区民・事業者の健康や防災面での安全の確保に努めるとともに、必要に応じて適切な対応・対策をとることが求められています。
・東京スカイツリー®の開業に伴うエネルギー使用量の増加やごみの増大等の環境負荷を抑制するため、関連計画や構想等に基づく取り組みの実現が求められます。

（6）環境への取り組み

・墨田区住民意識調査（平成 22 年度）では、区の環境対策の認知度について、約半数が何も知らないという状況となっています。そのため、既往の取り組みの PR や情報提供を積極的に推進することが必要であると考えられます。
・今後は、区民一人ひとりの環境意識の醸成や環境配慮行動の実践を広げていくことが求められていますが、それに加え、区民・事業者への意識啓発や情報提供を継続して推進するとともに、「エコライフ講座」の開催などを通じ、地域における環境リーダーの養成を推進し、より多くの人材を育てていくことが必要です。

2.2. 計画の改定時における施策の進捗評価

平成 23 年度における計画の改定では、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間の計画の進捗状況について、担当各課を対象とした調査を行い、施策の実績を把握するとともに「環境の共創」重点プロジェクトについてはすみだ環境力指標に基づき、施策の方向性については、環境事業活動指標に基づく評価を行いました。この進捗評価の結果については、以下のように、基本目標ごとに課題を整理し、計画の見直しの基礎としています。

2.2.1. 評価方法

「すみだ環境の共創プラン」に位置づけられた施策について、担当各課が行った評価結果を基に、基本目標及び施策の方向の評価を行うとともに、計画の総括評価を行いました。

評価は、下表の基準に基づき、環境事業活動指標に設定した中間目標（平成 22 年度）状況について、基準年度と平成 22 年度の環境事業活動指標の状態を比較しました。

【評価の指標】

判定	活動指標の状態
A	達成（ほぼ達成）
B	未達成だが目標に近づきつつある
C	達成困難・基準年度より悪化

2.2.2. 評価結果

（1）総括評価

総括評価：B 評価

「すみだ環境の共創プラン」に位置づけられている、５つの基本目標及び１６の個別目標、53 の施策の方向を評価した結果、B 評価となりました。

基本的には、順調に進めている施策が多く、目標を達成している、もしくは達成に近づいていますが、その一方で、社会情勢の変化等に伴い、推進が停滞している、成果が想定どおり上げられていない等の施策もあり、取り組みの方向性の見直しに加え、指標等を再検討する必要があります。

また、目標を達成している施策についても、さらなる墨田区の環境の向上のために、これまでの取り組みから課題を把握し、発展・拡充することが望まれます。

（２）基本目標の評価

基本目標の評価結果を、以下の表に整理しました。基本目標３及び基本目標４は、概ね目標を達成しており、A 評価となりましたが、基本目標１、基本目標２、基本目標５は B 評価となっています。これらの評価結果を踏まえ、課題を把握し見直しを行っていく必要があります。

基本目標		評価	個別目標		評価
基本目標1	地球環境にやさしいまちづくり（地域における地球温暖化対策の推進）	B	1-1	地球温暖化対策に地域ぐるみで取り組む	B
			1-2	ヒートアイランド対策を推進する	B
			1-3	環境にやさしい車社会を実現する	A
基本目標2	生き物とふれあえる水と緑の豊かなまちづくり（自然環境の保護と再生）	B	2-1	緑とふれあうまちをつくる	A
			2-2	水辺や土の空間をつくる	A
			2-3	多様な生き物が生息できる自然を回復する	B
			2-4	生き物や自然に関する理解を促進する	B
基本目標3	「もったいない（MOTTAINAI）」という気持ちをもったライフスタイルへの変革（資源循環型社会のしくみづくり）	A	3-1	リデュース、リユース、リサイクル（３R）を推進する	A
			3-2	不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる	A
			3-3	雨水利用を推進する	A
基本目標4	安心して暮らせる安全なやすらぎのあるまちづくり（都市・生活型公害への取り組み）	A	4-1	都市・生活型公害の影響を低減する	A
			4-2	美しい景観とやすらげる環境をつくる	A
基本目標5	環境にやさしい人づくりものづくり（環境体験学習・環境教育、エコプロダクツ）	B	5-1	環境学習の場をつくる	A
			5-2	環境学習の機会をつくる	B
			5-3	環境学習のための推進体制を整備する	B
			5-4	環境にやさしい企業活動を支援する	A

（3）「環境の共創」重点プロジェクトの評価

「環境の共創」重点プロジェクトの評価結果は、以下のとおりとなりました。

基本目標		「環境の共創」重点プロジェクト名	評価	実績及び評価の内容
基本目標1	地球環境にやさしいまちづくり（地域における地球温暖化対策の推進）	地球温暖化対策地域推進計画の策定及び実行	B	① 「すみだ環境区宣言」(平成 21 年 10 月告示)の推進のため、環境フェアをはじめとした各種イベント等で周知した。 ② 地球温暖化防止設備導入助成制度について、助成件数も増加しており、順調に推移してきている。 ③ 墨田区地球温暖化対策実行計画については、第 2 次計画（平成 17～21 年度）で、平成 21 年度までに区施設からの温室効果ガス排出量を基準年度（16 年度比）3.0%削減するとの目標を定めたが、1.4%の削減にとどまり、達成できなかった。平成 21 年度に改定した第 3 次計画（平成 22～26 年度）は、東京都の環境確保条例により、区庁舎からの温室効果ガス排出量の総量削減が義務づけられたことを受け、平成 19～21 年度の 3 年間の平均排出量を基準排出量として、平成 22～26 年度の 5 年間の総排出量を基準排出量 5 年分との比率で 8%の削減することを目標としている。 ④ 温室効果ガスの削減率は、平成 20 年度は基準年度比 4.2%増となり、2 年連続で増加した。エネルギー消費量は、基準年度と比較すると減少する傾向にあることから、増えた要因としては、都内の電力の CO2 排出係数が比較的高い水準にとどまっていること、及び世帯数の増加に伴う民生部門のエネルギー消費の増加によるところが大きい。
基本目標2	生き物とふれあえる水と緑の豊かなまちづくり（自然環境の保護と再生）	水辺と緑の豊かな環境の整備	B	① 緑と生物の現況調査の実施や学校におけるヤゴ救出作戦など、各種事業を実施しているが、生き物とふれあえる環境づくりが十分ではない状況である。 ② 指導要綱等による一定規模以上の集合住宅等の緑地の整備や屋上緑化・壁面緑化等の推進などにより、区内の緑を増やすとともに、緑化講習会などを通じて、緑化啓発を行ってきた。 ③ 水辺環境整備については、北十間川の護岸工事など、順調に進んでいる。 ④ 緑被率については、平成 22 年度の中間目標値である 11.6%に対して、10.5%（平成 21 年度「墨田区緑と生物の現況調査」）であり、達成できなかった。また、平成 22 年度には、「墨田区緑の基本計画」を改定し、目標値の見直しを行った。

基本目標		「環境の共創」重点プロジェクト名	評価	実績及び評価の内容
基本目標3	「もったいない（MOTTAINAI）」という気持ちをもったライフスタイルへの変革（資源循環型社会のしくみづくり）	ごみの減量と資源化の推進	A	① 平成22年度に、「墨田区一般廃棄物処理基本計画」を改定し、今後10年間のごみ減量や資源化の目標を定めた。人口が増加する中、ごみ量は減少傾向にあり、資源化率も、当初目標を上回る形で、順調に推移している。 ② 平成22年6月、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」を一部改正し、資源物の持ち去り行為者に対する罰則を強化した。
		雨水利用の推進	A	① 指導要綱等に基づく雨水利用の指導により雨水貯留容量は、着実に増え、目標を達成している。今後も指導要綱等に基づく指導を適正に行っていく。 ② 雨水利用に関して、区民・事業者・環境ＮＰＯ等への相談・支援を行うとともに、雨水利用先進区として視察の受け入れなど国内外への情報発信に努めた。
基本目標4	安心して暮らせる安全なやすらぎのあるまちづくり（都市・生活型公害への取り組み）	都市・生活型公害の低減	A	① 都市・生活型公害に関して、環境基準は概ね守られている。苦情の件数は平成18年度をピークに減少していたが、平成22年度は前年度より増加した。 ② 都市開発について、開発協議件数は平成22年度の134件と前年（80件）より増えており、それに伴って、騒音や振動に関する苦情件数も増加している。一方で、平成22年度の住民意識調査では、公害（振動・騒音）について否定的な評価をもつ区民の割合は減少した。
基本目標5	環境にやさしい人づくりものづくり（環境体験学習・環境教育、エコプロダクツ）	環境ふれあい館の拡充・整備（環境体験学習拠点の整備）	B	① 環境ふれあい館には国内外から多くの人々が訪れている。また、環境体験学習等の開催回数が増加しており、環境学習の場として機能している。 ② 施設及び展示物の老朽化が目立ち始めており、施設のあり方について、検討が必要である。

（4）個別目標の評価

個別目標の評価結果は、以下のとおりとなりました。

【基本目標１：地球環境にやさしいまちづくり（地域における地球温暖化対策の推進）】

個別目標 評価	施策の方向	環境事業 活動指標	評価	実績・理由等
1-1 地球温暖化対策に地域ぐるみで取り組む 【評価】 B	地球温暖化対策地域推進計画を策定する	温室効果ガス排出量削減率	C	中間目標は平成 2 年度比で 6.7%削減としていたが、平成 21 年度実績では平成 2 年度比で 4.2%増加している。
	区の地球温暖化対策を実施する	温室効果ガス排出量削減率（墨田区地球温暖化防止実行計画）	B	中間目標は平成 16 年度比 3%削減としていたが、平成 21 年度実績では平成 16 年度比 1.4％の減少に留まっている。
	再生可能エネルギー（新エネルギー）の有効利用を促進する	普及・啓発	A	地球温暖化対策防止設備導入補助制度等により、再生可能エネルギー設備等の設置を支援している。
1-2 ヒートアイランド対策を推進する 【評価】 B	人工排熱を抑制する	熱帯夜の年間日数（最低気温２５℃以上の日）	C	助成等により、断熱改修及び遮熱・断熱塗装を推進しているが、区の取り組みだけでは活動指標に対する効果を上げることが難しい。
	道の整備を進める	保水性舗装などの整備	A	道路の保水性舗装や遮熱性舗装等を着々と推進している。
	緑化の推進を図る	緑被率	B	校庭の芝生化を実施しており、年間 1～2 校程度で新たに芝生化を図り、緑化を進めている。
1-3 環境にやさしい車社会を実現する 【評価】 A	公共交通機関の積極的な利用を推進する	公共交通機関利用状況	A	イベント等における普及啓発に加え、区内循環バスの運行準備等、公共交通の利用促進を図っている。
	低公害車の導入やエコドライブを推進する	普及・啓発	A	イベントでの普及・啓発活動を行うとともに、エコドライブ講習会も実施している。
	歩行者のための交通環境の整備を推進する	歩道と車道の分離などの道づくり	A	工事計画に基づき、歩道の新設等を実施しており、順調に整備を推進している。

【基本目標２：生き物とふれあえる水と緑の豊かなまちづくり】

個別目標 評価	施策の方向	環境事業 活動指標	評価	実績・理由等
2-1 緑とふれあうまちをつくる 【評価】 A	多彩な緑で飾るまちづくりを展開する	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数	A	各種ガーデニング講習会を実施している他、平成 22 年度からは、「緑と花のまちづくり推進地域制度」を開始し、3箇所で制度を活用した取り組みを実施した。また、街路樹の整備等も実施している。
	建物の多様な緑化を推進する	屋上緑化、緑のへいの年間助成件数	B	屋上緑化、緑のへいの設置奨励制度等の申請件数が減少傾向にあるが、一定規模以上の建設事業に対して行う緑化指導についても実施しており、緑化が推進されている。
	墨堤の桜を保全し多様な品種の導入により桜の名所を創出する	墨堤の桜の保全・創出	A	平成 19 年度に事業を完了している。
2-2 水辺や土の空間をつくる 【評価】 A	環境に配慮した公園づくりを展開する	区民一人あたりの公園面積	A	大横川親水公園の歩行者空間整備の推進、錦糸公園、旧中川水辺公園、旧安田庭園の整備等を推進した結果、公園面積が増加した。
	水辺環境の創出を推進する	区内河川等の水辺環境の整備	A	護岸整備工事の推進に加え、旧中川の堤防整備工事等を実施し、旧中川水辺公園を開園した。
2-3 多様な生き物が生息できる自然を回復する 【評価】 B	在来植物を呼び戻す	苗の年間配布回数	B	在来植物講習会を毎年実施している他、イベント時に苗を配布する等の普及啓発活動を行っている。
	花や実のなる多様な植物を増やし、鳥やトンボなどの昆虫を呼び、生き物との共生を図る	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数（再掲）	A	各種ガーデニング講習会を実施している他、平成 22 年度からは、「緑と花のまちづくり推進地域制度」を開始し、3箇所で制度を活用した取り組みを実施した。また、街路樹の整備等も実施している。
2-4 生き物や自然に関する理解を促進する 【評価】 B	自然環境の実態把握を推進する	緑と生物の現況調査	A	平成 21 年度に緑と生物の現況調査を実施した。
	緑化推進の拠点機能の充実を図る	年間来館者数	B	学習園内の環境整備等を実施してきたが、来館者数が減少傾向にある。
	生命と自然の大切さを学ぶ機会を創出する	ヤゴ救出作戦・トンボフェアへの参加小学校数	B	小学校を中心とし、プールのヤゴ救出作戦、ビオトープの造成等を実施してきた。また、自然環境観察員養成講座を実施し、学ぶ機会を提供している。
	緑化意識の向上を図る	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数（再掲）	A	各種ガーデニング講習会を実施している他、平成 22 年度からは、「緑と花のまちづくり推進地域制度」を開始し、3箇所で制度を活用した取り組みを実施した。また、街路樹の整備等も実施している。
	ボランティアの連携を推進する	緑と花のサポーターの拡充	A	緑と花のサポーター制度の登録人数は、徐々に増加しており、作業やイベント協力等の役割を担ってもらっている。

【基本目標３：もったいない（MOTTAINAI）という気持ちをもったライフスタイルへの変革（資源循環型社会のしくみづくり）】

個別目標 評価	施策の方向	環境事業 活動指標	評価	実績・理由等
3-1 リデュース、リユース、リサイクル（３R）を推進する 【評価】 A	区民・事業者自らがごみの発生と排出の責任を持つ地域づくりをめざす	ごみ削減率、資源化率	A	平成 20 年 10 月から実施した資源回収品目拡大が定着したことに加え、資源・ごみ分別の周知徹底により、ごみ減量及び資源回収量が増加した。
	普及・啓発を推進する	啓発紙の発行部数・年間回数	A	区内小学校を対象に出前講座を実施している他、環境学習冊子・リサイクル情報紙の発行、各種イベントでの PR 活動等、普及・啓発活動を実施している。
	区・区民・事業者等の協働を推進する	集団資源回収年間量	B	リサイクル清掃地域推進委員制度は定着が図られているが、集団資源回収については、減少傾向となっている。
	地域リサイクルを支える人材を育成する	リサイクルリーダー養成講座年間開催回数	A	目的を達成したため、事業を完了した。
	リサイクル清掃事業の公平性・透明性と効率性を追求する	公平性・透明性・効率性の向上	A	一般廃棄物処理業の許可及び指導を、通年で実施している。また、区民の理解を促進するために、ホームページ等での事業情報の周知やインターンシップ受入れ等、積極的に実施してきた。
3-2 不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる 【評価】 A	区・区民・事業者等の協働を推進する	クリーンキャンペーン、クリーン作戦、一斉不法投棄パトロールの年間延回数	A	不法投棄やポイ捨てを防止するため、区民や事業者と協力し、清掃活動やパトロール、イベント等を活用したキャンペーン活動等を実施している。
3-3 雨水利用を推進する 【評価】 A	雨水利用を普及促進する	雨水利用の雨水貯留容量	A	助成金制度により、事業者の雨水タンク設置を支援している他、指導要綱に基づきタンク設置の指導を実施し、普及促進を図っている。
	雨水利用ネットワークの拡充を図る	雨水利用自治体担当者連絡会等の拡充	A	雨水利用自治体担当者連絡会の幹事会や総会、雨水ネットワーク会議全国大会等に積極的に参加し、ネットワークの拡充に努めている。
	雨水利用で国内外の水危機打開に貢献する	雨水利用ネットワークが取り組む国際貢献事業の支援	A	雨水市民の会の活動支援や各種世界会議等における参加・事例発表等、雨水利用ネットワークの国際貢献事業を積極的に支援している。
	区民・事業者の雨水利用の取り組みを支援する	雨水利用機器開発及び技術者育成の支援	A	技術者養成講座の実施、世界大会等での雨水利用の技術的な啓発の支援、雨水タンクの設計に関する相談への適切な指導等を行っている。

【基本目標４：安心して暮らせる安全なやすらぎのあるまちづくり
（都市・生活型公害への取り組み）】

個別目標 評価	施策の方向	環境事業 活動指標	評価	実績・理由等
4-1 都市・生活型公害の影響を低減する 【評価】 A	大気・騒音・振動等の都市・生活型公害対策を推進する	環境監視事業において大気の環境基準を超えた年間件数	A	環境汚染等の公害を防止するため、調査や指導等を実施しており、環境基準をほぼ達成している。
	河川水質汚染への対応を推進する	環境監視事業において河川水質の環境基準を超えた年間件数	B	環境基準を満たしていない件数は、減少傾向にある。
	環境にやさしい生産スタイルの構築を支援する	ホームページにおける企業向け情報の充実	A	公害防止資金貸付あっせん事業の実施、ホームページにおける情報提供、環境認証取得支援等のメニューを創設している。
	有害化学物質対策を推進する	環境監視事業において有害化学物質の環境基準を超えた年間件数	A	毎年監視を実施しており、平成 19 年以降、環境基準を超えた日数は 0 件で推移している。
4-2 美しい景観とやすらげる環境をつくる 【評価】 A	都市景観に配慮したまちづくりを推進する	都市景観に関する住民意識調査	A	景観条例及び墨田区景観計画の制定を進め、景観行政団体として建築主に助言・指導を行う等、景観まちづくりを推進している。
	新タワーを契機としたよりよい環境を創出する	押上・業平橋駅周辺地区整備事業による新たな環境の創出	A	東京スカイツリー®を環境のシンボルとすることをめざし、関係各課と協議を行っている。
	放置自転車や道路不正使用を改善する	放置自転車対策等の実施	A	放置自転車は減少傾向にある。また、道路の不正使用についても、地元区民や警察等と協力して活動を実施している。

【基本目標５：環境にやさしい人づくりものづくり（環境体験学習・環境教育、エコプロダクツ）】

個別目標 評価	施策の方向	環境事業 活動指標	評価	実績・理由等
5-1 環境学習の場をつくる 【評価】 A	総合的な環境体験学習の拠点として環境ふれあい館を整備・運営する	来館者数	B	環境団体企業交流会を開催し、環境団体・企業等との連携を検討する等、運営の充実に努めているが、来館者数は横ばい傾向にある。
	地域別の環境拠点を整備する	エリア別の環境拠点機能の整備	B	現在検討中である。
	大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学習園を環境体験学習の場として活用する	環境体験学習の場としての整備	A	各施設で環境学習の場としての整備を推進している。
	学校教育施設を環境に配慮したエコロジースクールとして整備する	立体緑化の推進	A	小中学校に太陽光発電システムや屋上緑化、雨水利用システム等の設備を設置している他、緑のカーテンの普及事業や環境啓発冊子の配布等、環境教育の充実を図っている。
	ホームページを環境学習の場として整備する	ホームページの環境に関する情報の充実	A	目的を達成したため、事業を完了した。
5-2 環境学習の機会をつくる 【評価】 B	環境ふれあい館を拠点として環境体験学習事業を展開する	実施回数、参加者数	B	リサイクルの会、雨水市民の会等の勉強会や、環境フェアのサテライト会場等、積極的に事業を実施している。
	環境にやさしい生活（エコライフ）の普及を図る	エコライフ講座年間受講者数	C	地球温暖化防止に向けた、区民の実践行動につながる体験型講座を増やす等工夫を図っているが、目標達成には至っていない。
	こどもエコクラブ活動を支援する	こどもエコクラブの活動支援累計件数	B	保育園、小中学校を中心に、こどもエコクラブの活動支援を行い、加入促進を図っている。
	各種環境啓発事業の継続的推進を図る	自然観察会年間開催数・参加者数	A	親子リサイクル教室等の講座を、毎年継続して開催しており、区民にも定着している。
5-3 環境学習のための推進体制を整備する 【評価】 B	環境体験学習の活動と交流のネットワークをつくる	来館者数	B	環境団体企業交流会を開催し、環境団体・企業等との連携を検討する等、運営の充実に努めているが、来館者数は横ばい傾向にある。
	環境教育人材情報の整備を図る	環境ボランティア累計人数	A	毎年継続して自然観察会等を実施し、積極的な人材育成を推進している。
	環境ボランティアの拡大を図る	エコライフサポーター累計人数	B	エコライフサポーターは、イベント等での活動や自主調査の実施等で活動しているが、登録人数は減少傾向にある。
	すみだ環境共創区民会議との連携を進める	自主的取り組み	A	月に１回会議を開催する他、講演会や見学会を行い、環境に関する学習や、環境関連の計画等の検討を実施している。
5-4 環境にやさしい企業活動を支援する 【評価】 A	環境に配慮した中小企業の育成・支援を行う	環境マネジメント関連規格認証の取得支援	A	環境マネジメントシステムの取得のための経費補助、省エネ講習会の開催等、支援を実施している。
	環境・リサイクル技術及び製品開発を支援する	技術・製品開発に対する支援	A	年に 1 回セミナーを開催し支援を行っている。

2.2.3. 今後の課題の整理

「すみだ環境の共創プラン」に位置づけられている施策について、中間目標を達成した施策については、取り組みの一定の成果が認められていると考えられます。一方で、中間目標未達成となっている施策については、今後の施策の推進方法や見直しの方向を把握し、今後の施策の推進に反映させる必要があります。

これらを踏まえて、今後の施策の推進方法や見直し・改善の方向性、また、さらなる成果につなげるための課題等を、以下に整理しました。

（１）再生可能エネルギーのさらなる利用促進

基本目標１においては、東日本大震災後、再生可能エネルギーの有効活用が、これまで以上に重要性を増しています。また、すみだ環境共創区民会議委員からも、再生可能エネルギーの推進を重要視する意見が多く出されています。

墨田区は、これまでも公共施設を中心に太陽光発電システム等を導入してきましたが、今後は、太陽熱利用システムを含む再生可能エネルギーの積極的な導入が望まれます。

（２）地球温暖化対策の重点的な取り組み

基本目標１においては、さらに、省エネルギーをはじめとした地球温暖化対策の推進を継続することが求められています。これまで、墨田区では、地球温暖化防止設備導入助成制度や省エネナビモニター制度、環境家計簿の普及等、個人や世帯の取り組みを支援する施策を中心としています。しかし、温室効果ガスを削減し、地球温暖化を防止するためには、こうした一人ひとりが家庭や企業活動の中で節電を中心とした省エネルギー活動を実践することに加え、様々な主体が協働で取り組むことが効果的です。

今後は、区民・事業者への情報提供等による意識啓発を継続して推進するとともに、学校等の公共施設を中心とした地域における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な導入、商店街等と区民が協働で行うエコポイント事業の充実等、地球温暖化対策を重点的に進めていく必要があります。

また、墨田区外部評価委員会報告書(平成 22 年度)でもモデル地域を指定して取り組みを推進することの必要性が指摘されていることから、新しい取り組みを一定の地域で実験的に実施することも視野に入れた展開が求められています。

（３）東京スカイツリー®を核とした環境まちづくりの展開

基本目標４については、東京スカイツリー®の開業により、事業所の増加に伴うエネルギー使用量やごみの排出量の増加、観光客や来街者等の交流人口の増加に伴う交通渋滞の発生や環境マナーの問題など、環境への負荷を増大させる

要素も想定されるため、墨田区の新しいシンボルとなる東京スカイツリー®を中心として、環境への負荷を軽減するとともに、産業振興との両立を図っていくことが重要です。

なお、東京スカイツリー®は環境先進技術を多く導入していることから、観光面に加えて環境教育の象徴として位置づけ、周辺地域の整備等のハード面と環境教育の充実等のソフト面の両面を充実させていくことが望まれています。

（4）環境ボランティアや環境リーダーと連携した地域における展開

基本目標２及び基本目標３、基本目標５については、緑のまちづくりや雨水利用において、今後は、地域や事業者等と連携して事業を推進することにより、これまでの取り組みを地域全体に展開することが課題となります。

また、環境教育等の実施や環境講座の継続により、環境ボランティアや環境リーダー等が育成されていることから、こうした人材が地域で活動する機会を創出し、地域全体に波及させることが望まれます。

（5）地域に開かれた環境学習及び実践の場の創出

基本目標５について、環境学習の場及び機会の創出に関しては、環境ふれあい館や雨水資料室などを拠点とした環境学習の展開や各種講座の開催等が、一定の役割を果たしてきたと考えられます。

一方で、環境ふれあい館の来館者については、講座等の参加者等が、比較的環境への関心の高い区民を主流としていることから、地域の環境教育の拠点としての役割を十分に果たしているとはいえません。

今後は、環境ふれあい館や緑と花の学習園が環境教育の拠点としての利用だけでなく、地域の環境保全の実践の場として機能していくことをめざし、エコライフサポーター等の環境リーダーを中心に、地域と協力してモデルプロジェクトを実施する等の検討が必要となります。また、環境団体間のネットワーク化を図ることにより、地域の取り組みとして一体的に推進することが望まれます。

【基本目標・個別目標ごとの今後の課題】

	個別目標	今後の課題
基本目標1	1-1 地球温暖化対策に地域ぐるみで取り組む	・再生可能エネルギー（新エネルギー）の有効利用については、補助制度の継続に加え、周知・PR を効果的に行い、より多くの区民・事業者が参加できるしくみの構築等が求められる。また、区施設への積極的な太陽光発電設備の導入について、「墨田区地球温暖化対策実行計画」に基づき推進を図る必要がある。 ・今後温室効果ガスを削減していくためには、地球温暖化に関心のある一部の区民の取り組みだけでなく、地域等における取り組みとして波及させていく必要がある。 ・区役所の地球温暖化対策の実施については、今後は、熱源・空調機改修工事等、ハード面での取り組みの推進が必要となる。
	1-2 ヒートアイランド対策を推進する	・道路の整備については、今後も引き続き、道路改修事業などに合わせて遮熱性舗装や保水性舗装を採用することに加え、整備した道路にはその旨を区民等に周知することにより、打ち水等の行動を誘発する必要がある。また、校庭の芝生化など、公共施設の緑化を推進することにより、都市の高温化を抑制していく必要がある。 ・ヒートアイランド現象を抑制するための区独自の取り組みとして実施できる対策に限りがあり、取り組みの成果を適切に把握することが難しい状況であるが、今後も国や東京都の動向を踏まえつつ、区民・事業者へ人工排熱の抑制の普及啓発を推進する必要がある。
	1-3 環境にやさしい車社会を実現する	・電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の導入を進めるとともに、エコドライブについては、環境フェア等の各種イベントで、引き続き普及・啓発を図る必要がある。また、区民だけでなく、事業所にも普及・啓発を図ることが重要である。
基本目標2	2-1 緑とふれあうまちをつくる	・今後は、地域における緑化を推進していくことが望まれる。そのために、モデル地区を設定する等、試験的に地域と協働で実施していくことが必要となる。 ・建物の緑化は、「開発指導要綱」等に基づく指導を行うとともに、地域や事業所と連携し、より効率的な緑化を推進していくことが必要となる。
	2-2 水辺や土の空間をつくる	・親水公園の整備については、今後大横川親水公園と竪川親水公園の合流部の未供用地の整備に向け、計画を策定し、着実な整備を推進していく必要がある。 ・公園新設・再整備については、芝生化の検討や維持管理方法の見直しなど、公園再整備に向けた様々な方策を実施・検証していくことが重要である。
	2-3 多様な生き物が生息できる自然を回復する	・生き物との共生については、今後は、講座実施等の個人への普及啓発から、地域単位で生き物との共生を図るためのプロジェクトの実施等を展開していくことが必要となる。 ・在来植物については、個人の取り組みから、地域での面的な取り組みに拡大していくためのしくみの構築が必要となる。また、取り組みの進捗状況をより正確に把握するために、指標の見直しも検討する必要がある。
	2-4 生き物や自然に関する理解を促進する	・ボランティアとの連携については、緑と花のサポーターの活躍の場を増やし、地域特性を活かした活動が展開できるよう、新たなしくみを構築することが求められている。 ・緑化推進の拠点機能の充実については、緑と花の学習園が地域の緑化推進の拠点として機能を発揮できるよう、利用しやすさやプログラムの充実等を強化する必要がある。 ・生命と自然の大切さを学ぶ機会の創出については、学校を拠点とした活動において、今後も企業や地域等と協働で推進していくことが望まれる。一方で、自然環境観察員養成講座等は、養成後の活躍の場を提供する等、今後の展開を検討する必要がある。

	個別目標	今後の課題
基本目標3	3-1 リデュース、リユース、リサイクル（3R）を推進する	・区民・事業者・区の協働については、今後も引き続き集団資源回収に対する奨励金の支払いや物品支給等の支援を行うとともに、大規模新築共同住宅等でも集団資源回収を実施してもらえるよう呼びかけを行い、参加団体を増やすことが必要となる。 ・さらなるごみの減量化や再資源化を推進するためには、引き続き、ごみの分別排出を周知徹底し、資源物の確実な回収を進めていく必要がある。また、生ごみたい肥化講座などを通して生ごみのリサイクルを進めていく必要がある。
	3-2 不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる	・クリーンキャンペーンの実施については、区民団体・企業・区職員等との協働体制による「まちぐるみ」のキャンペーンを継続し、引き続き啓発ポスターを作製し、さらなる参加者の増加に努める必要がある。
	3-3 雨水利用を推進する	・雨水利用ネットワークの拡充については、今後も引き続き、自治体相互間の情報交換及び政策交流を行うことに加えて、区民を含めた連携方策について、検討する必要がある。 ・雨水利用を促進するためには、雨水ネットワークの活動を積極的に周知するとともに、雨水利用技術者養成講座や雨水利用機器開発等の支援を継続し、区内全域へ取り組みの輪を拡大することが必要となる。
基本目標4	4-1 都市・生活型公害の影響を低減する	・区民の健康で安全な暮らしを守るため、引き続き大気や水質、道路交通騒音等の環境監視事業を実施し、環境基準の達成に努めるとともに、区民からの申し出による公害に関する苦情の迅速な解決を図っていく必要がある。 ・河川水質汚染への対応については、今後も引き続き、河川事業者による底泥浚渫や下水道事業者による雨天時の初期汚濁雨水対策など、水質が改善されるよう東京都に働きかけていくことが必要となる。
	4-2 美しい景観とやすらげる環境をつくる	・東京スカイツリー®周辺道路のまち歩き観光を楽しむ来街者の回遊性ルートの整備として、歩道の新設及び電線の地中化に合わせて街路樹の整備を進めていくことが必要となる。 ・景観行政団体として、景観法及び墨田区景観条例に基づき、区民・事業者等への助言・指導を行い、区の地域特性を活かした景観まちづくりを推進していく必要がある。
基本目標5	5-1 環境学習の場をつくる	・エコロジースクールの整備については、今後も引き続き、整備を推進することに加え、学校を地域の拠点とし、PTA や地域団体等まで環境活動を拡大していくことが必要となる。 ・環境ふれあい館の整備・運営については、今後は、環境への関心の高い特定の利用者だけでなく、一般区民も利用しやすい地域の環境学習の拠点とする取り組みが必要となる。
	5-2 環境学習の機会をつくる	・環境啓発事業の継続的推進については、今後は、各イベントの内容の充実を図るとともに、参加者が日常的に環境に配慮した活動に取り組める場の整備等も必要となる。 ・こどもエコクラブ活動については、今後は、学校等での環境教育のさらなる推進に向けて、活用を呼びかけていく必要がある。
	5-3 環境学習のための推進体制を整備する	・環境教育人材情報の整備、環境ボランティアの拡大については、今後は、登録した人材を活用するシステムを構築し、区民の環境への意識のさらなる向上に向けて、活躍の場を整備する必要がある。
	5-4 環境にやさしい企業活動を支援する	・各事業者への環境認証取得支援を継続していくとともに、環境に配慮した事業者の活動について積極的に事例を紹介し支援する必要がある。

第３章　将来の環境像の展望

第３章　将来の環境像の展望

3.1.　望ましい将来の環境像

将来世代へ引き継げる、
人と環境にやさしい「環境共創すみだ」を実現する

これまで環境問題に対し、区はさまざまな施策を展開してきました。しかし、行政の力だけでは「望ましい将来の環境像」を実現することはできません。区民・事業者・区等の協力と連携によってよりよい環境を守り育てていく、という「責務」を改めて認識することが「すみだの環境力」の土台となります。そのうえで、めざすべき「望ましい将来の環境像」を共有することによって、はじめて「環境共創すみだ」の実現に近づくことができます。

本区は、隅田川や荒川をはじめ豊かな水辺に恵まれ、かつては江戸のまちの中で最も栄えた文化や歴史が薫るまちとして、今でも他の自治体にはない魅力を持っています。さらに平成 24 年には東京スカイツリー®の完成が予定され、観光都市としての期待が高まっています。こうしたすみだの進もうとしている方向に沿って、本計画がめざす５年後の環境像を「すみだの四季」を通じて描いてみました。

ー春・・・豊かな水環境に恵まれたすみだ

環境面での“すみだ”らしさを示すものは、豊かな水環境への取り組みが最初にあげられます。本区は、隅田川及び荒川や区内を縦横に流れる河川を水運や憩いの場としてつくりあげてきた歴史があります。これらの河川は、公害規制の強化や下水道の整備によって水質が大幅に改善され、隅田川の花火大会やレガッタなどの伝統行事が復活するようになりました。今後は水辺に生態系を取り戻し、魚が生息できる環境を整備していくことが望まれます。

また、雨水利用では先進的自治体として雨水の適正な管理を通じて渇水と洪水そして震災に強いまちづくりの取り組みを推進してきました。このような、豊かな水環境への取り組みのより一層の発展が期待されています。

平成 24 年に開業したすみだのシンボルとしての東京スカイツリー®が区の中心地に高々とそびえています。東京スカイツリー®の周辺には青々とした並木と澄んだ北十間川が巡っています。川にはゆったりと浮かぶ船が大勢の楽しそうな観光客を乗せています。

東京スカイツリー®に登ると、その高さと眺望に驚かされます。眼下を眺めると南へ大横川親水公園の緑の道が伸びています。ところどころに各家庭に飾られた多彩なガーデニングが見られます。また、建物屋上の緑がいたるところに見えます。少し東の方へ眼を移すと音楽都市すみだを象徴するトリフォニーホールなどの高層ビルと総合体育館を囲む緑の錦糸公園が眺められます。西の方を見ると、両国国技館や江戸東京博物館、そして木々に囲まれた震災・戦災の慰霊堂がある横網町公園が見渡せます。さらにその向こうには水鳥が飛び交う隅田川が望め、川ではレガッタを楽しむ人々や水辺で遊ぶ子どもたちの姿が小さく見えます。

眼を川上に移すと、吾妻橋を渡ってすみだに向かって歩いて来る多くの人々が見えます。道々には住民の方々の手によって花や樹木が飾られ、行き交う人の目を楽しませています。さらに隅田川を川上へと眺めていくと、東京百景で有名な墨提の桜並木が華やかな色彩を川面に映しています。隅田公園や言問橋、桜橋などはお花見をする家族や友人同士で賑わいをみせています。

そして北に向かって眼を移していくと向島の落ち着いたたたずまいが広がっています。木々に囲まれたお寺や神社の小さな姿が眺められます。その向こうには悠然と流れる荒川が見え、河川敷では野球やサッカーをする子どもや大人の歓声が聞こえてくるようです。水辺には葦原が広がり鳥のさえずりが聞こえるようです。その近くには S 字に曲線を描く旧中川の姿も眺められます。

ー夏、そして秋・・・下町のコミュニティを持つすみだ

本区は周辺の自治体とともに人情や風情にあふれたいわゆる下町を形成しており、人と地域と環境にやさしいまちです。また、職住近接というように、働く場所と生活する場所とが密接なつながりを持ち、平和で安心な地域を支える人づきあいや共生の知恵としての江戸しぐさが息づいています。このような地域を、環境問題に取り組む土台としていくことが重要です。さらに江戸の昔からの、無駄をなくし限りある資源を有効に使う生活の知恵は、現在の環境問題に対する取り組みのきっかけを与えるものであり、その意義を改めて見直すことが必要です。さらに、いわゆる団塊の世代の知識や経験を活かすことも重要です。

夏には、旧安田庭園で、今年も納涼の夕べが開かれます。そこで繰り広げられる野だて、三曲演奏、句会などの催しは、夏の夜の暑さも忘れさせてくれます。また、かつてヒートアイランドといわれた真夏の異常な暑さも最近は徐々に少なくなってきているようです。陽射しがかんかんと照りつける日中には、多くの家や商店などが地域を挙げて、貯めた雨水で打ち水を行い、暑さを和らげる工夫をしています。また、冷房も控えめにして、うちわで暑さをしのぐことがおしゃれなライフスタイルとなっているようです。近所の公園では、トンボを追ったりする子どもたちの姿も見かけます。さて、夕方

になると墨堤の付近に多くの人が向かってきます。夏の風物詩である隅田川花火大会を、今年も家族や友人たちと見に行くところなのでしょう。人々の中には、最近では水筒を持ってくる人が増え、ごみも持ち帰る人が多いと聞きます。そろそろ日も暮れはじめ、いよいよ大輪の花火の打ち上げが近づいてきました。また、公園の水辺ではホタルもほのかな光を放ち出しました。

暑さがぶり返す日もありますが、日も短くなりようやく秋も近づいてきたようです。向島百花園ではコオロギや鈴虫などの秋を告げる虫の声を聞きながら、ひと足早い秋の風情を楽しむことができます。百花園だけではなく今では区内の公園などいたるところで虫の音を聞くことができます。自然豊かなすみだをという願いを込めて、その再生のための取り組みが実を結んだようです。

ところで、秋の運動会が行われている学校では太陽光発電の導入や校庭の芝生化などが進み、エコロジーを学べる施設に変わりました。また、すみだ環境ふれあい館を中心に環境を体験学習できるネットワークが区内外に広がっています。そこでは、現役を退いた団塊の世代が地域の環境リーダーとして活躍している姿も見られます。

秋といえば祭りの季節です。今では、国内外からの多くの観光客が訪れ賑わいをみせています。そのような中、墨堤の桜の木々も紅葉し始めてきました。

ー冬・・・環境にやさしい企業のまちすみだ

本区は中小企業のまちです。今後は、これまで大企業中心であったISO等やそれに準じた環境マネジメントシステムなどを中小企業も積極的に導入することで、環境と調和した企業として発展していくことが望まれます。

お正月の恒例行事といえば、東京名所にも数えられる隅田川七福神めぐりです。今年も地元の人はもちろん、最近では外国から訪れる人も増えているようです。木々に囲まれたお寺の風景は訪れる人の心を和ませます。このようなお寺や神社の緑を守っていきたいものです。そして、樹木に欠かせないのが地味豊かな土です。すべての生き物、もちろん人間にとっても、土は生きていくうえでの基盤です。かつて汚染された土壌も、事業者と区の協力により、その生命をようやく取り戻しつつあります。土壌だけではなく、今ではすみだは「環境に負荷を与えない企業のまち」として注目を集めています。

１月には大相撲初場所が両国国技館で開かれます。国技館は相撲だけでなく雨水をためて利用する施設としても有名です。近頃では雨水利用が当たり前となり、すみだの常識が世界中に広まっています。また、かつて都会の冬といえばスモッグに覆われたよどんだ空でしたが、今では天気さえ良ければ富士山や筑波山、そして日光の男体山までも見晴らせます。公共交通の利用が進む一方で、エコドライブや次世代自動車の普及が実現することで、澄んだ空を取り戻すことができたのです。冬の渡り鳥ユリカモメがその空を、隅田川の流れに沿って飛んでいきます。

ーそして再び春はめぐる・・・人と環境にやさしいまちすみだへ

東京スカイツリー®をはじめ、すみだが世界に誇れるものはたくさんあります。そして、すみだで生き、すみだを愛する私たちがもっとも誇れるものは、「5 年後のすみだは環境面での取り組みにおいても世界に誇れるまちになっている」ということです。それを実現するのは私たち自身なのです。よりよい環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営みつつ、さらによりよい環境を持続可能な姿で将来の世代へと引き継いでいく責任を私たち一人ひとりが果たしていくことが大切です。それでは、身近なできることから、楽しく、そしておしゃれに環境にやさしい生活スタイルを築いていきましょう。

【望ましい将来の環境像】

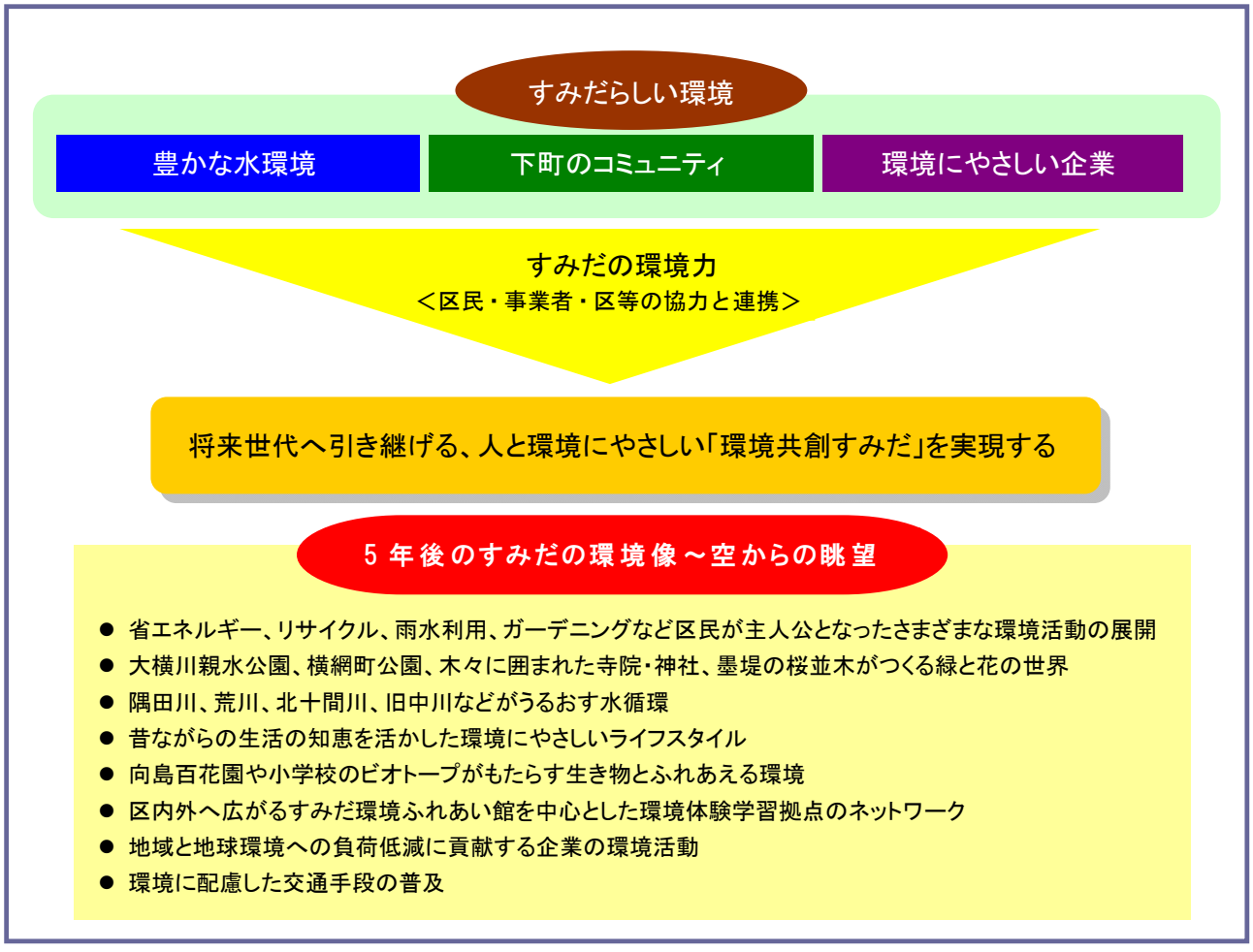

3.2.　5 つの基本目標

望ましい将来の環境像を実現するため、5 つの基本目標を設定し、各種施策・事業を推進します。

基本目標１　健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、災害に強いまちづくりの必要性を再認識するとともに、区民の健康と安全を確保していくことの重要性を改めて示唆するものとなりました。ただし、こうした問題は、一つの自治体内にとどまらない側面を持っています。福島第一原子力発電所の被災に伴う放射線等の問題に関しては、広域的な視点から国や東京都等と連携した取り組みに努めます。また、大規模な災害の発生時における廃棄物処理など、区で対応する必要があるものに関しては、速やかな対応を行うための体制の整備に努めていくものとします。

区民の健康や生活環境を守り、住みよい環境を将来世代に伝えていくためには都市・生活型公害を防止し、安心して暮らせる安全なまちをつくっていくという区民・事業者・区等の意識と具体的な取り組みが求められます。

都市部においては、地球温暖化の進行とヒートアイランド現象により、熱中症の発症リスクが高まりつつあります。

また、都市・生活型公害には、大気汚染・水質汚濁・交通公害などさまざまなものがあり、近年ではアスベストなどの公害問題も発生しています。本区では、交通公害である騒音など、環境基準を満たしていないものがあり、墨田区住民意識調査では、「騒音・振動」及び「大気汚染」の生活公害や「災害時の安全性」に関する評価が低くなっています。

これらの課題を解決するため、生活環境を保全するための各種対策等を継続して実施し、区民の健康を守り、安全を確保するとともに、区の環境の現状や取り組みの成果、関連する情報等を適切に公表していくことにより、区民の安心や満足度を高めていきます。

本区では、平成 24 年度の東京スカイツリー®の開業により、観光客や来街者等の交流人口の増加が予測され、地域の活性化が期待される一方で、これまで以上に環境への負荷が増大することが懸念されています。区では、「押上・業平橋地区まちづくりグランドデザイン」や「墨田区景観計画」等を策定し、人と自然環境との調和を図るため、魅力的な水辺空間の整備や公共交通機関の利便性の向上などを推進しています。今後も、東京スカイツリー®を環境負荷の少ない新しいまちづくりの拠点として位置づけていくことが期待されています。また、やすらぎのあるまちをつくるうえでは、都市・生活型公害を低減するとともに、東京スカイツリー®を背景とした景観の整備など、都市環境の維持と墨田区まちづくり条例等により、住みやすさ・暮らしやすさにつながる取り組みを区民・事業者・区等が協力して実施していきます。

基本目標２　地域全体で取り組む低炭素社会の構築に向けたまちづくり（墨田区地球温暖化対策地域推進計画）

化石燃料の使用や人類の生産活動によって増加した二酸化炭素などの温室効果ガスは、地球の気温を上昇させるとともに生態系や生活環境にさまざまな影響を与えています。このまま何も対策を取らずに地球温暖化が進行すると、海面水位の上昇による陸地の減少や豪雨・干ばつなどの異常気象の増加、デング熱などの感染症の発生などが懸念されます。

地球温暖化を防止するためには、大量生産・大量消費の社会において、私たちの生活を省資源・省エネルギー型の生活に見直し、温室効果ガスの排出を抑制した低炭素型の社会へと変革していく必要があります。

このような背景において、国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を相次いで改正し、東京都においても「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正するなど、地球温暖化対策やエネルギー管理の政策面での強化が図られています。

また、東日本大震災の発生による福島第一原子力発電所の被災は、電力問題を発生させ、今後わが国における原子力政策の大幅な転換も想定されることから、地球温暖化対策の推進と併せて、節電を中心とした省エネルギー意識の機運の高まりを活かし、再生可能エネルギーの導入を推進していくことも求められています。

本区における近年の二酸化炭素の排出量は、減少傾向にある産業部門に対して、民生部門（家庭・業務）の増加が顕著となっています。平成 19 年度に、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区民・事業者・区の協働により、地球温暖化の防止に地域ぐるみで取り組んできたところです。区においても、「墨田区地球温暖化対策実行計画」を策定し、区民・事業者等への率先垂範を示すべく、行政活動に伴い排出される温室効果ガスを削減するための取り組みを実践しています。

今後も、さらに積極的に地球温暖化対策を推進していくため、基本目標 2 に、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」を位置づけ、地域が一体となり、区民や事業者の節電をはじめとした省エネルギーの取り組みを啓発・支援していくとともに、再生可能エネルギーの導入などを推進することにより、着実な温室効果ガスの削減を図っていきます。

基本目標３　自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり

本区では、昭和 47（1972）年に、東京 23 区の中で最初に緑化宣言を行い、以来積極的な緑化推進施策を展開しています。本区は、住宅地等が密集しているため、緑化に適した場所が限られており、短期的に緑を増やすことは難しい状況ではありますが、緑と花のまちづくり推進地域制度による区民主体の緑化活動をはじめとして、着実に区内の緑を増やしてきています。ただし、墨田区住民意識調査では、緑の豊かさに対する区民の評価は、高いとはいえない状況です。

本区には隅田川、荒川及び内部河川が巡っています。また、水辺に親しむ空間として大横川親水公園や竪川親水公園等もあります。しかし、河川の護岸はコンクリートの堤防などにより身近な水辺に親しむことが困難なところも多くあることから、区では河川の親水化を推進しています。

このように、緑化の推進や水辺の整備により一定の成果が上げられていますが、今後は住宅地などの増加により、さらに緑が減少していくことが懸念されます。

「墨田区緑の基本計画」では、平成 21 年度の緑被率 10.5%（みどり率 20.5%）を、平成 32 年度には緑被率 13.0%（みどり率 22.8%）に高めることを目標としており、今後も、屋上緑化や壁面緑化等の立体緑化を積極的に推進し、地域の緑を守り育て、身近な緑や水辺、生き物とふれあうことのできるまちづくりを進めるものとします。

地域の緑化を進めるためには、住居やオフィスビルなどの身近な緑を増やすことに加えて、地域の緑の質を高めるという視点から、道路や公園、寺社等の今ある豊かな樹木を維持することも忘れてはなりません。

生き物とふれあえる緑と水辺の豊かな環境を整備するためには、区の環境部門だけでなくまちづくり部門等と連携し、学校等の公共施設の跡地利用を検討するなど、計画的な環境整備を推進する必要があります。さらに、区民・事業者等の協力も得ながら、生物多様性への理解の促進を図り、緑と水辺を守り増やしていくために協働していくことが求められます。

基本目標４　限りある資源を大切にする循環型のまちづくり

私たちは、生活の豊かさを享受するために、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会を構築してきました。しかし、このような社会のあり方は、環境汚染、地球温暖化などの環境問題をますます深刻化させています。

このような環境問題を解決していくためには、いま一度、かつての日本人の生活に根ざした「もったいない」という考え方を思い起こして、できるだけごみを出さない、エネルギーを効率的に利用するなど、環境負荷の少ない行動を選択する生活様式に変え、資源循環型社会を実現する必要があります。

本区では、ごみの排出量の減量化や資源化率の向上などが順調に進められており、墨田区住民意識調査においても、「リサイクルの活動」に対する区民の評価が高くなっています。しかし、消費活動や生産活動の活発化によるごみ量の増加の懸念と、区民の高齢化の進行と生活形態の多様化、集合住宅の建設に伴う人口増加や地域コミュニティの変化などの課題に対応していく必要があります。

区では「墨田区一般廃棄物処理基本計画」において、ごみの総排出量を、平成 21 年度に対して平成 27 年度までに 4%削減するとともに、平成 32 年度までに約 8%削減することとしています。また、資源化率については、平成 27 年度の資源化率を 21%以上に、平成 32 年度には 23%以上とする目標を立てています。今後もさらなるごみの減量化や資源化を推進するため、誰もが参加しやすい資源回収の方法や、より効率的・効果的なごみの収集・処理などを推進し、区民や事業者への情報提供及び意識啓発を図っていくことが重要となります。

日本では現在、短時間に 100 ミリを超えるような集中豪雨や、降水のほとんどが地中に吸収されず一挙に下水道に集中し逆流を招くような都市型洪水が発生しています。こうした水害対策として、雨水の貯留、浸透及び利用の推進が有効であり、水資源の節約、水循環の再生及び地域防災用水の確保という点でも重要な役割を持っています。

本区は、雨と都市の共生をめざして雨水の貯留・浸透及び有効利用を進めるとともに、各種連絡会議等のイニシアチブをとる役割も担う先進的な地域です。今後も、全国に先駆けた雨水利用のノウハウを持つ本区の特色を生かして、産学官連携の拡充や区民・事業者等への PR や情報提供等を積極的に行うことにより、一層の雨水利用を推進するとともに、国内外の水危機打開への貢献をめざすものとします。

基本目標５　環境を学び環境保全のために行動できる人が育つまちづくり

環境の保全のためには、社会を構成する私たち一人ひとりが環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動をとっていくことが求められています。

墨田区では、平成 21 年 10 月 1 日、地球温暖化問題をはじめとして、深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み、「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行い、毎月５日をすみだ環境の日としています。

環境に配慮した生活様式を身につけ、環境問題に積極的に取り組んでいくためには、環境学習によって区民・事業者・区等の環境問題に関する現状と課題を共有し、環境にやさしい人づくりを進めていかなくてはなりません。また、墨田区住民意識調査では、区の環境対策への認知度が低いという結果が得られていることから、環境への気づきを促すため、既往の取り組みの PR や情報提供を積極的に推進することも前提として必要です。

「環境の共創」の考え方を基本として、区は環境体験学習・環境教育の拠点づくりの中心的な役割を果たしていくため、幼児から大人までの幅広い年齢層に応じた環境体験学習に関するソフトとツールの整備及び環境教育を担う人材の育成を推進していきます。また、環境にやさしい人づくりのために、区民・事業者・区等の活動と交流の拠点として、環境ふれあい館や緑と花の学習園などの機能の拡充等を推進します。

さらに、緑と花のサポーターをはじめとした地域における環境リーダーの育成や将来世代への環境教育等を充実させるとともに、こうした人材が活躍できる場として、緑と花のまちづくり推進地域制度や各種環境体験学習などを効果的に活用し、協治（ガバナンス）の考え方に基づき、地域全体による環境配慮の取り組みへと波及させていくものとします。

また、将来の環境を担う子どもたちを育てる教育の一環として、環境教育が重要であることから、学校を中心として家庭や地域と連携することにより、子どもたちが環境に配慮した行動を身につけ、実践することができるような基盤づくりについても併せて推進します。

3.3.　すみだ環境の共創プランの構成

本計画では、本区の環境課題を解決し、望ましい将来の環境像を実現していくために、５つの基本目標を設定しました。それらの基本目標ごとに、より具体的な個別目標を設定し、個別目標を達成するための施策の方向性と、それらの施策に沿ってさまざまな個別事業を位置づけました。これらは区が主体的に行う事業ですが、区民・事業者も参画した「環境の共創」の考え方による事業展開を図ることで、個別目標の達成をめざしていきます。さらに、計画を着実に推進し望ましい将来の環境像を実現するための先導的な施策として、５つの「環境の共創」重点プロジェクトを位置づけました。

【本計画の基本構成】

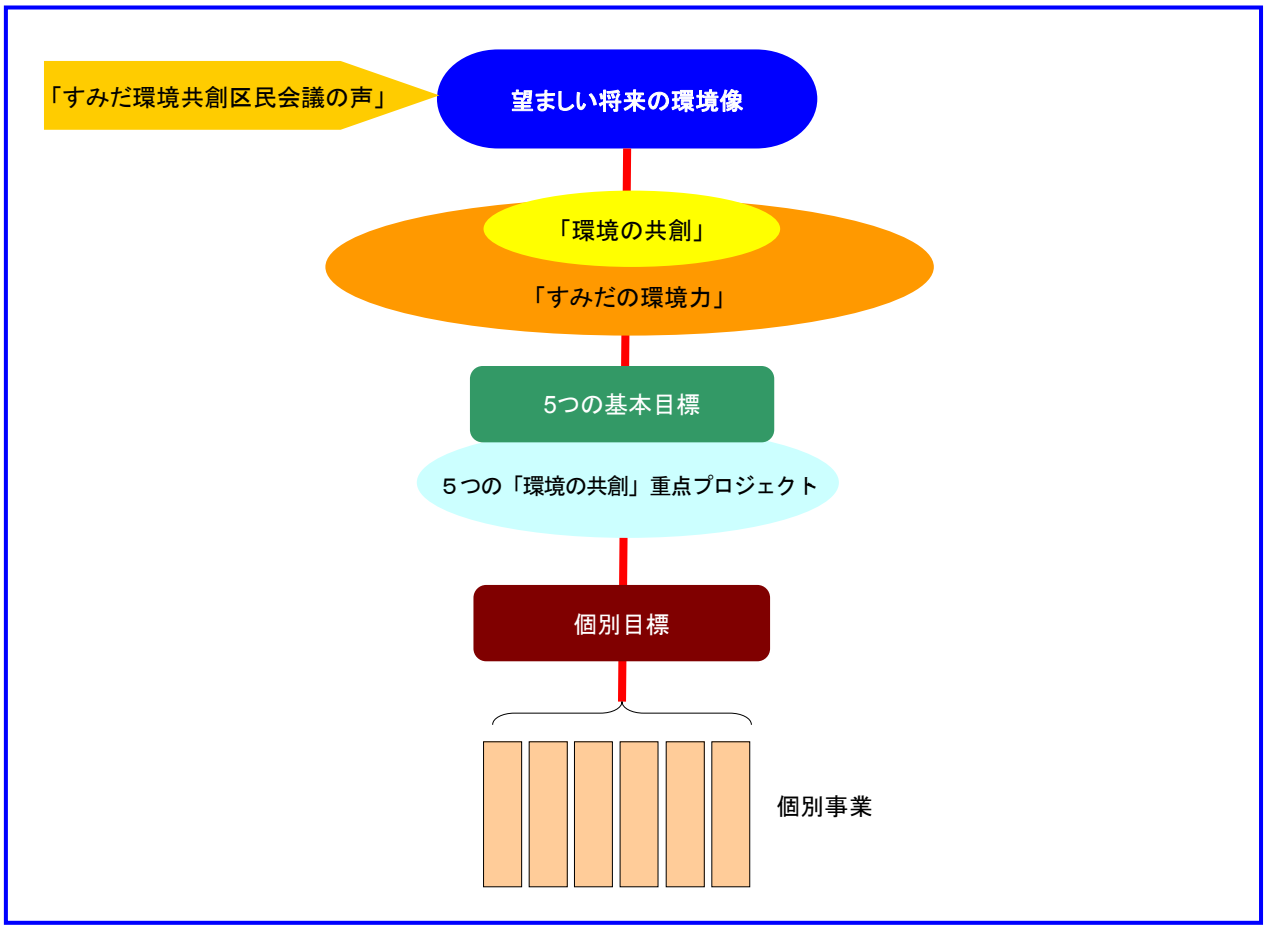

【すみだ環境の共創プランにおける目標体系図】

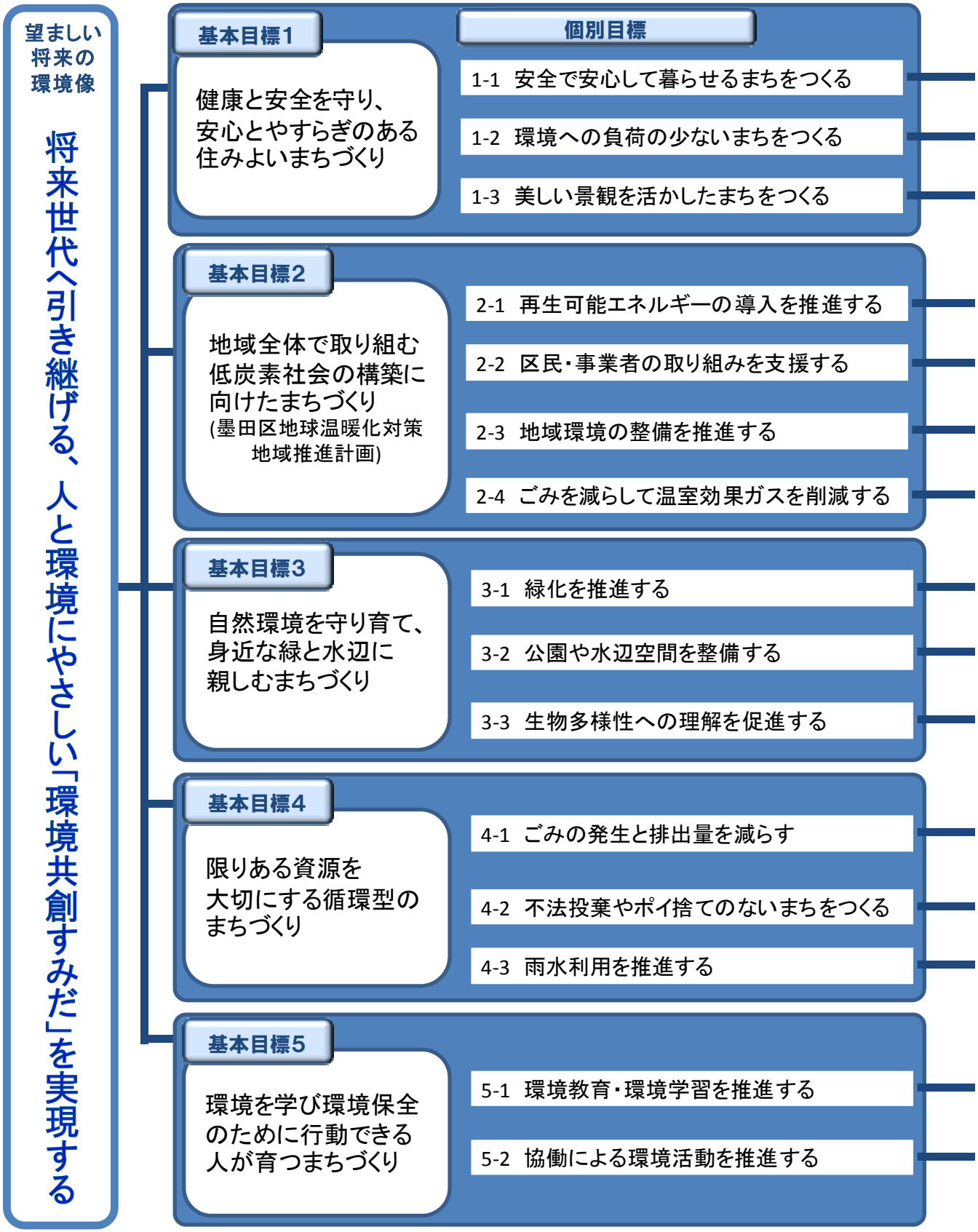

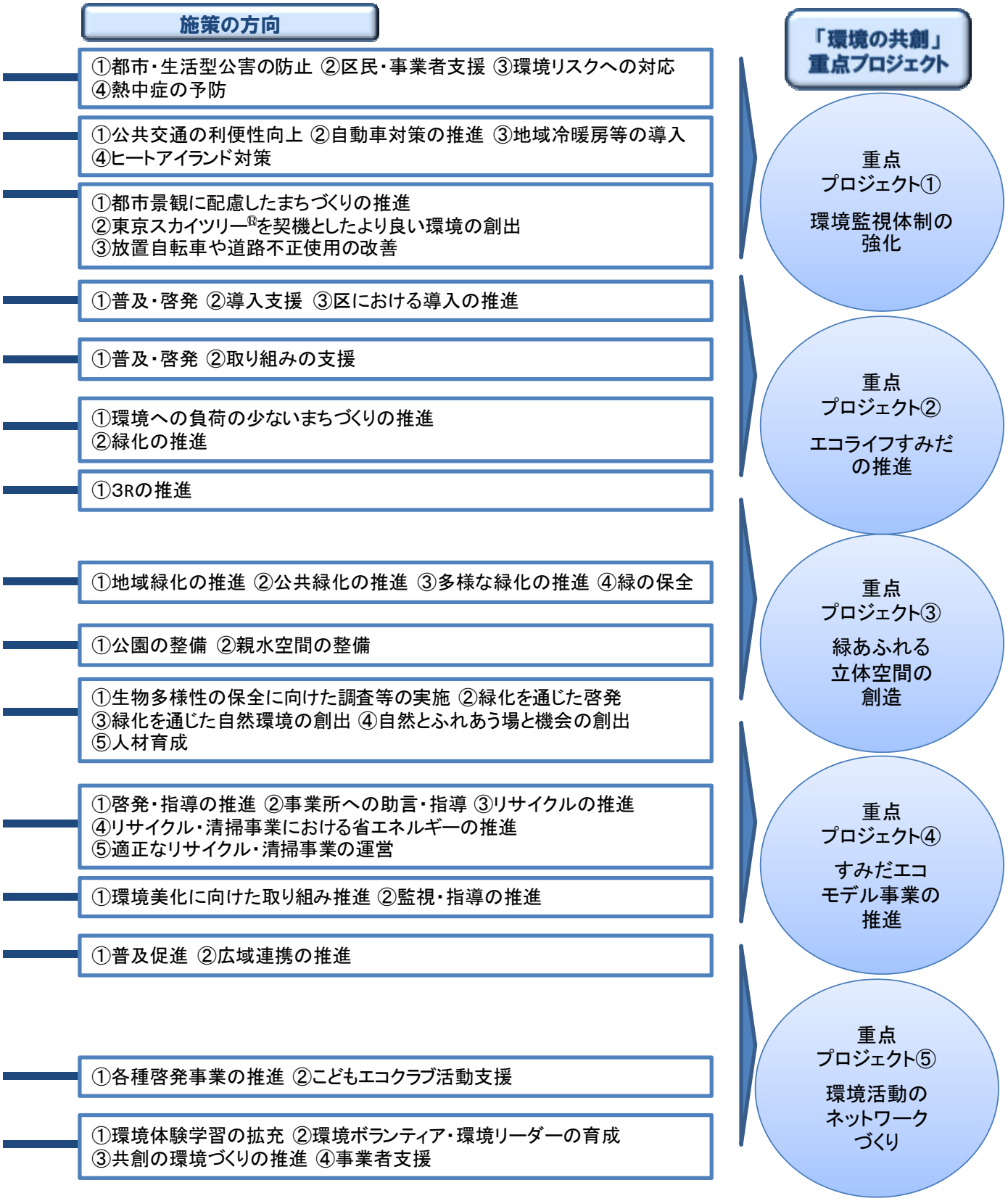
施策の方向
「環境の共創」
重点プロジェクト
①都市・生活型公害の防止 ②区民・事業者支援 ③環境リスクへの対応
④熱中症の予防
①公共交通の利便性向上 ②自動車対策の推進 ③地域冷暖房等の導入
④ヒートアイランド対策
①都市景観に配慮したまちづくりの推進
②東京スカイツリー®を契機としたより良い環境の創出
③放置自転車や道路不正使用の改善
重点
プロジェクト①
環境監視体制の
強化
①普及・啓発 ②導入支援 ③区における導入の推進
①普及・啓発 ②取り組みの支援
①環境への負荷の少ないまちづくりの推進
②緑化の推進
①3Rの推進
重点
プロジェクト②
エコライフすみだ
の推進
①地域緑化の推進 ②公共緑化の推進 ③多様な緑化の推進 ④緑の保全
①公園の整備 ②親水空間の整備
①生物多様性の保全に向けた調査等の実施 ②緑化を通じた啓発
③緑化を通じた自然環境の創出 ④自然とふれあう場と機会の創出
⑤人材育成
重点
プロジェクト③
緑あふれる
立体空間の
創造
①啓発・指導の推進 ②事業所への助言・指導 ③リサイクルの推進
④リサイクル・清掃事業における省エネルギーの推進
⑤適正なリサイクル・清掃事業の運営
①環境美化に向けた取り組み推進 ②監視・指導の推進
①普及促進 ②広域連携の推進
重点
プロジェクト④
すみだエコ
モデル事業の
推進
①各種啓発事業の推進 ②こどもエコクラブ活動支援
①環境体験学習の拡充 ②環境ボランティア・環境リーダーの育成
③共創の環境づくりの推進 ④事業者支援
重点
プロジェクト⑤
環境活動の
ネットワーク
づくり

第４章　区の施策

第４章　区の施策

【基本目標１】
健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり

個別目標 1-1	安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策の方向

①　都市・生活型公害の防止

区民の健康な暮らしを守るため、大気や河川、騒音等に関する調査を継続して実施し、環境基準の達成に努め、公害発生を未然に防止します。また、都市・生活型公害に関する苦情に対しては、迅速な解決を図ります。

②　区民・事業者支援

区内事業者等の適切な公害防止対策を推進するため、指導や支援を継続して実施します。

③　環境リスクへの対応

ダイオキシン類等をはじめとする有害化学物質等を適切に管理するため、東京都と連携した取り組みを推進します。また、東日本大震災に伴う原子力発電所事故の問題に関しては、放射線に関する情報収集・提供に努め、区民の理解向上を推進します。

④　熱中症の予防

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、高齢者等区民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていきます。

個別事業一覧

①	● 環境監視事業の推進	環境保全課
	● 河川水質汚染対策事業の推進	環境保全課
	● 土壌汚染対策事業の推進	環境保全課
	● 工場認可及び公害防止指導事業の推進	環境保全課
	● 公害苦情処理事業の推進	環境保全課
②	● 民間建築物アスベスト調査助成事業の推進	生活経済課
	● アスベスト対策資金融資あっ旋事業の推進	生活経済課
	● 公害防止資金貸付あっ旋事業の推進	生活経済課
	● ホームページ等の事業者向け情報提供	環境保全課
③	● 有害化学物質対策事業の推進	環境保全課
	● 放射線に関する情報収集・提供	環境保全課
④	● 熱中症の予防に関する普及啓発の推進	保健計画課

災害時の利用に配慮した緑町公園

個別目標 1-2　環境への負荷の少ないまちをつくる

施策の方向

①　公共交通の利便性向上

区民や来街者などへ快適な移動手段を提供することにより、自動車の利用抑制を図り、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

②　自動車対策の推進

自動車の使用に関して、環境への負荷の少ない電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及を図るとともに、アイドリングストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンや PR を展開します。

③　地域冷暖房等の導入

地域における効果的な省エネルギーを推進するため、大規模開発等においては、地域冷暖房やコージェネレーションシステムの導入を進めます。

④　ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象の原因となっている人工排熱を抑制するため、道路の整備にあたり、保水性舗装を施すとともに、校庭の芝生化など公共施設の緑化を推進します。また、区民や事業者にも排熱の抑制について普及啓発を行っていきます。

個別事業一覧

①	● 公共交通機関の積極的な利用の普及・啓発	環境保全課
	● 電動バスを含めた区内循環バスの導入	新タワー調整課
	● 船着場の整備と水上交通の普及	道路公園課
②	● 次世代自動車の普及・啓発	環境保全課
	● アイドリングストップなどエコドライブの普及・啓発	環境保全課
	● 歩道と車道の分離のための道づくりなどの交通環境の整備	道路公園課
	● 自転車利用の促進	環境保全課
	● 自転車専用レーンの整備	道路公園課
③	● 大規模開発における地域冷暖房等の導入促進	環境保全課
④	● 家庭や事業所からの排熱の抑制についての普及・啓発	環境保全課
	● 建築物の断熱施工の導入推進（地球温暖化防止設備導入助成制度の推進）	環境保全課
	● 保水性舗装などを施した道の整備	道路公園課
	● 校庭の芝生化	庶務課

個別目標 1-3　美しい景観を活かしたまちをつくる

施策の方向

①　都市景観に配慮したまちづくりの推進

平成 21 年 11 月に施行した「墨田区景観計画」では、景観まちづくり像の実現に向けた区民・事業者・区等の協働による取り組みの方向性や景観形成方針等を示しています。上記計画に基づき、地域の特色を活かしたすみだらしい景観づくりに向けた取り組みを推進していきます。

②　東京スカイツリー®を契機としたより良い環境の創出

東京スカイツリー®の開業に伴い、墨田区の新しい都市空間が形成されつつあります。区では、「押上・業平橋周辺地区整備事業」を推進する中で、東京都における環境影響評価や国の電波防護指針等に基づき、今後も適切な環境の保全に努めていきます。

③　放置自転車や道路不正使用の改善

公共の場の適切な使用を促すため、自転車対策や交通の妨げになるような道路の不正使用の解消等を推進します。

個別事業一覧

①	● 景観まちづくり推進事業	都市計画課
②	● 押上・業平橋駅周辺地区整備事業	全庁
③	● 放置自転車対策の推進 ● 自転車駐車場の整備 ● 道路不正使用の是正	土木管理課 都市整備課 土木管理課、 産業経済課

環境事業活動指標

個別目標	環境事業活動指標	平成 17 年度 （基準値）	平成 22 年度 （現状値）	平成 27 年度 （目標値）
1-1 安全で安心して暮らせるまちをつくる	大気（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質）の環境基準を超えた年間件数	1 件 （二酸化窒素）	0 件	0 件
	河川水質（8 か所）の環境基準を超えた年間件数	2 件	2 件	0 件
	有害化学物質等（2 か所）の環境基準を超えた年間件数	1 件 （揮発性有機化合物等）	0 件	0 件
	公害苦情件数	257 件	286 件	150 件
	放射線量が区の除染等の対応基準※1 以上の測定箇所数、件数	―	26 箇所 45 件 〈平成 23 年度※2〉	0 箇所 0 件
1-2 環境への負荷の少ないまちをつくる	建築物の断熱改修への助成件数（累計）	14 件 〈平成 20 年度〉	73 件	300 件
	建築物の遮熱断熱塗装への助成件数（累計）	2 件 〈平成 20 年度〉	34 件	150 件
	校庭を芝生化した学校数（累計）	1 校	5 校	8 校
1-3 美しい景観を活かしたまちをつくる	墨田区のまちなみが美しいと思う区民の割合	22.8%	27.3%	30.0%

※1　学校、保育園、幼稚園の校庭、園庭、砂場等における空間放射線量が毎時 0.25 マイクロシーベルト以上を言います。なお、この基準については、国や都の動向を踏まえて見直す場合もあります。

※2　平成 24 年 1 月 31 日現在

北斎通り

【基本目標２】
地域全体で取り組む低炭素社会の構築に向けたまちづくり
（墨田区地球温暖化対策地域推進計画）

本区の温室効果ガスは、基準年度である平成 2（1990）年度から増加傾向にあり、平成 20（2008）年度の排出量は、基準年度比で 4.2%増加しています。

また、本区における温室効果ガスの現状趨勢ケース（今後、追加的な対策を実施しないと仮定した場合）の推計結果は、平成 27（2015）年度は基準年度比で、4.0%増加し、平成 20（2008）年度と比較すると 0.2%の減少となる見込みです。

こうした状況を踏まえ、本区における温室効果ガスの削減目標は、平成 27（2015）年度までに基準年度比で 8.0%削減するものとします。なお、今後の国や東京都の政策面での動向や温室効果ガスの削減に関する技術革新等を踏まえ、今後、さらなる温室効果ガスの削減を図るための追加的な取り組みを実践するものとし、東京都が掲げる平成 32（2020）年度までに、平成 12（2000）年度比で、25%の削減に相当する取り組みの推進をめざすものとします。

平成 27（2015）年度における墨田区の温室効果ガスの削減目標

基準年度比 8.0%削減

【温室効果ガスの削減目標】

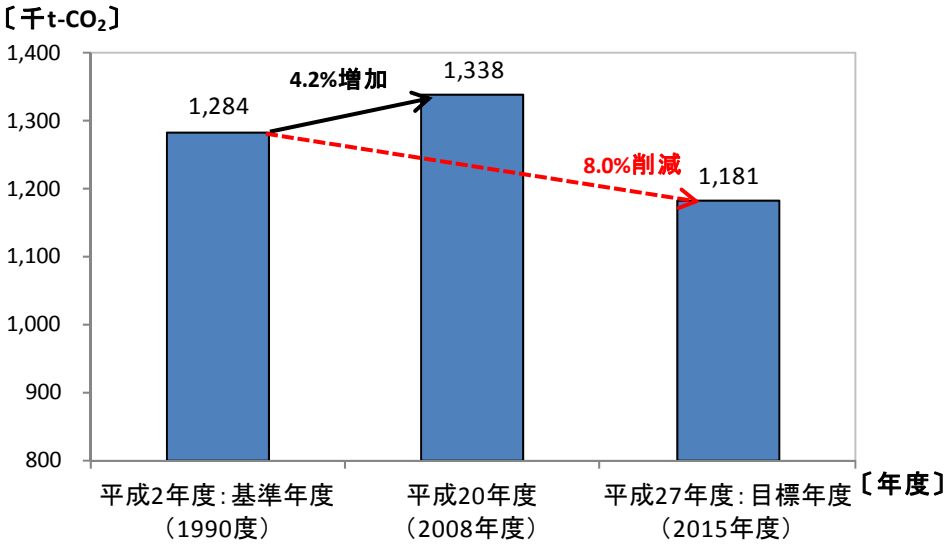

※温室効果ガス排出量の算定方法や削減目標の設定に関する考え方等については、第７章資料編を参照。

個別目標 2-1　再生可能エネルギーの導入を推進する

施策の方向

①　普及・啓発

再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に関する情報の発信や啓発を推進します。

②　導入支援

平成 20 年度より太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを対象とした地球温暖化防止設備導入助成制度を実施しており、今後も区民・事業者への導入支援を推進します。

③　区における導入の推進

公共施設における再生可能エネルギーの導入を率先して推進します。

個別事業一覧

①	● 再生可能エネルギーの普及・啓発	環境保全課
	● エコロジースクールの推進	庶務課、指導室、環境保全課
	● カーボンオフセット事業の検討・導入	環境保全課
	● エコ住宅に関する情報提供	環境保全課
②	● 太陽光発電設備・太陽熱利用システム導入の推進（地球温暖化防止設備導入助成制度の推進）	環境保全課
	● 省エネ機器普及支援事業の検討・推進	環境保全課
③	● 墨田区地球温暖化対策実行計画の推進	環境保全課
	● 庁舎リフレッシュ計画の推進	総務課
	● 公共施設の新築･改修等における再生可能エネルギーの導入	各所管課

個別目標 2-2　区民・事業者の取り組みを支援する

施策の方向

①　普及・啓発

区民や事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を推進するとともに、学校における地球温暖化防止に関する教育を推進します。

②　取り組みの支援

区民の省エネルギーを推進するため、これまで省エネナビモニター制度や環境家計簿などによる意識啓発を実施してきました。平成 23 年度からは、エコポイント事業や事業者向けの省エネ診断事業を開始しており、今後もさらに地域全体で省エネルギーの取り組みを推進していきます。

個別事業一覧

①	● 墨田区地球温暖化対策に関する普及・啓発	環境保全課
	● 地球温暖化に関する企画展示の実施	環境保全課
②	● エコポイント事業の推進	環境保全課
	● CO_2 削減区民運動の推進	環境保全課
	● 環境家計簿の普及	環境保全課
	● 省エネナビモニター制度の推進	環境保全課
	● フィフティ・フィフティプログラムの推進	環境保全課
	● 省エネ診断事業・エスコ事業への取り組み支援	環境保全課

個別目標 2-3　地域環境の整備を推進する

施策の方向

①　環境への負荷の少ないまちづくりの推進

自動車使用による温室効果ガスの排出を抑制するため、鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩による移動のしやすい利便性の高いまちづくりを推進します。

②　緑化の推進

地域の緑化は、憩いの場や安らぎの空間を創出するだけでなく、二酸化炭素を吸収する効果が期待できることから、区民・事業者・区等が協働し、民間や公共の場の緑化と、建築物の屋上や壁面などの立体緑化を推進します。

個別事業一覧

①	● 公共交通機関の積極的な利用の普及・啓発	環境保全課
	● 電動バスを含めた区内循環バスの導入	新タワー調整課
	● 船着場の整備と水上交通の普及	道路公園課
	● 次世代自動車の普及・啓発	環境保全課
	● アイドリングストップなどエコドライブの普及・啓発	環境保全課
	● 歩道と車道の分離のための道づくりなどの交通環境の整備	道路公園課
	● 自転車利用の促進	環境保全課
	● 自転車専用レーンの整備	道路公園課
	● 大規模開発における地域冷暖房等の導入促進	環境保全課
	● 家庭や事業所からの排熱の抑制についての普及・啓発	環境保全課
	● 建築物の断熱施工の導入推進（地球温暖化防止設備導入助成制度の推進）	環境保全課
	● 保水性舗装などを施した道の整備	道路公園課
	● 校庭の芝生化	庶務課

②	● 緑と花のまちづくり推進地域制度による緑と花のネットワークづくりの推進	環境保全課
	● ハンギングバスケットによる緑と花の拠点づくりの推進	環境保全課
	● 魅せるまちかどガーデニング事業の推進	環境保全課
	● すみだ花の道整備事業の推進	道路公園課
	● 道路や公共施設等における緑化の推進	道路公園課、環境保全課
	● 立体緑化（屋上及び壁面緑化）の推進	環境保全課
	● 緑のへいの設置奨励	環境保全課
	● 緑のカーテンの普及	環境保全課
	● 一定規模以上の建設事業に対する緑化指導	環境保全課
	● 特別保全樹木助成制度の推進	環境保全課
	● 森林整備体験事業等の推進	環境保全課

※個別目標 2-3 の①については、個別目標 1-2 と同様の施策を推進します。

第二寺島小学校の屋上緑化

個別目標 2-4　ごみを減らして温室効果ガスを削減する

施策の方向

①　3R の推進

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です（３つのＲを総称して「3R」といいます）。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能であることから、廃棄物の有効利用と合わせて３R の取り組みを推進していきます。

個別事業一覧

①	● ごみ減量とリサイクルに関する情報提供	すみだ清掃事務所
	● 外国語広報の充実	すみだ清掃事務所
	● リサイクル・清掃事業に関する学習の推進	すみだ清掃事務所
	● 「マイバッグ運動」の推進	すみだ清掃事務所
	● 分別排出の徹底	すみだ清掃事務所
	● 事業者の適正処理の指導及び自主的な取り組みの促進	すみだ清掃事務所
	● 一般廃棄物処理業の許可及び指導	すみだ清掃事務所
	● 小規模事業所リサイクルシステム（エコッチャ）※の促進	すみだ清掃事務所
	● 資源回収事業の推進	すみだ清掃事務所
	● 集団資源回収への支援	すみだ清掃事務所
	● 生ごみのリサイクルの推進	すみだ清掃事務所
	● リサイクルブック市の実施	あずま図書館
	● リサイクル清掃地域推進委員制度の推進	すみだ清掃事務所
	● 環境負荷の少ない収集・運搬車両の導入	すみだ清掃事務所
	● サーマルリサイクルの推進	すみだ清掃事務所
	● リサイクル・清掃事業の効率化	すみだ清掃事務所
	● 情報公開の推進	すみだ清掃事務所
	● リサイクル・清掃事業の継続性の確保	すみだ清掃事務所
	● 災害時における廃棄物処理対策の整備	すみだ清掃事務所

※小規模事業所リサイクルシステム（エコッチャ）：資源をリサイクルルートにのせ、ごみ処理コストを低減することで事業系ごみの適正処理を促進する。

環境事業活動指標

温室効果ガスの削減に関する目標	平成 17 年度 （基準値）	平成 22 年度 （現状値）	平成 27 年度 （目標値）
区域における温室効果ガス総排出量の削減	128.4 万 t-CO_2 〈平成 2 年度〉	133.8 万 t-CO_2 （4.2%増加） 〈平成 20 年度〉	118.1 万 t-CO_2 （8.0%削減）
区民一人当たり温室効果ガスの削減	5.76t-CO_2 〈平成 2 年度〉	5.73t-CO_2 〈平成 20 年度〉	4.54t-CO_2

個別目標	環境事業活動指標名	平成 17 年度 （実績値）	平成 22 年度 （現状値）	平成 27 年度 （目標値）
2-1 再生可能エネルギーの導入を推進する	太陽光発電設備及び太陽熱利用システムの設置助成件数（累計）、発電量（累計）	19 件 51.5ｋW 〈平成 20 年度〉	144 件 492.9ｋW	500 件 1,500ｋW
	区施設における温室効果ガス排出量の削減	21,713t-CO_2 〈平成 16 年度〉	21,418t-CO_2 （1.4%削減） 〈平成 21 年度〉	19,931t-CO_2 （8%削減）
2-2 区民・事業者の取り組みを支援する	省エネナビモニター制度の参加世帯数、成果を上げた世帯割合	―	67 世帯 43%	100 世帯 60%
	環境フェア来場者数	―	7,219 人	10,000 人
	中小企業の省エネ診断の受診件数	―	―	10 件
2-3 地域環境の整備を推進する	建築物の断熱改修への助成件数（累計）【再掲】	14 件 〈平成 20 年度〉	73 件	300 件
	建築物の遮熱断熱塗装への助成件数（累計）【再掲】	2 件 〈平成 20 年度〉	34 件	150 件
	校庭を芝生化した学校数（累計）【再掲】	0 校	5 校	8 校
	みどり率	20.1% 〈平成 12 年度〉	20.5% 〈平成 21 年度〉	22.8%
	緑被率	9.4% 〈平成 12 年度〉	10.5% 〈平成 21 年度〉	13.0%
	公共施設における屋上緑化、壁面緑化実施件数（累計）、面積（累計）	14 件 1,365.0 ㎡	22 件 2,244.1 ㎡	40 件 3,123 ㎡
	屋上緑化、壁面緑化、緑のへい助成件数（累計）、面積（累計）	30 件 798.8 ㎡	79 件 1,930.0 ㎡	100 件 2,442 ㎡
	緑と花のサポーター登録人数	44 人	51 人	80 人
	緑と花のまちづくり推進地域制度実施数、プランター・花壇・ハンギングバスケット設置数（累計）	―	3 箇所 37 個	20 箇所 400 個
2-4 ごみを減らして温室効果ガスを削減する	ごみの発生量、削減率	93,123 トン	85,190 トン 8.5%削減 〈平成 21 年度〉	81,000 トン 13.4%削減
	ごみの資源量、資源化率	13,725 トン 16.4%	13,984 トン 19.4% 〈平成 21 年度〉	14,300 トン 21.7%

【基本目標３】
自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり

個別目標 3-1　緑化を推進する

施策の方向

① 地域緑化の推進

「緑と花のまちづくり推進地域制度」や「魅せるまちかどガーデニング事業」等により、区域全体において多彩な緑を創出します。

② 公共緑化の推進

公園や街路樹、水辺など、公共の場の緑化を進め、緑の豊かさを感じることができるまちづくりを推進します。

③ 多様な緑化の推進

地上部の緑化を進めていくとともに、緑のカーテンの普及をはじめ、建築物の屋上や壁面などの立体的な緑化を区民・事業者・区等の連携により推進します。

④ 緑の保全

区内に残存する貴重な緑を保全するため、「特別保全樹木助成制度」を推進するとともに、区外における森林整備体験事業等を実施し、緑の保全意識の啓発を推進します。

個別事業一覧

①	● 緑と花のまちづくり推進地域制度による緑と花のネットワークづくりの推進	環境保全課
	● ハンギングバスケットによる緑と花の拠点づくりの推進	環境保全課
	● 魅せるまちかどガーデニング事業の推進	環境保全課
②	● すみだ花の道整備事業の推進	道路公園課
	● 道路や公共施設等における緑化の推進	道路公園課、環境保全課
③	● 立体緑化（屋上及び壁面緑化）の推進	環境保全課
	● 緑のへいの設置奨励	環境保全課
	● 緑のカーテンの普及	環境保全課
	● 一定規模以上の建設事業に対する緑化指導	環境保全課
⑤	● 特別保全樹木助成制度の推進	環境保全課
	● 森林整備体験事業等の推進	環境保全課

※個別目標 3-1 ついては、個別目標 2-3 の②と同様の施策を推進します。

個別目標 3-2　公園や水辺空間を整備する

施策の方向

①　公園の整備

身近な公園は、私たちにやすらぎと憩いを与えてくれるとともに、防災面においても重要な役割を担っていることから、環境に配慮した公園の整備を推進します。

②　親水空間の整備

親水公園や河川沿いの緑地の整備においては、緑や水辺と気軽にふれあえる空間の創出に努めます。

個別事業一覧

①	● 公園の新設・再整備	都市整備課、道路公園課
	● 旧安田庭園の整備	道路公園課
②	● 親水公園の整備（大横川親水公園・竪川親水公園）	都市整備課、道路公園課
	● 北十間川水辺活用構想の推進	道路公園課
	● 河川整備における自然環境の再生	道路公園課

旧中川水辺公園

個別目標 3-3	生物多様性への理解を促進する

施策の方向

① 生物多様性の保全に向けた調査等の実施

区内の緑地や水辺などには、多種多様な生き物や植物が生息・生育しています。これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、自然環境の保全創出に向けた指針の策定や施策の実施について検討します。

② 緑化を通じた啓発

緑化フェア等のイベント開催を通じて、多くの区民が緑に関心を持ってもらえるよう、生活様式に合わせた緑化の啓発を行います。

③ 緑化を通じた自然環境の創出

本区で行っている苗木の配布においては、在来種を導入し、普及を図るとともに、ビオトープの整備や「魅せるまちかどガーデニング事業」などの機会を活かしたエコポケット(小さな自然空間)の創出に努めます。

④ 自然とふれあう場と機会の創出

「緑と花の学習園」では、緑を学びふれあうことのできる地域緑化の拠点としての機能充実を図るとともに、荒川河川敷や区立学校におけるビオトープの整備を推進し、自然とふれあう学習に活かしていきます。なお、整備に当たっては、学校跡地等の活用を視野に入れた検討を進めます。

⑤ 人材育成

身近な自然とのふれあいを推進するため、「自然環境観察員養成講座」や「緑と花のサポーター制度」を活用し、人材を育成します。

個別事業一覧

①	● 自然の実態把握 ● 生物多様性地域戦略の策定検討	環境保全課 環境保全課
②	● 緑化フェアの開催 ● 緑化講習会の開催	環境保全課 環境保全課
③	● 在来植物の保全・保護 ● エコポケット(小さな自然空間)の創出	環境保全課 環境保全課
④	● 緑と花の学習園の機能充実 ● 荒川自然生態園の整備 ● ヤゴ救出作戦・トンボフェアの実施 ● ビオトープの推進	環境保全課 道路公園課 指導室・学校、 環境保全課 環境保全課、 学校
⑤	● 自然環境観察員養成講座の開催 ● 緑と花のサポーター制度の推進	環境保全課 環境保全課

環境事業活動指標

個別目標	環境事業活動指標名	平成 17 年度 (実績値)	平成 22 年度 (現状値)	平成 27 年度 (目標値)
3-1 緑化を推進する	みどり率【再掲】	20.1% 〈平成 12 年度〉	20.5% 〈平成 21 年度〉	22.8%
	緑被率【再掲】	9.4% 〈平成 12 年度〉	10.5% 〈平成 21 年度〉	13.0%
	公共施設における屋上緑化、壁面緑化実施件数(累計)、面積(累計)	14 件 1,365.0 ㎡	22 件 2,244.1 ㎡	40 件 3,123 ㎡
	屋上緑化、壁面緑化、緑のへい助成件数(累計)、面積(累計)	30 件 798.8 ㎡	79 件 1,930.0 ㎡	100 件 2,442 ㎡
	緑と花のサポーター登録人数【再掲】	44 人	51 人	80 人
	緑と花のまちづくり推進地域制度実施数、プランター・花壇・ハンギングバスケット設置数(累計)【再掲】	―	3 箇所 37 個	20 箇所 400 個
3-2 公園や水辺空間を整備する	区全域の公園面積	70.47ha	70.90ha	78.86ha
3-3 生物多様性への理解を促進する	ヤゴ救出作戦・トンボフェアへの参加小学校数	21 校	21 校	全校
	自然環境観察員養成講座登録者数	―	39 人	80 人

【基本目標４】
限りある資源を大切にする循環型のまちづくり

個別目標 4-1	ごみの発生と排出量を減らす

施策の方向

① 啓発・指導の推進

本区におけるごみの排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も向上しています。しかし、資源循環型社会を実現するためには、より一層の取り組みが必要となるため、できる限りごみを出さず（リデュース）、ものを捨てずに大切に使う（リユース）生活を普及させるため、情報発信等により意識啓発を進めていきます。

② 事業所への助言・指導

事業所においては、事業系ごみの適切な処理に向けた啓発や分別徹底の指導を行うとともに、自主的なごみの減量やリサイクルへの取り組みにつなげるための情報発信を行っていきます。

③ リサイクルの推進

資源回収事業や集団資源回収における支援など、誰もが参加しやすい資源回収方法に取り組みます。

④ リサイクル・清掃事業における省エネルギーの推進

リサイクル・清掃事業において、環境への負荷を低減するため、ごみ収集車の低公害車化を推進します。また、プラスチック等の熱利用により、省エネルギー化を推進します。

⑤ 適正なリサイクル・清掃事業の運営

区民・事業者・区等が協働で循環型の社会の構築をめざすため、積極的な情報公開を進めるなど、区民・事業者から信頼されるリサイクル・清掃事業の運営に努めます。また、災害時など、有事の際にも中断せずに継続できる廃棄物処理体制を整備します。

個別事業一覧

①	● ごみ減量とリサイクルに関する情報提供	すみだ清掃事務所
	● 外国語広報の充実	すみだ清掃事務所
	● リサイクル・清掃事業に関する学習の推進	すみだ清掃事務所
	● 「マイバッグ運動」の推進	すみだ清掃事務所
②	● 分別排出の徹底	すみだ清掃事務所
	● 事業者の適正処理の指導及び自主的な取り組みの促進	すみだ清掃事務所
	● 一般廃棄物処理業の許可及び指導	すみだ清掃事務所
	● 小規模事業所リサイクルシステム（エコッチャ）の促進	すみだ清掃事務所
③	● 資源回収事業の推進	すみだ清掃事務所
	● 集団資源回収への支援	すみだ清掃事務所
	● 生ごみのリサイクルの推進	すみだ清掃事務所
	● リサイクルブック市の実施	あずま図書館
	● リサイクル清掃地域推進委員制度の推進	すみだ清掃事務所
④	● 環境負荷の少ない収集・運搬車両の導入	すみだ清掃事務所
	● サーマルリサイクルの推進	すみだ清掃事務所
⑤	● リサイクル・清掃事業の効率化	すみだ清掃事務所
	● 情報公開の推進	すみだ清掃事務所
	● リサイクル・清掃事業の継続性の確保	すみだ清掃事務所
	● 災害時における廃棄物処理対策の整備	すみだ清掃事務所

※個別目標 4-1 ついては、個別目標 2-4 の①と同様の施策を推進します。

個別目標 4-2　不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる

施策の方向

①　環境美化に向けた取り組み推進

「すみだやさしいまち宣言」に関連する運動への参加を促進するとともに、「クリーンキャンペーン」等の取り組みを進めることにより、ごみの少ない美しい景観をめざします。

②　監視・指導の推進

区民ボランティア等との連携を図りながら、区内の不法投棄や資源持ち去り多発箇所を中心に、巡回を行うとともに、路上喫煙防止対策など環境へのモラル向上を推進します。

個別事業一覧

①	● 「すみだやさしいまち宣言」に基づく事業推進	区民活動推進課
	● クリーンキャンペーンの実施	すみだ清掃事務所
②	● 不法投棄防止対策の推進	すみだ清掃事務所
	● 資源物持ち去り防止対策の推進	すみだ清掃事務所
	● 路上喫煙防止対策の推進	区民活動推進課

個別目標 4-3　雨水利用を推進する

施策の方向

①　普及促進

雨水利用のメリットや区における取り組み状況などの情報を積極的に区民・事業者にPRするとともに、雨水タンクの設置に関する助成を継続し、区民・事業者等の自主的な雨水利用を支援します。

②　広域連携の推進

「雨水利用自治体担当者連絡会」のネットワーク拡充をはじめ、雨水に関する環境NPOや事業者との連携強化を図ります。また、「国際環境自治体協議会（ICLEI）を窓口に国際機関とも連携をとりながら、国際的な雨水利用の推進に貢献していきます。

個別事業一覧

①	● 雨水利用の啓発・情報発信	環境保全課
	● 雨水利用促進助成及び雨水の貯留・浸透指導	環境保全課
②	● 雨水利用ネットワーク事業の推進	環境保全課
	● 雨水利用国際貢献事業の推進	環境保全課

環境事業活動指標

個別目標	環境事業活動指標名	平成17年度（実績値）	平成22年度（現状値）	平成27年度（目標値）
4-1 ごみの発生と排出量を減らす	ごみの発生量、削減率【再掲】	93,123トン	85,190トン 8.5%削減 〈平成21年度〉	81,000トン 13.4%削減
	ごみの資源量、資源化率【再掲】	13,725トン 16.4%	13,984トン 19.4% 〈平成21年度〉	14,300トン 21.7%
4-2 不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる	クリーンキャンペーンの年間参加人数	14,339人	14,718人	15,000人
	集積所における不法投棄個数	782個	1,430個	1,000個
4-3 雨水利用を推進する	雨水利用の雨水総貯留容量	10,000㎥	16,000㎥	22,000㎥

【基本目標５】
環境を学び環境保全のために行動できる人が育つまちづくり

個別目標 5-1	環境教育・環境学習を推進する

施策の方向

① 各種啓発事業の推進

地球温暖化やごみ、雨水利用、生物多様性等の環境体験学習を推進し、区民の環境に関する理解向上に役立てます。また、環境啓発冊子の配布など学校における環境教育の充実を推進するとともに、環境活動成果の「見える化」についても検討します。

② こどもエコクラブ活動支援

こどもの環境学習の機会として、保育園や小・中学校を中心として、こどもエコクラブなどの活動を支援します。

個別事業一覧

①	● 環境・リサイクル体験学習事業の推進	環境保全課
	● 雨水利用体験学習事業の推進	環境保全課
	● 地球環境探検学習事業の推進	環境保全課
	● 環境体験学習出前事業の推進	環境保全課
	● 環境学習教育関係者体験研修事業の推進	環境保全課
	● 学校向け環境啓発冊子の配布	環境保全課
	● エコライフ講座の開催	環境保全課
	● リサイクル・清掃関係施設の親子見学会の開催	すみだ清掃事務所
	● 親子リサイクル工作教室の開催	すみだ清掃事務所
	● 自然観察会・講座の開催	環境保全課
②	● こどもエコクラブの活動支援	環境保全課

個別目標 5-2　協働による環境活動を推進する

施策の方向

①　環境体験学習の拡充

環境ふれあい館や緑と花の学習園等の拠点における環境体験学習の充実を図るため、各種プログラムの体系的な整備や相談機能の充実に努めるとともに、学校や地域での積極的な活用を推進します。

②　環境ボランティア・環境リーダーの育成

エコライフ講座・緑化講習会の開催を通じ、エコライフサポーター等の環境ボランティアの育成を図ります。また、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができるリーダーの育成を進めます。

③　共創の環境づくりの推進

本区では、環境に関するさまざまな団体が活動に取り組んでいます。こうした多くの活動主体間の情報交換や、取り組みの連携を図るためのネットワークづくりを進めます。

④　事業者支援

経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業等の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

自然観察会（大横川親水公園）

個別事業一覧

①	● 総合的な環境体験学習及び環境に関する相談拠点としての環境ふれあい館の機能の拡充・整備	環境保全課
	● 環境体験学習の場（大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学習園）としての充実・整備	道路公園課、環境保全課
	● 環境体験学習の活動と交流の推進	環境保全課
②	● 環境ボランティアの拡大・環境リーダーの育成	環境保全課
	● エコライフサポーターの拡大・支援	環境保全課
③	● 区内環境学習ネットワークの検討	環境保全課
	● 分野別、テーマ別に応じた環境教育のための人材活用システムの構築	環境保全課
	● すみだ環境共創区民会議との連携	環境保全課
④	● 中小企業に対する省エネ対策の推進	環境保全課
	● 環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境保全課、中小企業センター
	● 環境・リサイクル技術及び製品開発の支援	環境保全課、中小企業センター

環境事業活動指標

個別目標	環境事業活動指標名	平成 17 年度（実績値）	平成 22 年度（現状値）	平成 27 年度（目標値）
5-1 環境教育・環境学習を推進する	環境体験学習事業実施回数、参加者数	50 回 1,000 人	178 回 4,314 人	200 回 5,000 人
	エコライフ講座年間受講者数	427 人	269 人	400 人
5-2 協働による環境活動を推進する	環境フェア来場者数	―	7,219 人	10,000 人
	環境ボランティア数（緑と花のサポーター、エコライフサポーターの登録者数）	44 人	60 人	100 人
	環境リーダー数（自然環境観察員の登録者数）	―	39 人	80 人
	環境マネジメント関連規格認証の年間取得支援件数	―	6 件	20 件

第５章　区民・事業者のすみだエコアクション

すみだエコアクションとは

「第４章 区の施策」では、区が取り組むべき施策を示しましたが、本計画でめざす望ましい将来の環境像は、区の取り組みだけで実現できるものではありません。区民・事業者・区の協働による計画の推進を図っていくことが重要です。そこで本章では、区民・事業者の皆さんに、それぞれの役割に応じて取り組むことが望まれる事項を基本目標ごとに例示しています。

第５章　区民・事業者のすみだエコアクション

5.1. 市民のすみだエコアクション

（１）基本目標１

：健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり

都市・生活型公害の防止

①暮らしの中から生じる騒音を少なくするように気をつける。
②自動車から生じる騒音、振動を少なくするように気をつける。
③環境への負荷が少ない石鹸や洗剤を選択し、適量を使用するなど、家庭での生活排水対策に取り組む。
④化学物質について正しい情報を得て、殺虫剤等の適正な使用に努める。
⑤有害化学物質を使用している商品を使用しないように気をつける。

環境負荷の軽減

①公共交通機関を積極的に利用する。
②徒歩や自転車を積極的に利用する。
③アイドリングストップなど、エコドライブを積極的に行う。
④自動車を買う（買い替える）時は、電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を購入する。
⑤オープンスペースに保水性舗装、遮熱性舗装などを導入する。
⑥打ち水イベントなどに、進んで参加する。
⑦建物へ遮熱性塗装を導入する。

美しい景観の創造

①地域に愛着と誇りを持ち、地域にふさわしい景観を創出するため、景観まちづくりに参加する。
②自転車を放置せず、自転車駐車場を利用する。

（2）基本目標２：**地域全体で取り組む低炭素社会の構築に向けたまちづくり**

再生可能エネルギーの活用

①家を建て替える時などは、太陽光発電システムや太陽熱温水器などを導入する。
②再生可能エネルギーについて関心を持ち、理解を深める。
③カーボンオフセット付き商品などを購入する。
④カーボンオフセット付きイベントなどに参加する。

省エネの取り組み

①冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安に温度設定する。
②冷暖房機器は無駄につけっぱなしをしない。また、衣類を調整して冷暖房機器の使用を控える。
③人のいない部屋の照明は、こまめに消灯する。
④テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにする。
⑤冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置し、物を詰め込みすぎない。また、できるだけ開けている時間を短くする。
⑥電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくする。
⑦洗濯する時は、まとめて洗う。
⑧お風呂の残り湯を洗濯に使う。
⑨洗面・シャワーはお湯を流しっぱなしにしない。
⑩食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗う。
⑪旬の食材、産地の近い食材を購入する。
⑫省エネナビモニター制度や環境家計簿を活用する。
⑬省エネルギー機器・設備や遮熱塗装などを導入する。
⑭LED などの高効率照明に買い替える。

環境負荷の軽減【再掲】

①公共交通機関を積極的に利用する。
②徒歩や自転車を積極的に利用する。
③アイドリングストップなど、エコドライブを積極的に行う。
④自動車を買う（買い替える）時は、電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を購入する。
⑤オープンスペースに保水性舗装、遮熱性舗装などを導入する。
⑥打ち水イベントなどに、進んで参加する。
⑦建物へ遮熱性塗装を導入する。

緑化の推進

①緑のカーテンや壁面緑化、屋上緑化を行う。
②敷地内の緑化に努める（ベランダ緑化、植栽、生垣、ガーデニングなど）。
③地域の緑化活動に、進んで協力・参加する。

ごみ減量 *Reduce*

①包装の少ない物を選ぶ。
②マイバッグを持参して買物をする。
③食材等を必要以上に買わない、料理しない。
④洗剤や化粧品などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。
⑤マイカップやマイ箸、リターナブル瓶などを使う。

再利用・再資源化 *Reuse・Recycle*

①物を大切に、長持ちするように使う。
②服や鞄、靴、家具などが壊れた時は、修理して使う。
③リサイクルショップを利用、またはリサイクル商品を購入する。
④ごみの分別に努め、プラスチックやビン、缶などの再生資源は、資源回収に出す。また、地域で実施する集団資源回収に積極的に参加する。
⑤家電リサイクル法等を順守する。

（３）基本目標３：**自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり**

緑化の推進【再掲】

①緑のカーテンや壁面緑化、屋上緑化を行う。

②敷地内の緑化に努める（ベランダ緑化、植栽、生垣、ガーデニングなど）。

③地域の緑化活動に、進んで協力・参加する。

公園・水辺空間の保全

①親水公園等での水とのふれあいを通して、水環境保全への意識を高める。

②地域の公園や水辺空間を大切に利用する。

③ごみは持ち帰るなど、公園や水辺空間の美化に努める。

生物多様性の保全

①身近な動植物に関心を持ち、生態系への理解を深める。

②自然を大切にし、地域の環境保全活動に、進んで参加する。

③外来種のペットや植物などは、管理に責任を持ち、野生化しないように注意する。

（４）基本目標４：**限りある資源を大切にする循環型のまちづくり**

ごみ減量
Reduce
【再掲】

①包装の少ない物を選ぶ。
②マイバッグを持参して買物をする。
③食材等を必要以上に買わない、料理しない。
④洗剤や化粧品などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。
⑤マイカップやマイ箸、リターナブル瓶などを使う。

再利用・再資源化
Reuse・Recycle
【再掲】

①物を大切に、長持ちするように使う。
②服や鞄、靴、家具などが壊れた時は、修理して使う。
③リサイクルショップを利用、またはリサイクル商品を購入する。
④ごみの分別に努め、プラスチックやビン、缶などの再生資源は、資源回収に出す。また、地域で実施する集団資源回収に、進んで参加する。
⑤家電リサイクル法等を順守する。

不法投棄・ポイ捨て防止

①粗大ごみなどの不法投棄をしない。
②不法投棄を発見した場合は、関係機関への情報提供に努める。
③ごみやたばこのポイ捨てをしない、ペットの糞は持ち帰る。
④地域の清掃活動に、進んで協力・参加する。

雨水の利用

①雨水利用に関心を持ち、その意義への理解を深める。
②雨水貯留タンクを積極的に設置し、打ち水や花の水やりに使用するなど、雨水の有効活用に努める。
③雨水利用に関するイベント等に、進んで参加する。

（5）基本目標５：**環境を学び環境保全のために行動できる人が育つまちづくり**

環境教育・環境学習の推進

①環境に関心を持ち、環境イベントなどに参加して意識を高める。

②区などが実施している環境に関する講座や学習会に、進んで参加する。

③環境ふれあい館や緑と花の学習園を積極的に利用し、自主的に環境学習に取り組む。

環境活動の実践

①毎月５日のすみだ環境の日には、「すみだ環境区宣言」の行動指針などに則した、環境にやさしい行動の実践に努める。

②区が支援している「エコライフサポーター」や「緑と花のサポーター」などのボランティア活動に、進んで参加する。

③地域の環境保全活動に、進んで参加する。

5.2. 事業者のすみだエコアクション

（１）基本目標１

：健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり

都市・生活型公害の防止

①低騒音、低振動型の機械を利用する。

②排水基準を守る。

③環境への負荷が少ない石鹸や洗剤を選択し、適量を使用するなど、生活排水対策に取り組む。

④有害化学物質管理（PRTR）制度に基づき、汚染原因となる有害化学物質の管理を徹底する。

⑤周辺住民などから苦情が発生した場合は、速やかに原因把握、問題解決に努める。

環境負荷の軽減

①公共交通機関を積極的に利用する。また、近場は徒歩や自転車を積極的に利用する。

②アイドリングストップなど、エコドライブを積極的に行う。

③自動車を買う（買い替える）時は、電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を購入する。

④事業所内のオープンスペースに保水性舗装、遮熱性舗装などを導入する。

⑤打ち水イベントなどに、進んで参加する。

美しい景観の創造

①新たに工場・事業所等を建設する場合には、地域にふさわしい景観を創出するため、地区ごとに定められている景観形成基準に従い、建物の形態・意匠・色彩や広告物などが周囲の景観と調和するように配慮する。

②大規模な建築行為を行う場合は、景観法における届出を行う前に、区と事前協議を行う。

③区民が進める景観まちづくりに協力・参加する。

（２）基本目標２：**地域全体で取り組む低炭素社会の構築に向けたまちづくり**

再生可能エネルギーの活用・設備の導入

①太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーを積極的に導入する。
②カーボンオフセットの取り組みに参加する。
③高効率空調機等に買い替える。
④自動販売機設置業者は、省エネルギー型自動販売機に変更する。

省エネの取り組み

①空室等はこまめに消灯する、昼休みや外出時には消灯する。
②冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安に温度設定する。
③春や秋には冷暖房の代わりに外気を取り入れる。
④使用していない OA 機器の電源を切る。
⑤クールビズ・ウォームビズを実践する。
⑥製造工程を見直し、効率化を図り、原料利用を削減する。
⑦ライフサイクルを考慮した商品・製品を開発する。
⑧環境配慮型商品・省エネルギー型商品を積極的に紹介・販売する。
⑨省エネルギー機器・設備や遮熱塗装などを導入する。
⑩入店客の少ない時間帯は、エレベーターの間引き運転を行う。
⑪省エネルギー診断を受診する。
⑫事業所内に、省エネ推進組織を設置する。
⑬BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入する。
⑭環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。
⑮電気設備などの適切な運転管理と保守点検を実施する。
⑯LED などの高効率照明に買い替える。

環境負荷の軽減【再掲】	①公共交通機関を積極的に利用する。また、近場は徒歩や自転車を積極的に利用する。 ②アイドリングストップなど、エコドライブを積極的に行う。 ③自動車を買う（買い替える）時は、電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を購入する。 ④事業所内のオープンスペースに保水性舗装、遮熱性舗装などを導入する。 ⑤打ち水イベントなどに、進んで参加する。
緑化の推進	①緑のカーテンや壁面緑化、屋上緑化を行う。 ②敷地内の緑化に努める。 ③地域の緑化活動に、進んで協力・参加する。
ごみ減量 *Reduce*	①過剰な包装・梱包を避け、できる限り簡素化する。 ②レジ袋削減・マイバッグを推進する。 ③仕入れや販売システムを見直し、余剰物品を削減する。 ④【再掲】環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。
再利用・再資源化 *Reuse・Recycle*	①分別を徹底し、リサイクルに努める。 ②飲食店などでは、残った食品を堆肥化・飼料化する。 ③リサイクル製品を積極的に購入・使用する。

（３）基本目標３：**自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり**

緑化の推進【再掲】

①緑のカーテンや壁面緑化、屋上緑化を行う。
②敷地内の緑化に努める。
③地域の緑化活動に、進んで協力・参加する。

公園・水辺空間の保全

①地域の水辺空間の大切さを理解するとともに、水とのふれあいを通して、水環境の保全や創造への取り組みへとつなげる。
②地域の公園や親水公園の清掃等の美化活動に、進んで協力・参加する。

生物多様性の保全

①開発や施設の整備を行う場合は、周辺環境に配慮し、動植物の生息・育成環境の保護・保全に努める。
②自然を大切にし、地域の環境保全活動に、進んで協力・参加する。
③外来種の動植物を販売する事業者は、消費者に対して適切な管理についての情報を提供するよう努める。

（4）基本目標4：**限りある資源を大切にする循環型のまちづくり**

ごみ減量
Reduce
【再掲】

①過剰な包装・梱包を避け、できる限り簡素化する。
②レジ袋削減・マイバッグを推進する。
③仕入れや販売システムを見直し、余剰物品を削減する。
④環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。

再利用・再資源化
Reuse・Recycle
【再掲】

①分別を徹底し、リサイクルに努める。
②飲食店などでは、残った食品を堆肥化・飼料化する。
③リサイクル製品を積極的に購入・使用する。

不法投棄・ポイ捨て防止

①産業廃棄物の処理業者、処分ルート、処理方法などについて把握し、不法投棄や不正な処理を防止する。
②地域清掃等に、進んで協力・参加する。
③事業所内の清掃を実施し、美化に努める。

雨水の利用

①雨水貯留タンクを積極的に設置し、打ち水や花の水やりに使用するなど、雨水の有効活用に努める。
②雨水利用に関するイベント等に、進んで協力・参加する。
③雨水利用の技術開発などに協力する。

（5）基本目標５：**環境を学び環境保全のために行動できる人が育つまちづくり**

環境教育・環境学習の推進

①事業所では、従業員等を対象にした環境研修などを積極的に実施する。

②環境に関する制度等の情報を積極的に収集し、事業活動に活用する。

③区などが実施している環境講座や学習会に、進んで協力・参加する。

④施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の場や機会を、進んで提供する。

環境活動の実践

①地域のボランティア活動に、進んで協力・参加する。

②区などが実施している環境イベント等に、進んで協力・参加する。

③【再掲】環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。

第６章　「環境の共創」重点プロジェクト

「環境の共創」重点プロジェクトとは

「第４章 区の施策」の中でも、特に、優先的かつ発展的に推進すべき取り組みや、区民・事業者・区等が協働により推進すべき取り組みを、５つの「環境の共創」重点プロジェクトとして位置づけています。

これらの取り組みを重点的かつ着実に実施し、望ましい将来の環境像の実現をめざします。

第６章　「環境の共創」重点プロジェクト

重点プロジェクト１

安全と安心

環境監視体制の強化

プロジェクトの概要

平成 23 年３月 11 日発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超えた大きな被害をもたらしました。被災地においては、今もなお避難所生活が続いており、災害復興への道筋も見えていない状況です。

区としては、被災地への支援を継続して行っていくことと併せて、大災害の発生にも対応できるまちづくりを環境の視点からも進めていく必要があります。また、都市・生活型の公害の未然防止など、区民の健康と安全を守るための取り組みについても、さらなる強化を図る必要があります。

福島第一原子力発電所の被災に伴う放射線の問題に対しては、目に見えない放射線への不安を解消するため、正確な情報収集に努め、適切に区民・事業者へと発信するとともに、区内における放射線量の定点測定の実施体制を整備し、測定値の分析及び対策の立案等について、国や東京都、周辺自治体とも連携しながら推進していきます。また、災害発生時の課題として想定される廃棄物処理に関しても、速やかに対応できる体制を整えるものとします。さらに、東京スカイツリー®の建設に伴う様々な地域環境の変化にも適切に対応していくため、周辺の交通量調査や河川水質の把握などを実施していくものとします。

区域における都市・生活型公害の発生を未然に防止し、区民の健康で安全な生活環境を確保するため、継続して環境監視事業の実施や事業者への指導・支援等を実施するとともに、こうした環境の保全に関する情報を整理し、広報や HP 等により適時適切に発信するなど、既往の体制の強化を図っていくものとします。

こうした取り組みの方向に基づき、災害に強いまちをつくり、有事の際にも区民が安心して対応できるしくみの構築をめざします。

すみだ環境力指標	平成 17 年度 (実績値)	平成 22 年度 (現状値)	平成 27 年度 (目標値)
環境監視事業（大気、河川水質、有害化学物質）において環境基準を超えた年間件数	４件	２件	０件
放射線量が区の除染等の対応基準を超えた測定箇所数、件数	－	26 箇所 45 件 〈平成 23 年度※〉	０箇所 ０件

※平成 24 年 1 月 31 日現在

プロジェクトのスケジュール

重点プロジェクト名	H23	H24	H25	H26	H27
環境監視体制の強化	⇨ 体制の強化		⇨ 推進		⇨ 見直し

プロジェクトのイメージ

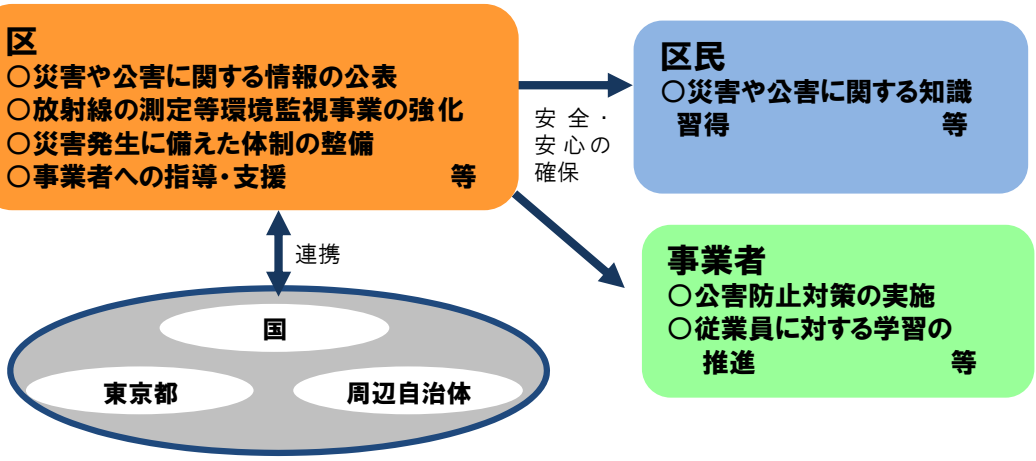

各主体の役割

区　民：災害や公害に関する知識の習得　等

事業者：従業員への災害や公害に関する学習の実施、
公害防止対策の推進　等

墨田区：災害や公害に関する学習の推進、環境監視事業の強化
情報発信　等

重点プロジェクト２

エコライフすみだの推進

プロジェクトの概要

地球温暖化を防止するためには、一人ひとりが日常生活の中で省エネや節電等を実践することが重要となります。とくに本区の温室効果ガス排出量は、家庭部門及び業務部門が多く占めており、家庭や事業所における自主的な地球温暖化対策の取り組みをさらに底上げすることが重要です。

区では、広報活動やホームページによる情報発信、地球温暖化問題に関する意識啓発を実施していますが、より多くの区民・事業者の参加を促すためには、これまで地球温暖化対策に関心の低かった人々も広く取り込むことができる総合的な情報発信のしくみを構築していく必要があります。

そこで、区域全体が積極的に地球温暖化対策に推進していくことを目的として「エコライフすみだ」を推進します。本プロジェクトでは、「すみだエコポイント」や「省エネナビモニター制度」、「エコライフ講座」など、これまでの取り組みを一層効果的に実施するため、各種啓発事業を体系的に整備し、区民等が節電をはじめとした省エネルギー活動に取り組みやすい環境づくりを図り、省エネルギー型のエコ住宅などに関する環境情報の発信と、再生可能エネルギーの普及を推進していきます。加えて、成果の上がった取り組み事例を紹介するとともに、環境フェア等で表彰するなど、インセンティブの付与を検討していきます。

事業者に対しては、「省エネ診断事業」などにより自主的な取り組みを後押しするとともに、事業者の参加意欲を高めるための動機づけ（ホームページ等による先進的取り組み事例の紹介など）についても検討します。併せて、「地球温暖化防止設備導入助成制度」を実施するとともに、LED 照明など省エネルギー機器の普及と、産学官の連携による省エネルギー型機器等の開発を推進するものとします。

このように、区民・事業者・区が一体的に地球温暖化対策に取り組み、「地球にやさしい行動があふれるまち・すみだ」の実現をめざします。

すみだ環境力指標	平成 17 年度 (基準値)	平成 22 年度 (現状値)	平成 27 年度 (目標値)
区域における温室効果ガス総排出量の削減	128.4 万 t-CO_2 〈平成 2 年度〉	133.8 万 t-CO_2 （4.2%増加） 〈平成 20 年度〉	118.1 万 t-CO_2 （8%削減）

プロジェクトのスケジュール（仮）

重点プロジェクト名	H23	H24	H25	H26	H27
エコライフすみだの推進	⇨ 実施		⇨ 検証・拡充		⇨ 見直し

プロジェクトのイメージ

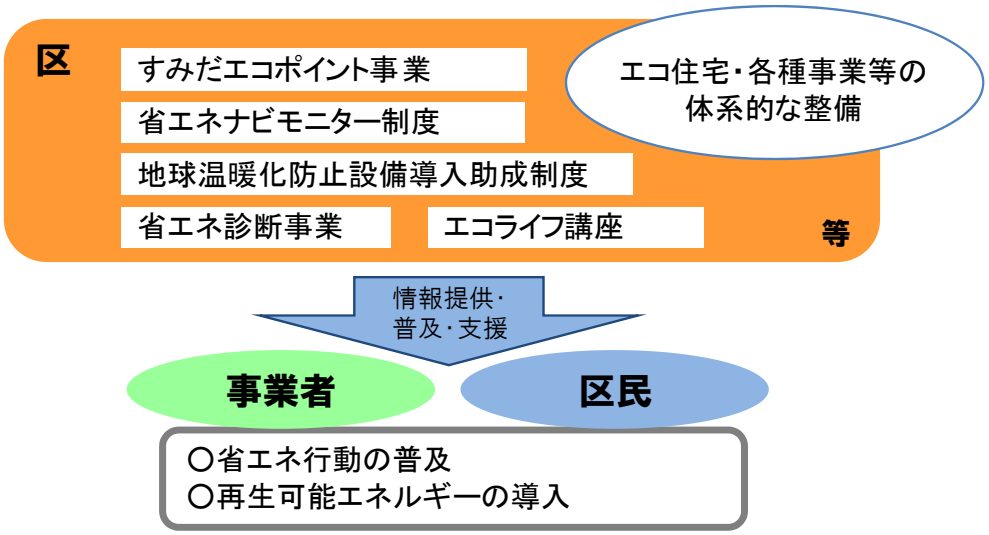

各主体の役割

区　民：省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入　等
事業者：省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入　等
墨田区：各種事業の体系的な整備、
　　再生可能エネルギーの導入・普及啓発等

空中緑化

重点プロジェクト３

緑あふれる立体空間の創造

プロジェクトの概要

本区は、隅田川など豊かな水辺に恵まれていますが、緑被率は平成 21 年度で 10.5%となっており、さらなる緑化の推進が望まれています。

本区は、緑化に関するボランティア活動が盛んで、緑と花のサポーターや墨田区ハンギングバスケット愛好会などの区民ボランティアや団体等が積極的に活動しています。こうしたさまざまな活動主体を支援し、協働による緑のまちづくりを進めていくことが必要とされています。

本プロジェクトでは、地域の緑を増やし、安らぎの空間を創出するために、区が率先して公共施設における壁面緑化や屋上緑化など立体的な緑化を推進していきます。さらに、区民発意による緑のまちづくりの仕組みとしての「緑と花のまちづくり推進地域制度」を推進する中で、区民ボランティアや団体等を地区単位で組織化し、緑と花のサポーター等の協力を得ながら計画的かつ効果的な緑化の手法や管理体制について検討します。また、個人や事業所における緑化を促すため、苗の配布や緑化講習会などの啓発事業を推進し、緑化フェア等でのコンテスト開催による顕彰などを検討していきます。

また、地域の緑感を高め、目に見える緑化を推進していくため、「緑と花のまちづくり推進地域制度」や「すみだ花の道整備事業」の実施、ハンギングバスケットなどの手法を織り交ぜた、新しい緑の拠点やネットワークづくりを進めていきます。

地域の緑化拠点である緑と花の学習園においては、学習や情報発信の機能を充実させるとともに、四季が感じられるミニ植物園としての整備を進めるなど、緑あふれる立体空間の創造をめざし、「墨田区緑の基本計画」の将来像「まちは百花園」を実現していきます。

すみだ環境力指標	平成 17 年度 (実績値)	平成 22 年度 (現状値)	平成 27 年度 (目標値)
みどり率	20.1% 〈平成 12 年度〉	20.5% 〈平成 21 年度〉	22.8%
緑被率	9.4% 〈平成 12 年度〉	10.5% 〈平成 21 年度〉	13.0%

プロジェクトのスケジュール（仮）

重点プロジェクト名	H23	H24	H25	H26	H27
緑あふれる立体空間の創造	⇨ 実施		⇨ 検証・拡充		⇨ 見直し

プロジェクトのイメージ

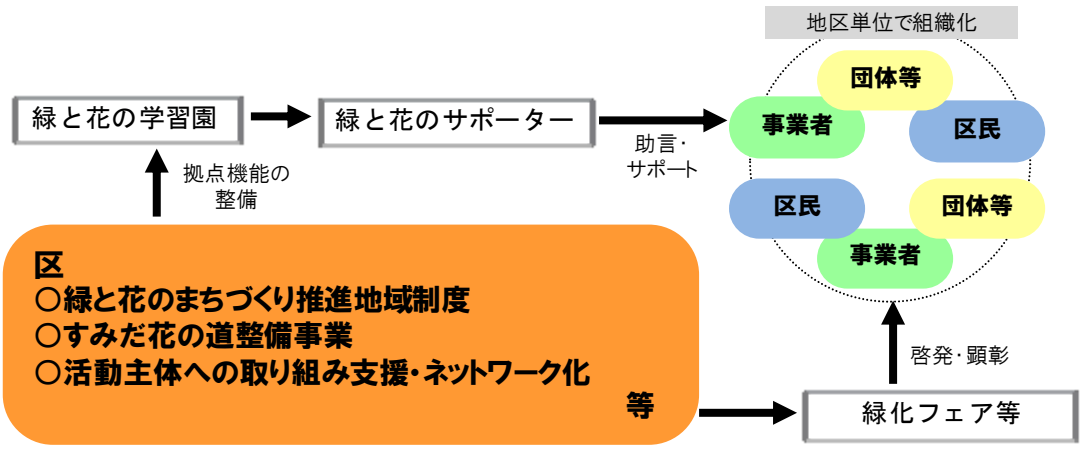

各主体の役割

区　民：自宅での緑化活動の実施、地域での緑化活動への参加　等

事業者：地域での緑化活動への参加、関連備品の提供　等

墨田区：各主体のネットワーク化、各主体が協働できるしくみづくり等

ボランティア団体（緑と花のサポーター等）：
地域における緑化活動の助言、サポート　等

重点プロジェクト４

新タワー発

すみだエコモデル事業の推進

プロジェクトの概要

東京スカイツリー®の開業は、本区だけでなく社会的にも注目を集めており、観光客や来街者等の交流人口の増加や産業の活性化などが期待されています。こうした機運を活かし、産業振興と併せて環境への取り組みを推進していくことは、区内外における環境配慮行動の実践を広く波及させ、持続可能なまちづくりを実現する契機とすることも期待できます。また、東京スカイツリー®は、先進的な環境配慮設備等を備えており、本区の環境保全への取り組みのランドマークとなる可能性を持っています。

本プロジェクトでは、東京スカイツリー®及び周辺地域を観光と環境の拠点として位置づけ、関連事業者との連携による「すみだエコモデル事業」を立ち上げ、今後事業系ごみの増加が見込まれることを踏まえ、3R を中心に、統一的なルールづくりを検討しながら、地域への環境配慮の取り組みを推進していきます。なお、本事業における先進的な取り組み事例については、地域内外において積極的に発信・PR することにより、普及促進していきます。また、3R の一環として、再資源化できる資源物からリサイクル商品を開発することも検討し、雨水利用の推進についても、継続して積極的に取り組むものとします。

東京スカイツリー®周辺の環境を快適な状態に保つためには、区内への観光者や来街者の協力を得ることも必要です。地域は、環境美化に努めるなど「おもてなしの心」を持って迎えるとともに、環境モラルの向上や公共交通機関の利用などを呼びかけることにより、訪れた人々にも、環境への「ちょっとした気遣い」として行動してもらえるよう周知・啓発していきます。

すみだ環境力指標	平成 17 年度 (実績値)	平成 22 年度 (現状値)	平成 27 年度 (目標値)
ごみの発生量、削減率	93,123 トン	85,190 トン 8.5%削減 〈平成 21 年度〉	81,000 トン 13.4%削減
ごみの資源量、資源化率	13,725 トン 16.4%	13,984 トン 19.4% 〈平成 21 年度〉	14,300 トン 21.7%

プロジェクトのスケジュール（仮）

重点プロジェクト名	H23	H24	H25	H26	H27
すみだエコモデル事業の推進		⇨ しくみ検討	⇨ 推進		⇨ 見直し

プロジェクトのイメージ

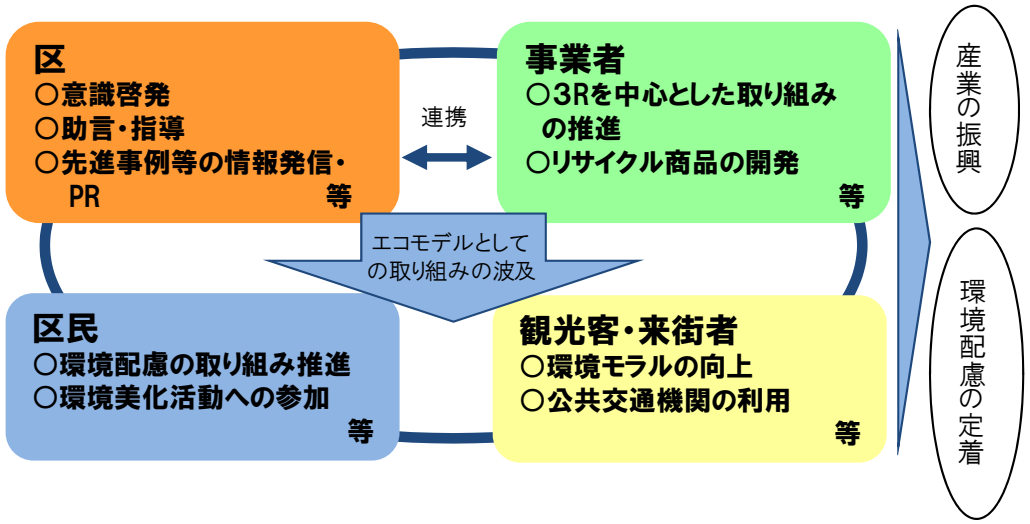

各主体の役割

区　民：　環境美化活動等への参加　等

事業者・リサイクル団体等：

環境配慮の取り組み推進、リサイクル商品の開発　等

墨田区：　環境配慮への啓発、情報発信　等

観光客・来街者：環境配慮の実践　等

重点プロジェクト５

つなげよう

環境活動のネットワークづくり

プロジェクトの概要

本区には、環境ふれあい館をはじめとした環境活動や環境学習の拠点が整備され、地球温暖化やごみ、雨水利用、緑、自然など環境について学び・体験する機会も豊富です。また、エコライフサポーターや緑と花のサポーターなどの人材育成の推進も図られています。今後も、こうした取り組みのさらなる推進が期待されますが、前述までの各重点プロジェクトを実行し、「環境の共創」に資する活動を地域全体へ広げていくためには、これら既往の取り組みや拠点を活かした環境活動の仕組みを再構築し、人づくりや活動の場づくりを進めていくことが必要になります。

本プロジェクトでは、環境ふれあい館や緑と花の学習園などの環境に関する拠点の再構築を行い、環境学習や情報発信の場としての機能充実に努めるとともに、環境活動団体等による情報交換などの交流を支援する場として利便性を高めていきます。また、これまで蓄積してきた環境体験学習プログラムの体系的な整備を進め、区民等がより主体性を持って環境活動に参加できるよう地域と協力したモデル事業の立ち上げについても検討していきます。さらにエコライフサポーターなど環境リーダーの活動の場を創出するため、各種啓発事業への参加や環境関連イベントの開催における協力など積極的に連携していきます。

将来にわたり本区の環境を良好な状態に保ち、引き継いでいくためには、未来を担う子どもたちへの環境教育を推進し、環境に配慮した生活を身につけることができる人材として育成していく必要があることから、学校を環境教育推進の拠点の一つとして本プロジェクトに位置づけ、連携を進めていくものとします。

すみだ環境力指標	平成 17 年度 (実績値)	平成 22 年度 (現状値)	平成 27 年度 (目標値)
環境体験学習事業の実施回数、参加者数	50 回 1,000 人	178 回 4,314 人	200 回 5,000 人
環境ボランティア数（緑と花のサポーター、エコライフサポーターの登録者数）	44 人	60 人	100 人
環境リーダー数（自然環境観察員の登録者数）	－	39 人	80 人

プロジェクトのスケジュール（案）

重点プロジェクト名	H23	H24	H25	H26	H27
環境活動のネットワークづくり	⇨		⇨		⇨
	しくみ構築		推進・拡充		見直し

プロジェクトのイメージ

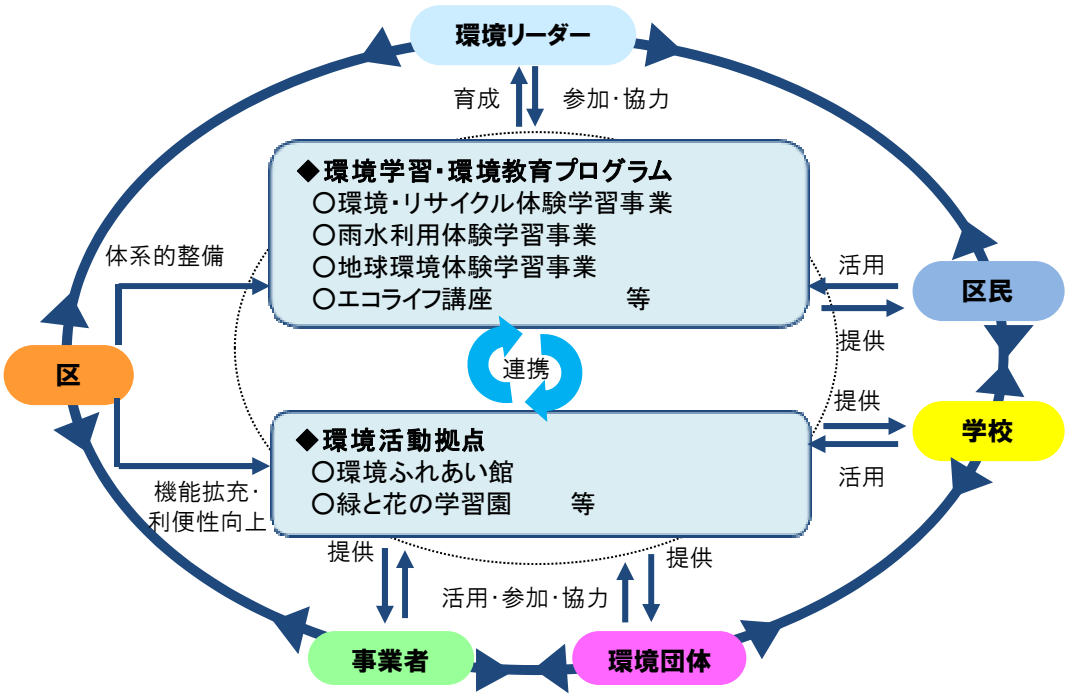

各主体の役割

区　民：環境体験学習等への参加　等

墨田区：環境体験学習プログラムの体系化、情報収集・整理・発信　等

環境リーダー：環境体験学習等における指導　等

環境団体・事業者等：情報交換、環境学習体験等への協力・連携　等

学　校：環境教育活動の推進、環境体験学習プログラムの導入　等

第７章　資料編

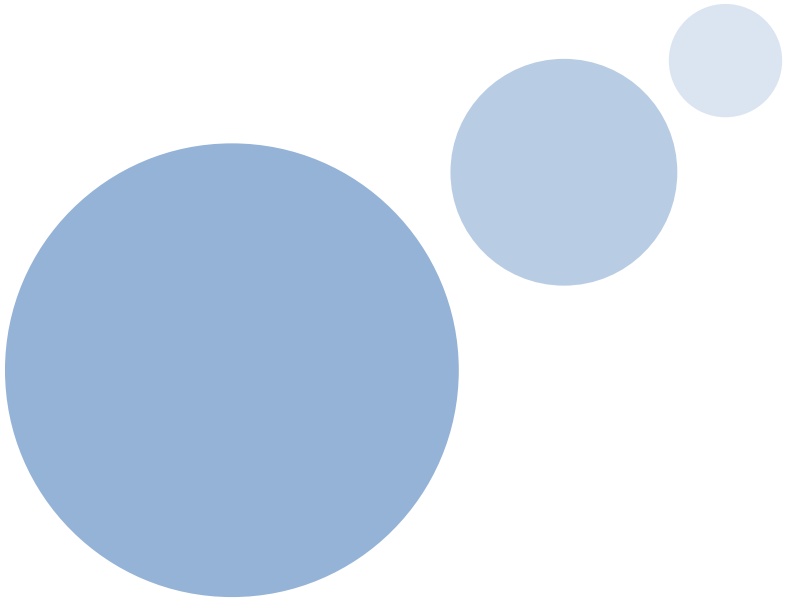

第７章　資料編

7.1.　墨田区環境審議会の審議経過及び名簿

7.1.1.　審議経過

開　　催		審議内容等
第１回	平成２３年　６月　３日	すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画）の改定について区長から諮問を受ける。
第２回	平成２３年　７月２８日	現状と課題、及び改定の方向性について審議する。
第３回	平成２３年１０月１３日	改定素案について審議する。
第４回	平成２４年　１月２７日	すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画）の改定について審議する。

※平成 24 年 2 月 1 日、区長に答申を行った。

7.1.2.　墨田区環境審議会名簿

選出区分		役職	氏　　名	所　属　等
学識経験者	1	会長	赤 尾　健 一	早稲田大学社会科学総合学術院教授（農学博士）
	2	副会長	日 置　雅 晴	神楽坂キーストーン法律事務所弁護士 早稲田大学大学院法務研究科教授
	3	委員	江 尻　京 子	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター長
	4	委員	須 田　孫 七	東京大学総合研究博物館協力研究員
	5	委員	森 林　敦 子	国立感染症研究所客員研究員（薬学博士） NPO法人すみだ学習ガーデン理事
議員	6	委員	沖 山　仁	墨田区議会区民文教委員会委員長
	7	委員	高 柳　東 彦	墨田区議会区民文教委員会副委員長
事業者	8	委員	石 﨑　利 一	東京都鍍金工業組合向島支部
	9	委員	伊 藤　信	東京ガス株式会社　東部支店長
	10	委員	竹 ノ 内　伸 一	東京電力株式会社　江東支社長
	11	委員	永 合　一 雄	ライオン株式会社　CSR 推進部長
	12	委員	浜 野　慶 一	株式会社浜野製作所代表取締役（産学官連携クラブ会員）
区民	13	委員	佐 藤　和 信	公募区民
	14	委員	小 木 曽　清 三	すみだ環境共創区民会議会長
	15	委員	林 家　時 蔵	落語家

7.2. 墨田区環境基本条例推進本部の検討経過及び名簿

7.2.1. 検討経過

開　　催		審議内容等
第１回	平成２３年１０月１２日	改定素案について検討する。
第２回	平成２４年　２月　７日	改定案について検討する。

7.2.2. 墨田区環境基本条例推進本部名簿

	役　　職	氏　名	役　職　名
1	本 部 長	山 﨑　　昇	区　　長
2	副本部長	久 保　孝 之	副区長
3	本 部 員	横 山　信 雄	教育長
4	本 部 員	坂 本　康 治	企画経営室長
5	本 部 員	藤 田　　彰	総務部長
6	本 部 員	沖 田　　茂	危機管理担当部長
7	本 部 員	青 木　　剛	区民部長
8	本 部 員	鈴 木　陽 子	区民活動推進部長
9	本 部 員	島 﨑　　進	環境担当部長
10	本 部 員	栗 田　　陽	産業観光部長
11	本 部 員	高 野　祐 次	新タワー調整担当部長
12	本 部 員	細 川　保 夫	福祉保健部長 (子育て支援担当部長兼務)
13	本 部 員	稲 垣　智 一	保健衛生担当部長
14	本 部 員	河 上　俊 郎	都市計画部長
15	本 部 員	河 合　克 美	都市整備部長
16	本 部 員	大 滝　信 一	会計管理者
17	本 部 員	有 田　武 雄	区議会事務局長
18	本 部 員	山 﨑　寛 司	監査委員事務局長
19	本 部 員	小 暮　眞 人	教育委員会事務局次長

7.3. すみだ環境共創区民会議の検討経過及び名簿

7.3.1. 検討経過

開　催		審議内容等
第１回	平成２３年　５月１９日	計画の改定の方向性について検討する。
第２回	平成２３年　６月１６日	地球温暖化対策について検討する。
第３回	平成２３年　７月２１日	施策の進捗評価及び基本目標について検討する。
第４回	平成２３年　８月１８日	区の施策について検討する。
第５回	平成２３年１０月２０日	改定素案について検討する。

7.3.2. すみだ環境共創区民会議名簿

	役職	委員名	備　考
1	会長	小木曽　清三	公募委員
2	副会長	宇田川　明	公募委員
3	副会長	森下　香洋子	公募委員
4	委員	清水　幹夫	異業種交流グループ連絡会議
5	委員	横井　貴広	公園ボランティア
6	委員	小池　和史	前環境審議会委員
7	委員	古谷　博美	前景観基本計画策定検討委員会委員
8	委員	前澤　久志 望月　昌作	東京電力株式会社江東支社
9	委員	久保田　大輔	東京ガス株式会社東部支店
10	委員	阿久沢　八代	エコライフサポーター
11	委員	永岡　啓一	異業種交流グループ連絡会議
12	委員	髙橋　保子	すみだリサイクルの会
13	委員	中島　マサ	墨田区生活学校連絡会
14	委員	牧野　祐子	雨水市民の会
15	委員	依田　榮久	緑と花のサポーター
16	委員	柳　千鶴子	緑と花のサポーター
17	委員	野島　潤二	公募委員
18	委員	島崎　文男	公募委員
19	委員	吉田　富子	公募委員

7.4.　すみだ環境基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　区の環境の共創に関する総合的施策（第７条－第１５条）
第３章　基本施策の推進体制（第１６条－第２１条）
第４章　雑則（第２２条）
付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特色を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考えのもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目　的）

第１条　この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定　義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

⑴　環境の共創　良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。

⑵　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

⑶　区民　区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。

⑷　事業者　区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。

⑸　滞在者　観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

（基本理念）

第３条　環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

２　環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

（区の責務）

第４条　区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

２　区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

（区民及び事業者の責務）

第５条　区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

２　区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

３　区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（滞在者の責務）

第６条　滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

第２章　区の環境の共創に関する総合的施策

（環境基本計画）

第７条　区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　環境の共創に関する目標

⑵　環境の共創に関する施策

⑶　前２号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第１６条第１項に規定する墨田区環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第２０条第１項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

５　区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

６　第２項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（区民及び事業者への支援）

第８条　区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

⑴　区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動

⑵　区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣

⑶　前２号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

（環境学習の推進）

第９条　区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

２　区民及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

（大学等教育研究機関との連携）

第１０条　区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。

２　区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。

（豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等）

第１１条　区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

２　区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

３　区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。

（環境の共創に向けた適切な指導等）

第１２条　区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

（自然環境の保全及び創出）

第１３条　区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。

（資源循環の促進）

第１４条　区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

⑴　節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進

⑵　雨水の有効利用及び資源の循環的利用

⑶　積極的な環境配慮型製品の購入

⑷　エネルギーの有効利用

２　区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

（地球環境の保全）

第１５条　区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

２　区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

第３章　基本施策の推進体制

（環境審議会）

第１６条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

⑴　環境基本計画に関すること。

⑵　環境の共創に関する基本的事項

⑶　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

３　審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

４　審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する１５人以内の委員で組織する。

５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第１７条　区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

（団体との連携）

第１８条　区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

（事業者が行う環境の共創の促進）

第１９条　事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

２　区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

（すみだ環境共創区民会議の設置）

第２０条　区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

２　区民会議は、次に掲げる事項を行う。

⑴　環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。

⑵　環境の共創に関する実践活動を行うこと。

⑶　環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

（区民会議の組織及び運営）

第２１条　区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者２５人以内で構成する。

２　区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力を行うものとする。

３　前２項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

（委　任）

第２２条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第２０条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成１９年３月３１日までとする。

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

7.5. 計画改定における個別事業評価結果一覧

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考:平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 （事業展開など見直す点）
基本目標1 地球環境にやさしいまちづくり（地域における地球温暖化対策の推進）	1-1	地球温暖化対策に地域ぐるみで取り組む	①	地球温暖化対策地域推進計画を策定する	温室効果ガス排出量削減率（墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定に伴い目標値修正）	地域推進計画の策定及び実行	環境保全課	・地球温暖化防止設備導入助成制度 （22年度実績　310件） 太陽光64件　潜熱回収型給湯器154件、 ヒートポンプ給湯器21件、燃料電池発電 給湯器10件、ガス発電給湯器2件、 断熱改修42件、遮熱断熱塗装17件	拡充	引き続き、地域推進計画に基づき、目標達成に向けた温暖化防止への具体的な施策を展開する。 環境イベントなどの啓発活動を実施し、地域からの地球温暖化防止を推進するとともに、地域推進計画のCO2削減重点プロジェクトについても重点的に取り組む。 地球温暖化防止設備導入助成制度については、予算額を増額し、事業用省エネ機器に対して対象を拡大する。 また、太陽光発電を適正な価格で導入させるため、対象を太陽光発電普及拡大センターが定める規定（設備導入費用1kwあたり、60万円以下の太陽光発電システムであるもの）に変更する。
						墨田区地球温暖化対策に関する普及・啓発	環境保全課	環境フェアを開催し、区民への地球温暖化防止への取り組みに対する普及・啓発を図った。 ・私の環境宣言　参加者　689人	拡充	
						環境家計簿	環境保全課	各種イベント、ホームページを通じて普及・啓発を行った。	維持	
						省エネナビモニター制度	環境保全課	省エネナビモニター設置件数67件 削減できた方29件 削減結果を出された方を省エネファミリーに認定している。 省エネナビモニター体験談及び結果をホームページで紹介している。	維持	
			②	区の地球温暖化対策を実施する	温室効果ガス排出量削減率（墨田区地球温暖化防止実行計画 削減目標：二酸化炭素換算）	墨田区地球温暖化防止実行計画事業	環境保全課	20年度温室効果ガスの排出量調査 項目 （単位：t/CO2）CO2総排出量 16年度比 16年度温室効果ガス排出量 （推計値）21,713基準年 21年度温室効果ガス排出量 21,418（-1.4%）	維持	地域推進計画の策定に伴い、区民、事業者も温室効果ガスの削減対象となっている。行政が率先して地球温暖化対策に取り組む姿勢を表すため、平成22年3月に地球温暖化防止実行計画を改定し、19年度～21年度の平均排出量を基準として、22年度～26年度の5年間の総排出量を8%削減することとした。 21年度については、基準年度比で1.4%減となっており、今後も努力を要する結果となった。
						庁舎リフレッシュ計画の策定・実施	総務課	・ダウンライトのLED化 ・トイレ照明の人感センサー化 ・トイレ・地下駐車場照明のLED化	維持	照明のLED化、トイレ照明の人感センサー化等することで電気使用量の削減効果があり、事業を継続する。
			③	再生可能エネルギー（新エネルギー）の有効利用を促進する	普及・啓発	再生可能エネルギー（新エネルギー）の普及・啓発	環境保全課	・自然エネルギーの導入促進を地域推進計画の重点プロジェクトとして位置づけ、地球温暖化防止設備導入助成制度により、民間への自然エネルギー導入の支援を行った。 ・22年度実績　（太陽光発電64件）	維持	自然エネルギーの有効利用を促進するため、引き続き普及・啓発を行うとともに、助成制度について積極的にPRしていく。 また、区施設の導入については、導入指針の策定等、検討する必要がある。
	1-2	ヒートアイランド対策を推進する	①	人工排熱を抑制する	熱帯夜の年間日数（最低気温25℃以上の日）	家庭や事業所からの排熱の抑制についての普及・啓発	環境保全課	地域推進計画の重点プロジェクトとして位置づけ、環境フェア等の各種イベントで省エネの普及・啓発を実施した。	維持	建築物や舗装道路が蓄熱してヒートアイランドを起す一因となっているため、遮熱対策として遮熱断熱塗装、保水性舗装、地上部及び屋上緑化等を推進する必要がある。引き続き、助成制度等を活用して普及を行う。 また、区施設への導入については、施設改修等とあわせて整備していく。
						建物の遮熱性塗装などの普及・啓発	環境保全課	・地球温暖化防止設備導入助成制度により、断熱改修及び遮熱断熱塗装を導入する費用の一部を助成した。（22年度実績：断熱改修　42件、遮熱断熱塗装　17件） 【庶務課】 22年度：遮熱性塗装（第一寺島小体育館屋根、第三寺島小体育館屋根） 21年度：熱交換塗装（錦糸中学校外周フェンス支柱64本・八広幼稚園園庭）、遮熱性塗装（曳舟幼稚園園庭） 20年度：熱交換塗装（両国中学校校庭・向島中学校校庭・菊川小学校校庭遊具下）、遮熱性塗装（隅田小学校校庭） 19年度：熱交換塗装（曳舟幼稚園園庭、両国中学校校庭）、遮熱性塗装（曳舟小学校校庭、梅若小学校体育館屋根・吾嬬第一中学校体育館屋根） 18年度：熱交換塗装（押上小学校校庭、柳島幼稚園園庭遊具下、第二寺島小学校校庭遊具下、錦糸小学校校庭遊具下）	維持	
			②	道の整備を進める	保水性舗装などの整備	保水性舗装などを施した道の整備	道路公園課	道路バリアフリー整備工事 場所：東向島2-11から押上2-33まで （特別区道墨119号線） 工期予定：平成22年8月～平成23年3月 延長：178.1m、施工面積：3,054.2㎡ 保水性インターロッキングブロック舗装工：690㎡	維持	一定の効果が認められたため、道路改修事業などに合わせて遮熱性舗装や保水性舗装を採用する。
			③	緑化の推進を図る	緑被率	校庭の芝生化	庶務課	梅若小学校校庭整備工事実施設計委託を実施した。	維持	引き続き緑化の推進を図る。 校庭の芝生化については、校庭面積が狭い中で運動場スペースを確保しながら整備することになるため、芝生化できる面積が限られてしまう。当面は学校現場の協力を得ながら整備を行っていく予定。

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考：平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 （事業展開など見直す点）
基本目標1（続き）	1-3	環境にやさしい車社会を実現する	①	公共交通機関の積極的な利用を推進する	公共交通機関利用状況（地域推進計画の中で検討）	公共交通機関の積極的な利用の普及・啓発	環境保全課	地域推進計画に基づき推進 環境フェア等各種イベントで普及・啓発	維持	
						区内循環バスの検討	新タワー調整課	区内循環バスの事業計画の策定	維持	東京スカイツリー開業時の運行をめざしており、順調に事業が進捗している。
						船着場の整備と水上交通の普及	道路公園課	舟運の活用策や平常時利用等の検討及び調整	維持	船着場周辺環境の整備も必要性を検討し、実施する。
			②	低公害車の導入やエコドライブを推進する	普及・啓発	低公害車の普及・啓発	環境保全課	地域推進計画に基づき推進している。 環境フェア等各種イベントで普及・啓発を図った。	維持	環境フェア等各種イベントで引き続き、普及・啓発を図る。 区民だけでなく、事業所にも普及・啓発を図る。
						アイドリングストップなどエコドライブの普及・啓発	環境保全課	・エコライフ講座の中でエコドライブ講習会を実施 ・区民を対象エコドライブ教習会(実技)を実施(12名受講)	見直し	
			③	歩行者のための交通環境の整備を推進する	歩道と車道の分離などの道づくり	歩道と車道の分離のための道づくりなどの交通環境の整備	道路公園課	歩道新設の年次工事計画を策定した。	拡充	平成23年度以降は年次工事計画に基づき計画的に事業を進める。
基本目標2 生き物とふれあえる水と緑の豊かなまちづくり（自然環境の保護と再生）	2-1	緑とふれあうまちをつくる	①	多彩な緑で飾るまちづくりを展開する	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数	魅せるまちかどガーデニングの推進（まちに向けて多彩な緑を飾る）	環境保全課	・緑化講習会　16回（延19回）　300名参加 ・ハンギングバスケット講習会　2回　28名参加 ・大輪朝顔の育て方講習会　1回　53名参加 ・緑と花のまちづくり推進地域制度開始（平成22年度～） 平成22年度は3ヶ所（十間橋通り、錦糸町丸井前、新竪川橋（橋台敷））で実施。花壇やプランターを設置し、緑と花のサポーターの協力を得て、花苗等の植え込み及び指導を行った。	維持	引き続き、環境に配慮した緑化推進について、講習会等を実施し、普及・啓発を行う。
						街路樹の整備・見直し	道路公園課	・街路樹の整備 電線共同溝本体工事（言問通り、桜橋通り）（道路公園課） 道路景観設計委託（言問通り、桜橋通り） 電線共同溝本体工事（（仮称）新タワー通り）	拡充	・街路樹の見直し 区内の街路樹は、樹勢の衰え、樹形の悪化、あるいは成長しすぎによる周辺環境への悪影響、維持管理費の増大をまねいている。今後は、樹種や本数等の見直しを行い、歩道緑地帯、フラワーロード等との一体的な整備を行い、質の高い街路樹ネットワークとして緑豊かな道路空間を作る。
			②	建物の多様な緑化を推進する	屋上緑化、緑のへいの年間助成件数	立体緑化（屋上及び壁面緑化）の推進	環境保全課	《屋上緑化》 助成件数　10件、緑化面積合計　185.5㎡ 公共施設　1件（東吾嬬小）、緑化面積　184.3㎡ 《壁面緑化》 助成件数　1件、緑化面積合計　17㎡	維持	助成制度の申請数が減少している。 指導要綱等に基づく一定規模以上の建設事業に対する緑化指導は進んでいる。
						緑のへいの設置奨励	環境保全課	生垣設置　3件（14.6m） 植樹帯　2件（9.853㎡）	維持	
						空き地の緑化推進	環境保全課	―	完了	
						一定以上規模の建設事業に対する緑化指導	環境保全課	指導件数 地上部　133件　うち建築物上　60件 緑地面積 地上部　7,483.78㎡、建築物上　3,399.51㎡	維持	
			③	墨堤の桜を保全し多様な品種の導入により桜の名所を創出する	墨堤の桜の保全・創出	墨堤の桜の保全・創出事業	道路公園課	―	―	―
	2-2	水辺の土の空間をつくる	①	環境に配慮した公園づくりを展開する	区民一人当たりの公園面積	親水公園の整備（大横川親水公園・竪川親水公園）	都市整備課 道路公園課	・特になし（都市整備課） ・大横川親水公園歩行者空間再整備工事（その3） 工事箇所　平川橋付近～横川橋付近 工事内容　園路・スロープ改修（道路公園課） ・業平橋際橋台地等整備詳細設計委託 委託箇所：業平橋際南側付近及び橋台地（道路公園課）	維持	平成23年度をもって計画していた歩行者空間整備を完了する。 次期は、大横川親水公園と立川親水公園の合流部の未供用地の整備に向け、計画を策定する。
						公園新設・再整備	都市整備課 道路公園課	【都市整備課】 錦糸公園 公園再整備約7,500㎡、野球場整備約11,000㎡ 【道路公園課】 旧中川水辺公園　62,255.9㎡	維持	芝生化の検討や維持管理方法の見直しなど、公園再整備に向けた色々な方策を実施・検証していく。
						旧安田庭園の整備	道路公園課	中期整備計画策定に向けた検討	維持	両国公会堂の活用計画との調整を図りながら、再度、学識経験者、行政委員による検討委員会を設置し、中期整備計画を策定する。
			②	水辺環境の創出を推進する	区内河川等の水辺環境の整備	北十間川水辺活用構想	道路公園課	・北十間川護岸整備工事(その1)、(その2) ・北十間川浄化施設等整備工事 場所：東武橋～京成橋間 ・北十間川人道橋下部工事 〃　上部工事	維持	―
						河川整備における自然環境の再生	道路公園課	・旧中川堤防整備工事 その27　立花六丁目地内　370m その29　立花六丁目地内　350m ・旧中川植栽工事 高木植栽34本、高木移植18本	維持	平成23年4月1日をもって、旧中川水辺公園として開園した。今後は、公園施設の整備を計画的に行っていく。

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考：平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証（事業展開など見直す点）
基本目標2（続き）	2-3	多様な生き物が生息できる自然を回復する	①	在来植物を呼び戻す	苗の年間配布回数	在来植物の回帰推進	環境保全課	《在来植物講習会》 ・大輪朝顔の育て方講習会　1回　53名参加 《苗の配布》 計　2,296鉢 ・各種講習会　　656鉢 ・すみだ環境フェア2010　　400鉢 ・すみだまつり　　1,240鉢 ・緑と花の学習園さくらまつり　　実施なし ・公共施設への配布　　0鉢	維持	引き続き在来植物を呼び戻すため、普及・啓発を行う。カワラナデシコ、タツナミソウ、ギボウシ、山野草等を栽培し、配布する。
			②	花や実のなる多様な植物を増やし、鳥やトンボなどの昆虫を呼び、生き物との共生を図る	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数（再掲）	ガーデニングとミニビオトープの整備・普及（エコポケットの創出）	環境保全課	生き物についての普及・啓発に努めた。 学校ビオトープの造成なし。出前授業（2時間）として、業平・小梅・菊川小学校で実施。	維持	引き続き生き物との共生を図る。
	2-4	生き物や自然に関する理解を促進する	①	自然環境の実態把握を推進する	生き物と緑の現況調査	自然の実態把握	環境保全課	―	完了	―
			②	緑化推進の拠点機能の充実を図る	年間来館者数	緑と花の学習園の機能充実	環境保全課	来園者数　7,475人 学習園内環境整備を実施	維持	開園後29年が経過した緑と花の学習園は老朽化が進んでいる。来園者へのサービス向上のため、環境に配慮した改修等を進める。来館者数増加に向けてハード面・ソフト面ともに魅力ある施設づくりに努める。
			③	生命と自然の大切さを学ぶ機会を創出する	ヤゴ救出作戦・トンボフェアへの参加小学校数	荒川自然生態園の整備	道路公園課	第7期荒川をよくする墨田区民会議 実施回数3回　参加者のべ39名 内容…荒川将来像計画地区別計画の策定について、八広水辺公園の環境学習多目的利用について。 自然地管理分科会 実施回数2回　参加者のべ33名 内容…荒川における自然地のあり方についての検討・現地見学 荒川下流部自然地管理・運営検討会 実施回数1回　参加者13名 内容…自然地管理モデル地区の現状、課題の整理	維持	荒川将来像計画地区別計画について、今年度中の策定を目指す。また、荒川下流部自然地管理・運営検討会を通じてモデル地区（隅田水門付近自然地）の管理・運営手法について検討し、最終的にはモデル地区における自然地管理・運営計画の作成を目指す。 自然地管理分科会において、現在ヒヌマイトトンボが生息する荒川千住大川等を見学するなど、八広の保全地の活用・再生について行動していく。
						ヤゴ救出作戦・トンボフェア	指導室・学校 環境保全課	「プールのヤゴ救出作戦」 実施時期：平成22年5月中旬から6月中旬まで 対象：区内小学校26校　　実施校数：21校 「トンボフェア」 実施時期：平成22年6月23日（水）から6月27日（日）まで 来場者数：約1,100人	維持	小学校でのヤゴ救出作戦に関しては引き続き学校に協力を要請し、実施していく。 「区内小学校ビオトープ造成」支援は、企業（社会貢献事業）及びNPO法人との協働で、環境学習を通じてビオトープを整備していく。
						自然環境観察員養成講座	環境保全課	実施時期：平成22年7月から平成22年10月まで全5回開催 受講者：17名（延参加者71名） 修了証：14名（4回以上出席者）	維持	
						ビオトープの推進	指導室・学校 環境保全課	「区内小学校ビオトープ造成」支援 学校ビオトープの造成なし 出前授業（2時間）として、業平・小梅・菊川小学校で実施	維持	
			④	緑化意識の向上を図る	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数（再掲）	緑化フェア	環境保全課	・すみだ環境フェア2010 6/23（水）～27（日）　来場者数　2,426人 講習会・講演会　4回　90人 苗の無料配布　　400鉢 緑化相談　　5件 屋上、壁面緑化見本コーナー公開　　400人 ・すみだまつり 10/2（土）・3（日） 苗の無料配布　1,240鉢 緑化相談　15件	維持	みどりを育むきっかけづくり及び学習支援、実践者へのフォローとなる講習会等を企画し、環境に配慮した緑化意識の向上を図る。
						緑化講習会	環境保全課	16回（延19回）　300名参加 「緑のカーテン作り 」 「ハンギングバスケットづくり」 「シュロの葉バッタづくり」 など	維持	
						ガーデニング講習会	環境保全課	土の再生ワークショップ　2講座2回　延35人	維持	
			⑤	ボランティアの連携を推進する	緑と花のサポーターの拡充	緑と花のサポーター制度	環境保全課	登録人数：51名、総会：1回、集中作業：83回 講習会・見学会：5回、イベント協力：7回 合計：延べ1,249人	維持	登録人数の増加及び地域での緑化に関する助言者となれるような人材育成を目指して、引き続きボランティアの連携を推進する。

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考：平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証（事業展開など見直す点）
基本目標3　もったいない（MOTTAINAI）という気持ちを持ったライフスタイルへの変革（資源循環型社会のしくみづくり）	3-1 リデュース、リユース、リサイクル（3R）を推進する	① 区民・事業者自らがごみの発生と排出の責任を持つ地域づくりをめざす	ごみ削減率、資源化率 ＊「環境の共創」重点プロジェクトと同じ	ごみの減量	すみだ清掃事務所	H20年10月から実施した資源回収品目拡大の定着や、資源・ごみ分別排出の周知徹底により、ごみ減量及び資源回収量増加につながった。 可燃　不燃　粗大　計 H20 50,519t 7,713t 1,223t 59,455t H21 54,469t 2,410t 1,279t 58,158t H22 53,543t 2,500t 1,350t 57,393t （765t減） （1.7%減）（3.7%増）（5.5%増）（1.3%減）	維持	今後も分別排出を徹底するため、資源物・ごみの分け方・出し方パンフレット等を活用した周知を継続する。 ごみの減量については、家庭に向けて、「生ごみ減量作戦　ふたばの会」を通して啓発活動を行い、公共施設では、生ごみ回収方式を小中学校で全校実施していく。生ごみ処理機は平成21年度でリース終了。22年度からは、生ごみをリサイクルできる民間業者に生ごみの回収とリサイクルを委託して実施している。 大規模事業所でのリサイクルにおいては、引き続き講習会参加を促すとともに、事業所を直接訪問して、廃棄物の減量と再利用を推進するため、「立入調査」で事業者へ指導・助言を行っていく。 また、古紙・アルミ缶などの資源の持ち去り行為対策として、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」の一部改正を行い、資源の持ち去り者に対しての罰則を設ける。
				資源回収事業	すみだ清掃事務所	誰もが参加できる分かりやすい資源回収の実施・ごみ減量を目指し、H18年10月より集積所での資源回収品目を拡大。H20年10月から食品トレー回収を本格実施。 資源回収量（行政回収分） H20 6,588t H21 6,616t H22 6,905t（289t増）	維持	
				生ごみのリサイクル	すみだ清掃事務所	（家庭向け） 生ごみたい肥化講座　年4回　参加者数46名 相談会・意見交換会　年2回　参加者数26名 「生ごみ減量作戦ふたばの会」側面支援 （公共施設向け） 生ごみ回収施設：37施設 1年間の生ごみリサイクル量　222,494kg	維持	
				大規模事業所でのリサイクル	すみだ清掃事務所	事業用途に供する建築物（1000㎡以上）の所有者・占有者に対し、廃棄物管理責任者の選出とその届出、再利用に関する計画書の提出を条例により義務付けている。また、個々の建築物に立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行っている。 ●平成22年度　立入調査件数　43件、講習会参加者数（2回）67人	維持	—
				小規模事業所リサイクルシステム（エコッチャ）	すみだ清掃事務所	事業系の古紙、びん・缶、シュレッダーくずなどをリサイクルルートに乗せ、事業所のごみ処理コスト低減を図り、事業系ごみの適正処理を促進する。	維持	—
				リサイクルブック市	あずま図書館	10月8日（金）・9日（土） 来場団体　27、個人来場者　643名	維持	—
		② 普及・啓発を推進する	啓発紙の発行部数・年間回数	ごみ減量啓発車両「わかるくん」出前講座	すみだ清掃事務所	次代を担う子供たちが、リサイクルの大切さやごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう、区内小学校の4年生を対象として、職員による出前講座を実施している。平成22年度は14校で実施（参加延869人）した。その他、すみだまつり、消費生活展・環境フェア等にごみ減量啓発車両「わかるくん」の出動及び各種展示を実施した。	維持	引き続き啓発・展示を実施し、ごみ減量啓発活動を推進していく。とりわけ、ごみおよび生ごみの減量、3R、資源回収、マイバックキャンペーン、古着回収を中心に積極的にPR活動を進める。
				啓発紙の発行	すみだ清掃事務所	リサイクル情報紙「いちにのさん」 ⇒8,500部/回、年3回 環境学習用冊子「できることからはじめよう！」 1,800部、3月発行 すみだ区報特集号⇒95,000部　11月発行	維持	
				PR活動	すみだ清掃事務所	環境フェア、消費生活展、すみだまつり・こどもまつり、食育フェスティバル、リサイクル清掃展において、ごみ減量、資源回収、マイバッグキャンペーン、古布回収等のPRを行った。	維持	
				ごみ減量・リサイクルの普及啓発講座	すみだ清掃事務所	●生ごみたい肥化講座　年4回実施　参加者数46名 ●リサイクルリーダーの派遣　年7回実施　派遣リーダー数　延29名 参加者数　延83名 ●親子リサイクル工作教室 年1回　参加者数　17世帯40名	維持	
				ごみ減量とリサイクルの普及・啓発	すみだ清掃事務所	環境フェア、消費生活展、すみだまつり、食育フェスティバル、リサイクル清掃展、古着回収において、ごみ集積所の模擬展示や分別変更の説明、水切りネットの配布を行った。	維持	
		③ 区・区民・事業者等の協働を推進する	集団回収年間量	リサイクル清掃地域推進委員制度	すみだ清掃事務所	●講演会の開催 平成22年10月6日（水）午前10時15分～ 講師：松田美夜子（生活環境評論家） 演題：「ごみと人とのかかわりあい」参加者102名 ●資源抜取り防止・不法投棄防止パトロール 実施期間：平成22年12月6日（月）～12日（日） ●「中央防波堤埋立処分場」見学会の実施。 平成22年10月8日（金）～12月6日（月）までの期間で計6回実施。	維持	委員自身の積極的な取り組みと、地域と区のパイプ役として、リサイクルや清掃問題の意識の高揚を図る。 また、委員の交代に伴い、引き続き清掃工場等の施設見学会や講座の開催を実施していくことが必要である。 引き続き、報奨金の支払い・物品支給等の支援を行い、また、大規模新築共同住宅等への集団回収団体の案内や区民へ集団回収への参加を呼びかけていく。
				集団回収への支援	すみだ清掃事務所	・平成22年度末現在、活動団体数351団体 （平成21年度末371団体） ・平成22年度集団回収量7,341,437kg	維持	
				事業所を対象としたリサイクルの推進	すみだ清掃事務所	小規模事業者は、小規模リサイクルシステム（エコッチャ）を紹介し、大規模事業所においてはすみだ清掃事務所の排出指導を通じて啓発を図った。	維持	

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考：平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証（事業展開など見直す点）
基本目標3（続き）	3-1	リデュース、リユース、リサイクル（3R）を推進する	④	地域リサイクルを支える人材を育成する	リサイクルリーダー養成講座年間開催回数	リサイクルリーダー養成講座	すみだ清掃事務所	―	完了	―
			⑤	リサイクル清掃事業の公平性・透明性と効率性を追求する	公平性・透明性・効率性の向上	一般廃棄物処理業の許可及び指導	すみだ清掃事務所	一般廃棄物処理業の許可及び指導（通年） 申請書受付件数　746件 立入り検査実施件数　95件	維持	引き続き、ホームページ等での事業情報の周知を図るとともに、公開できる情報については積極的に公開していく。
						リサイクル・清掃事業の効率化	すみだ清掃事務所	―	完了	
						情報公開の推進	すみだ清掃事務所	リサイクル清掃事業について、区民の理解を促進するために、ホームページ等での事業情報の周知を図るとともに、問い合わせについて、積極的に公開している。中・高校生のインターンシップ受け入れや、見学等についても積極的に協力した。	維持	―
	3-2	不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる	①	区・区民・事業者等の協働を推進する	クリーンキャンペーン、クリーン作戦、一斉不法投棄パトロールの年間延回数	「すみだやさしいまち宣言」に基づく事業	区民活動推進課	啓発活動 ・クリーンキャンペーン 区職員・区民団体・企業等による清掃活動・路上喫煙禁止・放置自転車追放・ペットの正しい飼育等の啓発活動 ○5月26日実施（405名参加） ○12月22日（雨天により中止）	維持	―
						クリーンキャンペーンの実施	すみだ清掃事務所	ごみゼロデーを中心に区民が自主的に町の清掃活動を行う「クリーンキャンペーン」を毎年実施している。 実施日時：平成22年5月30日（日）8：30～12：00　（参加団体：277団体、参加人数：14,718名）	維持	引き続き区職員・区民団体・企業等と、協働体制による「まちぐるみ」のキャンペーンの実践活動を行う。 引き続きクリーンキャンペーン啓発ポスターを作製し、さらなる参加者の増加に努める。
						不法投棄防止対策	すみだ清掃事務所	「不法投棄監視ウィークパトロール」 平成22年6月2日（水）・3日（木）2日間（各日1回） 過去に不法投棄された重点箇所を中心にパトロールを実施。	維持	
						路上喫煙防止対策	区民活動推進課	① 啓発活動 ・ポスター等配布，・すみだまつり等イベントでの啓発活動，・推進地区内の指導員の配置（錦糸町駅・両国駅・押上駅・曳舟駅） ② 啓発物設置工事等 ・路面ブロック埋込み工事 ③ 地区推進連絡会の開催 東日本大震災の影響で中止（3月中旬予定）	拡充	―
	3-3	雨水利用を推進する	①	雨水利用を普及促進する	雨水利用の雨水貯留容量 *「環境の共創」重点プロジェクトと同じ	雨水利用促進助成及び雨水の貯留・浸透指導	環境保全課	●助成金制度活用によるタンク設置 ・小規模タンク6基　1.354㎥ ●指導要綱等に基づくタンク設置（ビル等の地中梁方式等） ・15件　697.55㎥	維持	引き続き指導要綱等に基づく指導を適正に行っていく。 雨水タンク出張展示などを実施し、また、環境フェアなどを通じて雨水タンクの助成件数の維持・拡大に努める。
			②	雨水利用ネットワークの拡充を図る	雨水利用自治体担当者連絡会等の拡充	雨水利用ネットワーク事業	環境保全課	●雨水利用自治体担当者連絡会幹事会 実施時期：5月20日 参加人数：7自治体10名 ●雨水利用自治体担当者連絡会総会 実施時期：8月5日 ●雨水ネットワーク会議　全国大会 実施時期：8月5・6日	維持	引き続きネットワークの拡大に努める。
			③	雨水利用で国内外の水危機打開に貢献する	雨水利用ネットワークが取り組む国際貢献事業の支援	雨水利用国際貢献事業	環境保全課	イクレイ世界大会（10/4～7 韓国仁川）に職員を派遣。雨水利用の事例発表を行う。	維持	市民や事業者の取り組みを支援する。また、市民や事業者による雨水利用ネットワークの国際貢献事業を支援していく。
			④	区民・事業者の雨水利用の取り組みを支援する	雨水利用機器開発及び技術者育成の支援	雨水利用技術者養成講座	環境保全課	イクレイ世界大会や雨水ネットワーク会議全国大会in松山の参加することにより、雨水利用に関する技術的な啓発を支援。	維持	環境ふれあい館は展示中心の暫定施設ではあるが、市民や事業者による雨水利用機器開発や技術者育成活動をサポートしている。市民や事業者による雨水利用機器開発や技術者育成活動を支援していく。
						雨水利用技術開発支援	環境保全課	雨水貯留槽（雨水タンク）設計に関する相談に対して、適切な指導を行い、開発を支援。	維持	

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考:平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)
基本目標4　安心して暮らせる安全な安らぎのあるまちづくり(都市・生活型公害への取り組み)	4-1	都市・生活型公害の影響を低減する	①	大気・騒音・振動等の都市・生活型公害対策を推進する	環境監視事業において大気の環境基準を超えた年間件数	土壌汚染対策事業	環境保全課	窓口での相談に迅速に対応するとともに、拡散防止計画書が提出された場合は適切に指導を行う。 22年度は4件	維持	全般に環境基準をクリアしており、この状態を維持すべく監視していく。 今後も継続して監視していく。
						環境監視事業	環境保全課	大気汚染常時監視(SO2、NOX、SPM)1か所 大気汚染常時監視(NOX、SPM)1か所 内河川水質調査(8か所4回、1か所2回) 道路交通騒音常時監視(8路線) ダイオキシン類調査(2か所1回) 大気中の有害物質調査(2か所2回) 道路交通騒音調査(17か所)	維持	
						公害苦情処理事業	環境保全課	区民からの申し出により、事業所などから発生する公害現象をなくし、より良い住環境をつくる。22年度苦情件数286件	維持	
						工場認可及び公害防止指導事業	環境保全課	工場の設置や設備の変更を計画した時など、事前に公害防止の指導を行う。22年度7件	維持	
						民間建築物アスベスト調査助成事業	環境保全課	アスベストがあると思われる建物について、アスベストの調査費用の半額を助成する。 22年度(調査助成4件)	維持	
						アスベスト対策資金融資あっせん事業	生活経済課	0件　0万円	維持	今後とも必要なため、事業を継続する。
			②	河川水質汚染への対応を推進する	環境監視事業において河川水質の環境基準を超えた年間件数	河川水質汚染対策事業	環境保全課	●22年度に環境基準(溶存酸素5.0mg/l以上、BOD5.0mg/l以下)を満たさなかった件数(2件) 両国橋(隅田川、溶存酸素4.9mg/l)二之橋(竪川、BOD5.5mg/l) ●21年度に環境基準(溶存酸素5.0mg/l以上)を満たさなかった件数(3件) 二之橋(竪川4.1mg/l)枕橋(北十間川4.3mg/l) 桜橋(隅田川4.5mg/l) ●20年度に環境基準(溶存酸素5.0mg/l以上)を満たさなかった件数(3件) 二之橋(竪川4.5mg/l)枕橋(北十間川4.9mg/l) 桜橋(隅田川4.9mg/l)	維持	現在、区内河川の親水整備も進んでおり、北十間川の整備も予定されており今後、より水辺環境が改善されると考えられる。 河川事業者による底泥浚渫や下水道事業者による雨天時の初期汚濁雨水対策など、今後も東京都に隅田川や江東内部河川の水質が改善されるように働きかけていく。
			③	環境にやさしい生産スタイルの構築を支援する	ホームページにおける企業向け情報の充実	公害防止資金貸付あっせん事業	生活経済課	2件　572万円	維持	今後とも必要なため、事業を継続する。
						ホームページ等の事業者向け情報提供	環境保全課	工場などの事業者に対して、工場認可手続き、工場等の規制、土壌・地下水の汚染防止などの情報を提供している。また、事業者向けの環境認証取得支援事業についても周知している。	維持	引き続き、工場などの事業者に対して、工場認可手続き、工場等の規制、土壌・地下水の汚染防止などの情報を提供していく。また、事業者向けの環境認証取得支援事業についても周知していく。
						環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境保全課	環境認証取得支援 助成件数6件(エコアクション21:5件、KES:1件)	維持	
			④	有害化学物質対策を推進する	環境監視事業において有害化学物質の環境基準を超えた年間件数	有害化学物質対策事業	環境保全課	●測定地点:竪川中学校、生涯学習センター別館 ●測定回数:夏冬の2回 ●測定結果:すべて基準を満たしていた。	維持	今後も継続して監視していく。
	4-2	美しい景観とやすらげる環境をつくる	①	都市景観に配慮したまちづくりを推進する	都市景観に関する住民意識調査	景観まちづくり推進事業	都市計画課	景観行政団体として、景観法及び墨田区景観条例に基づき、助言・指導を行った。	維持	景観行政団体として、区独自の地域特性を活かしたまちづくりを推進する。
			②	新タワーを契機としたよりよい環境を創出する	押上・業平橋駅周辺地区整備事業による新たな環境の創出	押上・業平橋駅周辺地区整備事業による新たな環境の創出	全庁	「押上・業平橋地区まちづくりグランドデザイン」(平成18年度策定)において提示された将来のまちづくりに基づき、新タワーを環境のシンボルとすることを目指し、関係各課と協議を行った。	維持	新タワー周辺道路のまち歩き観光を楽しむ来街者の回遊性ルートの整備として、歩道の新設及び電線の地中化に合わせて、街路樹の整備を進めていく。

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考：平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 （事業展開など見直す点）
基本目標4（続き）	4-2	美しい景観とやすらげる環境をつくる	③	放置自転車や道路不正使用を改善する	放置自転車対策等の実施	放置自転車対策	土木管理課	1　自転車駐車場の新設　なし 2　放置自転車の撤去 　区内13駅で　354 回実施 　撤去自転車台数　13，238台 3　駅前放置自転車追放キャンペーンの実施 錦糸町駅で1回、東向島駅で1回実施 　参加団体は、地元町会・自治会、民間企業、警察、 交通事業者等	維持	引き続き、放置自転車対策については、地域住民、警察との連携が不可欠であり、今後も「駅前放置自転車追放キャンペーン」とあわせて、放置発生箇所（コンビニ、パチンコ店、カラオケ店,ゲームセンター等）における個別（店）指導を行っていく。 放置自転車の監視、撤去を引き続き行っていく。 また、道路不正使用については、区民の協力を得ながら、警察との連携のもと継続的なパトロールによる是正指導が重要である。
						道路不正使用の是正	土木管理課 産業経済課	【土木管理課】 毎月2回（本所地区、向島地区各1回）他 通常監察、陳情処理で指導 1.看板、のぼり旗類　97件 2.道路商品置場類　19件 3.足場等工事指摘　11件 4.その他指摘指導　34件 【産業経済課】 他課と連携をとりながら、各商店街への働きかけの協力体制を維持している。	維持	―
						自転車駐車場の整備	都市整備課	【都市整備課】 特になし 【拠点整備課】 （仮称）押上駅前自転車駐車場設計委託 場所　墨田区押上一丁目1番 自転車収容台数　約2,620台	維持	―
基本目標5　環境にやさしい人づくりものづくり（環境体験学習・環境教育、エコプロダクツ）	5-1	環境学習の場をつくる	①	総合的な環境体験学習の拠点として環境ふれあい館を整備・運営する	来館者数 ＊「環境の共創」重点プロジェクトと同じ（新環境ふれあい館整備計画にあわせて目標値修正）	総合的な環境体験学習拠点としての環境ふれあい館の拡充・整備	環境保全課	・企画運営委員会を2回開催し委員からの意見を聴取し計画及び現状運営の参考に資した。また、企画展の実施から発展した環境団体企業交流会を開催し、環境団体・企業等との連携について模索し、事業実施へ結びつけるなど、運営の充実に努めた。	拡充	総合的な学習拠点としての機能充実を図っていくために、企画運営委員会をはじめ、環境団体や企業等とも連携を図りながら、多様な環境学習事業を積極的に誘致し推進していく必要がある。また、施設及び展示物の老朽化が目立ち始めているので、ハード・ソフト両面において本施設のあり方についても検討が必要である。
			②	地域別の環境拠点を整備する	エリア別の環境拠点機能の整備	区内環境学習ネットワークの検討	環境保全課	―	維持	区の新基本計画における地域プラザ等の動きとあわせて検討していく。
			③	大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学習園を環境体験学習の場として活用する	環境体験学習の場としての整備	環境体験学習の場（大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学習園）としての充実・整備	道路公園課 環境保全課	【道路公園課】 ・大横川親水公園(万華池の維持) ・荒川河川敷(自然地整備の検討) 【環境保全課】 ・緑と花の学習園 ・庁舎屋上緑化見本コーナーの活用 ・インターンシップの受け入れ（高等学校） ・環境学習の実施（小学生）	維持	[道路公園課] ・再整備計画策定に向けて、現況の問題点や利用者の要望を把握することから始め、質の高い環境学習や自然観察の場づくりを目指す。 引き続き環境体験学習の場として整備し、活用していく。
			④	学校教育施設を環境に配慮したエコロジースクールとして整備する	立体緑化の推進	エコロジースクールの整備	庶務課 指導室 環境保全課 児童・保育課	【庶務課】 ・梅若小　太陽光発電システム・屋上緑化・雨水利用設備を設置 【指導室】 ・平成22年6月「CO2削減アクション月間」によるCO2削減量に関する調査を区内全小・中学校で実施し、環境教育の充実を図った。 ・株式会社ジェイコムによる「緑のカーテン」普及事業を推進し、参加希望幼稚園、小・中学校が実施し、環境教育の充実を図った。 ・全小学校に環境啓発冊子を配布した。 【環境保全課】 ・屋上緑化：東吾嬬小（緑化面積184.3㎡） ・22年度は学校ビオトープの造成なし。出前授業（2時間）として、業平・小梅・菊川小学校で実施。 ・「地球を守るために読む本」を全区立小学校の4年生に配付した。 【児童・保育課】 ・花園保育園の改修工事に合わせ、太陽光発電システム（12kw）を設置した。	維持	引き続きエコロジースクールの整備を進める。
			⑤	ホームページを環境学習の場として整備する	ホームページを通した環境に関する情報の充実	ホームページの充実・運営	環境保全課	エコドライブの動画番組を1本作成 22年度月平均アクセス数：　37,311件 21年度月平均アクセス数：　28,981件 20年度月平均アクセス数：　31,535件 19年度月平均アクセス数：　25,283件 18年度月平均アクセス数：　17,891件	廃止	―

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考:平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)
基本目標5(続き)	5-2	環境学習の機会をつくる	①	環境ふれあい館を拠点として環境体験学習事業を展開する	実施回数、参加者数 *「環境の共創」重点プロジェクトと同じ	環境・リサイクル体験学習事業	環境保全課	①リサイクルの会事業・勉強会　57回960人 ②生ごみ減量作戦ふたばの会　4回41人 ③環境保全課事業等16回278人 ④企画展　会期3/2～9/5　1,303人(4/1～9/5) ⑤その他2回3人	維持	館の設置目的に沿った環境学習及び活動の場としての活用を強く呼びかけるとともに、来館者の増加に繋がるような事業展開を計画的かつ継続的に進めていく。 また、施設は暫定使用という位置付けではあるが、設備面においても利用者・来館者の満足度を高めていくことが必要である。
						雨水利用体験学習事業	環境保全課	①雨水市民の会事業・勉強会等37回578人 ②雨水ネットワーク会議3回54人		
						地球環境探検学習事業	環境保全課	①すみだ百花蜜プロジェクト事業1回34人 ②環境保全課等事業2回65人		
						環境体験学習出前事業	環境保全課	①すみだ環境フェアサテライト会場事業2回89人		
						環境学習教育関係者体験研修事業	環境保全課	視察受け入れ　51回　876人 うち学校関係　5回　402人		
			②	環境にやさしい生活(エコライフ)の普及を図る	エコライフ講座年間受講者数	エコライフ講座	環境保全課	エコライフ講座 全8回開催(10/29～2/26) 延べ参加者数　269人 ①古着であづま袋を作ろう ②中央防波堤見学会 ③最新の雨水利用 ④極めよう！エコドライブ ⑤リサイクル工場見学会 ⑥地球にやさしいリフォーム ⑦料理を作ろう！エコクッキング ⑧講演会「美しい海と森について」		エコライフ講座延べ参加者数が増加した。 地球温暖化防止に向けて、区民のエコライフへの関心が高まりつつある中、その普及・啓発、さらには実践行動につながる体験型講座を増やして実施した。
			③	こどもエコクラブ活動を支援する	こどもエコクラブの活動支援累計数	こどもエコクラブの活動支援	環境保全課	こどもエコクラブの活動支援を行い、加入促進を図った。 ・広報紙でのPR(年1回) ・保育園、小中学校へのリーフレット配布(年1回) ・窓口等でリーフレット配布(随時) ・環境活動グループへの支援(随時) 実施時期:平成22年4月から平成23年3月 対象:幼児から高校生まで 平成22年度の加入団体:3団体		引き続き支援していくとともに、児童館・学童クラブ・小中学校等へリーフレットを配布,するなど、加入促進を図る。
			④	各種環境啓発事業の継続的推進を図る	自然観察会年間開催数・参加者数	リサイクル・清掃関係施設の親子見学会	すみだ清掃事務所	●リサイクル・清掃関係施設の親子見学会 実施日:平成22年7月21日(水) 参加人数:親子15世帯31名 見学先:(株)ジャパンビバレッジエコロジー、三国コカコーラボトリング(株) 対象:区内在住・在学の小学生と保護者 ●リサイクル施設等見学会 実施日:平成22年10月8日(金)から12月6日(月)までの期間で計6回実施。 実施場所:中央防波堤埋立処分場 参加人数:96名 対象:区内在住者	維持	各事業とも予定通り開催し、さらに内容の充実を図って実施する。 なお、参加者数を増やすために、メールやチラシの配布先を増やすなどの対策を行っていく。
						親子リサイクル工作教室	すみだ清掃事務所	実施日:平成22年8月24日(月) 実施場所:会議室131 参加人数:親子17世帯40名 制作物:牛乳パックでクルクル絵本作り 対象:区内在住・在学の小学生と保護者	維持	
						自然観察会・講座	環境保全課	区民の自然環境に対する意識啓発を行うため、環境学習の場をつくり、環境教育の機会をつくる。 実施時期:平成22年4月から平成23年3月 実施回数:8回 対象:区民ほか 参加人数:237人	維持	各事業とも予定通り開催し、さらに内容の充実を図って実施する。 なお、参加者数を増やすために、メールやチラシの配布先を増やすなどの対策を行っていく。
	5-3	環境学習のための推進体制を整備する	①	環境体験学習の活動と交流のネットワークをつくる	来館者数 *「環境の共創」重点プロジェクトと同じ (新環境ふれあい館整備計画にあわせて目標値修正)	環境体験学習の活動と交流の拠点整備	環境保全課	企画運営委員会を2回開催し委員からの意見を聴取し計画及び現状運営の参考に資した。 環境ふれあい館来館者数:5704人	拡充	―
			②	環境教育人材情報の整備を図る	環境ボランティア累計人数	分野別、テーマ別に応じた環境教育のための人材活用システムの構築	環境保全課	「環境にやさしいまちづくり」実現のために、自然観察会などを実施し、トンボ(環境)サポーターを育成した。 実施時期:平成22年4月から平成23年3月 実施回数:4回(自然観察会) 対象:トンボ(環境)サポーターを含む区民ほか 登録人数:72名	維持	引き続き、環境保全生態学の専門家の協力を得て、環境体験学習・環境教育の充実を図るとともに、テーマ別の環境ボランティアを育成・拡大するための支援を行う。

基本目標	個別目標		施策の方向		活動指標	個別事業名	主管課名	参考：平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 （事業展開など見直す点）
基本目標5（続き）	5-3	環境学習のための推進体制を整備する	③	環境ボランティアの拡大を図る	エコライフサポーター累計人数	環境ボランティアの拡大	環境保全課	エコライフサポーターによる地球温暖化対策啓発活動 ・すみだ環境フェア2011春：出展等 ・すみだまつり（環境フェア秋）：出展等 ・自主的活動：ペットボトルキャップ・プルトップ回収の取組み	維持	エコライフ講座と連携して、エコライフサポーターの登録者数増加を目指す。 引き続き、区との協働による自主的活動を推進していくとともに、環境ボランティアとしての役割を担えるように支援を続ける。
						エコライフサポーターの拡大・支援	環境保全課	・エコライフサポーター登録者数：9人 ・エコライフサポーター養成講座：全10回 延べ参加人数：54人	維持	
			④	すみだ環境共創区民会議との連携を進める	自主的取り組み	すみだ環境共創区民会議との連携	環境保全課	1　会議開催 すみだ環境基本条例に基づき、16名の委員で、毎月第三木曜日の午後6時30分から定例会議を開催した。（全12回） 2　活動内容 環境についての学習・検討を行った。 3　見学会（2回） 11月に東京スカイツリーインフォプラザ及び建設地 12月に東京電力㈱　品川火力発電所及び東京ガス㈱環境エネルギー館 4　宿泊研修	維持	今期、新たに委員を委嘱し、環境基本計画及び環境区宣言の推進について検討し、活動を拡充するとともに、引き続き連携を図る。
	5-4	環境にやさしい企業活動を支援する	①	環境に配慮した中小企業の育成・支援を行う	環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境保全課 中小企業センター	【中小企業センター】 国際規格（ISO14001）の取得支援として、コンサルティング経費補助及び登録費料補助 補助件数：2件	維持	―
						中小企業に対する省エネ対策	環境保全課	省エネ技術講習会の開催　1回		
			②	環境・リサイクル技術及び製品開発を支援する	技術・製品開発に対する支援	環境・リサイクル技術・製品開発への支援	中小企業センター	セミナーの開催（年1回開催） 3月「よくわかる環境問題、よくわかる環境対応」	維持	引き続き支援する。

7.6. 温室効果ガス排出量の算定方法等

7.6.1. 墨田区の温室効果ガス排出量の算定方法

（１）温室効果ガス排出量の算定方法

①算定の前提

墨田区の温室効果ガス排出量算定の前提として、対象ガスと基準年度を、京都議定書に基づき、以下のように設定しています。

【墨田区の温室効果ガスの対象ガスと基準年】

対象ガス	基準年度
二酸化炭素（CO_2）	平成2（1990）年度
メタン（CH_4）	平成2（1990）年度
一酸化二窒素（N_2O）	平成2（1990）年度
代替フロン類（ハイドロフルオロカーボン類/HFC_S、パーフルオロカーボン類/PFC_S、六ふっ化硫黄/SF_6）	平成7（1995）年度

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

②算定方法

墨田区の温室効果ガス排出量は、特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）が算定した値を引用しています。

算定方法は、以下の通りとなっています。

【二酸化炭素（CO_2）排出量の算定方法※】

部門		電力・都市ガス	電力・都市ガス以外
産業	農業	東京都の燃料消費原単価に活動量(農家数)を乗じる。	
	建設業	東京都の建設業燃料消費量を建築着工床面積で案分する。	
	製造業	■電力:「電力・都市ガス以外」と同様に算出。 ■都市ガス:工業用供給量を計上。発電用途は除外。	東京都内製造業の業種別製造品出荷額あたり燃料消費量に、墨田区の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出。
民生	家庭	■電力:従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算。 ■都市ガス:家庭用都市ガス供給量を計上。	LPG、灯油について、世帯あたり支出(単身世帯、二人以上世帯を考慮)に、単価、世帯数を乗じ計上する。なお、LPG は都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	■電力:区内供給量のうち他の部門以外を計上。 ■都市ガス:商業用、公務用、医療用を計上。	東京都の建物用途別の床面積あたり燃料消費量に区内の床面積を乗じることにより算出する。 床面積は、東京都や各区の統計等を基に固定資産の統計、都有財産、国有財産から推計する。
運輸	自動車	―	東京都の自動車関連エネルギー消費量から、走行量あたりのエネルギー消費原単価を計算し、区内走行量を乗じることにより推計。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別燃料費原単価を計算し、区内乗降車人員数を乗じることにより推計する。	平成 19(2007)年度現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、除外する。
その他	廃棄物	―	廃棄物発生量を根拠に算定。

※「特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）」より作成

【二酸化炭素（CO_2）以外の温室効果ガスの排出量の算定方法※】

メタン（CH_4）	固定発生源からの非二酸化炭素排出	墨田区の燃料種別エネルギー消費量に排出係数を乗じて算出
	自動車	墨田区の車種別走行量に排出係数を乗じて算出
	排水処理	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の上水使用割合で案分
	一般廃棄物	東京都の排出量を東京都に占める墨田区のゴミ収集量割合で案分
	麻酔剤	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の病院数割合で案分
一酸化二窒素（N_2O）	固定発生源からの非二酸化炭素排出	墨田区の燃料種別エネルギー消費量に排出係数を乗じて算出
	自動車	墨田区の車種別走行量に排出係数を乗じて算出
	排水処理	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の上水使用割合で案分
	廃棄物焼却(一般廃棄物)	東京都の排出量を東京都に占める墨田区のゴミ収集割合で案分
ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）	家庭用冷蔵庫	東京都(使用時・廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	業務用冷凍空調機器	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の民生機械器具出荷額割合で案分
	自動販売機	東京都(使用時・廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の業務床面積割合で案分
	家庭用エアコン	東京都(使用時・廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	カーエアコン	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の自動車部品出荷額割合で案分 東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の走行量割合で案分 東京都(廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	発泡プラスチック	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の発泡強化プラスチック出荷額割合で案分 東京都(使用時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	エアゾール	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の事業所数割合で案分
	定量噴射剤	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の病院数割合で案分
パーフルオロカーボン類（PFC_S）	溶剤	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の電子デバイス部品出荷額割合で案分
	半導体	
六ふっ化硫黄（SF_6）	電気設備	東京都の排出量を電力消費量の東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	半導体	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の電子デバイス部品出荷額割合で案分

※特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）より作成

7.6.2. 墨田区の二酸化炭素（CO_2）排出量の特徴と要因

墨田区の CO_2 排出量を部門別にみると、民生家庭部門と民生業務部門が、基準年度から大きく増加していることが特徴的となっています。この 2 部門の増加要因について、以下に整理しました。

（１）民生家庭部門の増加要因

民生家庭部門の平成 20（2008）年度の二酸化炭素（CO_2）排出量は、基準年度比で 26.2%と大きく増加しています。この要因としては、世帯数の一貫した増加が考えられます。平成 20（2008）年度の世帯数は、11 万 7,541 世帯となっており、基準年度である平成 2（1990）年度と比較して、3 万世帯以上増加しています。

世帯数の増加に伴い、エネルギー消費量も増加傾向にあります。平成 20（2008）年度のエネルギー消費量は、4,012TJ となっており、平成 2（1990）年度と比較し、約 600TJ 増加しています。

【墨田区の家庭におけるエネルギー消費量】

年（年度）	世帯数（世帯）	エネルギー消費量（TJ）
H2	85,205	3,361
7	87,749	3,723
12	94,168	3,836
17	107,701	4,029
20	117,541	4,012

※エネルギー消費量の単位は TJ(テラジュール)＝10^{12}J で表しています。

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

【墨田区の家庭における世帯数とエネルギー消費量】

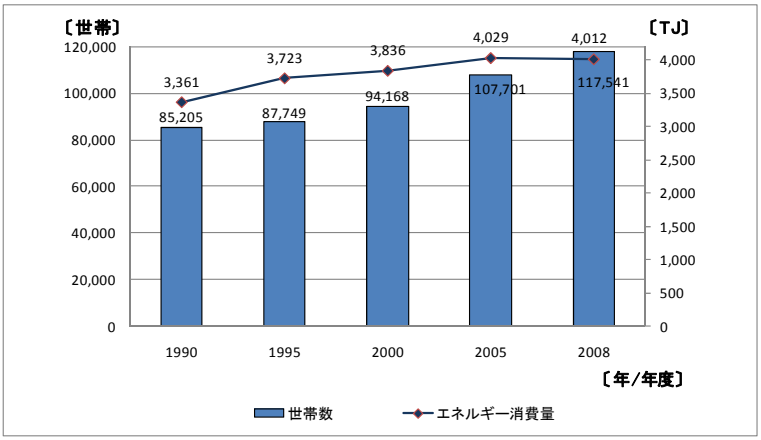

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

（2）民生業務部門の増加要因

民生業務部門の平成 20（2008）年度の二酸化炭素（CO_2）排出量は、基準年度比で 157.3%と、非常に大きく増加しています。この要因としては、業務部門の延べ床面積の増加が考えられます。

業務部門の延べ床面積は、平成 17（2005）年度まで増加傾向にあり、その後微減傾向を示しています。平成 20（2008）年度には、306 万 4,488 ㎡となっており、平成 2（1990）年度と比較すると約 80 万㎡増加していますが、平成 17（2005）年と比較すると、約 15 万㎡減少しています。

業務部門の延べ床面積の増加に伴い、業務部門のエネルギー消費量も増加傾向を示しています。平成 20（2008）年度のエネルギー消費量は、4,285TJ となっており、平成 2（1990）年度と比較すると約 2,000 TJ と、2 倍以上増加しています。

【墨田区の業務部門延べ床面積とエネルギー消費量】

年	延べ床面積（㎡）	エネルギー消費量（TJ）
H2	2,239,715	2,003
7	2,740,015	2,651
12	3,105,150	3,619
17	3,204,263	3,585
20	3,064,488	4,285

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

【墨田区の業務部門床面積とエネルギー消費量】

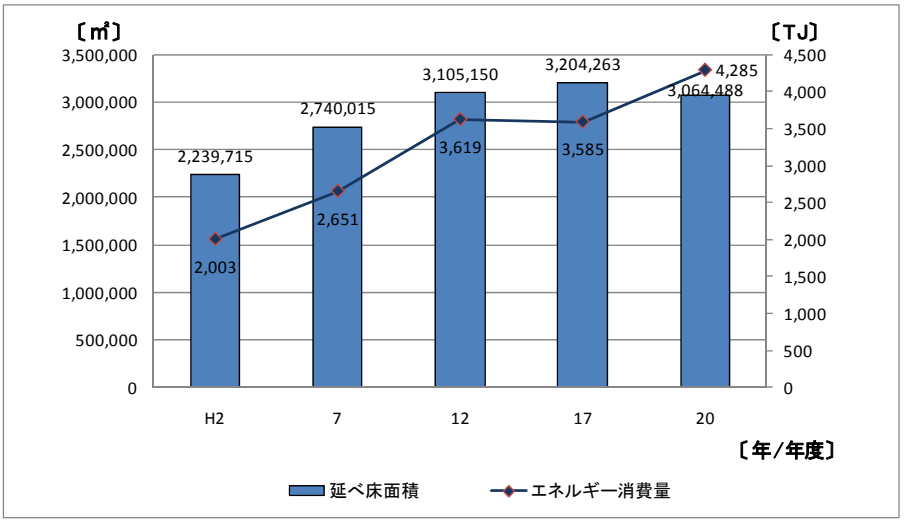

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

7.6.3. 墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計

（１）将来推計（現状趨勢ケース※）の考え方

墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）は、部門ごとに設定した世帯数や延べ床面積等の活動量と、原単位（活動量あたりの二酸化炭素）を予測し、それらの積により算出しました。各部門の活動量と原単位の考え方を、以下の表に示します。

※現状趨勢ケースとは、追加的な対策・施策を講じなかった場合の温室効果ガス排出量を指す。

【将来推計（現状趨勢ケース）における排出量推計の基本的な考え方】

項目	考え方等
推計式	・温室効果ガス排出量＝ 活動量 × 原単位
活動量	・CO_2 排出量の増減に係る指標（出荷額、延べ床面積等） ・過去の傾向等から設定
原単位	・活動量あたりの温室効果ガス排出量 ・横ばいと想定し、直近の平成 20（2008）年度の値を用いている

【将来推計（現状趨勢ケース）の設定の考え方】

項目	部門		設定の考え方
二酸化炭素（CO_2）	産業	建設業	活動量は新築着工床面積とし、過去の傾向から横ばいと想定した。
		製造業	活動量は、製造品出荷額とし、過去の傾向から横ばいと想定した。
	民生	家庭	活動量は人口とし、総合計画で用いている人口推計の伸び率を引用した。
		業務	活動量は、延べ床面積とし、過去の傾向から横ばいと想定した。
	運輸	自動車	現況推計時に東京都が推計した CO_2 排出量を引用しているため、過去の CO_2 排出量の傾向から直接排出量を推計した。
		鉄道	活動量は乗降者数とし、過去の傾向から推計した。
	廃棄物		一般廃棄物処理基本計画における、廃棄物の排出量推計値を引用して推計した。
メタン（CH_4）			過去の排出量の傾向から、直接推計した。
一酸化二窒素（N_2O）			過去の排出量の傾向から、直接推計した。
ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）			国の排出量の予測値を引用し、推計した。

（２）将来推計（現状趨勢ケース）結果

墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）算定結果は、以下のとおりとなりました。

【ガス種別・墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）】

ガス種＼年度	基準年度 平成 2 年度 (1990 年度※1)	現状年度 平成 20 年度 (2008 年度)	目標年度 平成 27 年度 (2015 年度)		
	排出量	排出量	排出量	基準年度比	2008 年度比
二酸化炭（CO_2）	1,257	1299	1,306	3.9%	0.6%
メタン（CH_4）	2	1	1	−37.3%	−19.5
一酸化二窒素（N_2O）	13	9	6	−55.0%	−30.7%
ハイドロフルオロカーボン（HFC_S）	8	28	22	270%	−21.6%
パーフルオロカーボン類（PFC_S）	1	—	—	—	—
六ふっ化硫黄（SF_6）	2	—	—	—	—
合計※2	1,284	1337	1,335	4.0%	−0.1%

※1.ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は平成 7(1995)年度
※2.四捨五入の関係から、各ガスの合計値が一致しない場合がある。

【部門別・墨田区における二酸化炭素排出量の将来推計（現状趨勢ケース）】

部門＼年度		基準年度 平成 2 年度 (1990 年度)	現状年度 平成 20 年度 (2008 年度)	目標年度 平成 27 年度 (2015 年度)		
		排出量	排出量	排出量	基準年度比	現状年度比
産業部門	建設業	38	42	42	10%	0%
	製造業	402	162	81	−79.8%	49.9%
	小計	440	204	123	−72.0%	39.7%
民生部門	家庭	257	341	367	42.8%	7.6%
	業務	150	386	463	208.9%	20.0%
	小計	407	727	830	104.0%	14.2%
運輸部門	自動車	353	310	283	−19.7%	−8.6%
	鉄道	41	35	44	7.5%	26.0%
	小計	394	345	328	−16.9%	−5.1%
廃棄物部門		17	24	25	50.0%	6.2%
合　計※		1257	1,299	1,306	3.9%	0.6%

※四捨五入の関係から、各部門の合計値が一致しない場合がある。

7.6.4. 墨田区の温室効果ガス排出量の削減目標

（１）削減目標の考え方

平成 19（2007）年度に策定した、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」では、平成 27（2015）年度における温室効果ガス削減目標を「基準年度比 8%」と設定しました。

墨田区では、上記の目標を達成するために、地球温暖化防止対策を推進してきましたが、本計画では、この削減目標の考え方及び目標値を引き継ぐこととします。

一方、墨田区の温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）では、基準年度比 4.0%の増加となり、これは、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」の現状趨勢ケース（現状対策ケース）よりも増加する見込みとなっています。

削減目標を達成するためには、さらなる対策・施策の推進が必要となることから、第 4 章には、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」を基礎として、追加的に地球温暖化対策に関する個別事業を盛り込みました。これらを推進することで、削減目標の達成を目指します。

（２）削減状況の把握について

地球温暖化やエネルギーをめぐる状況は、福島第一原子力発電所の事故の影響により、電気に関する二酸化炭素排出係数の悪化等、将来的な予測が困難となっている部分があります。これらは、電気の使用量が比較的多い、民生家庭部門の排出量に影響を与えることが推察されます。

目標の達成状況については、温室効果ガス排出量だけでなく、エネルギー消費量も併せて把握する等、区民や事業所の削減努力を適正に把握できるよう、努めることとします。

また、温室効果ガス排出量（エネルギー消費量）だけでなく、個別事業の推進状況を把握することで、その効果を算定することも可能となることから、これらについての指標管理も、積極的に行うこととします。

7.7. 国及び東京都の動向（参考）

すみだ環境の共創プランの策定から 5 年が経ち、我が国や東京等の環境を取り巻く情勢は、大きく変化しています。特に、地球温暖化地策及び生物多様性の保全については、墨田区においても、国や都と足並みをそろえ、取り組んでいく必要があることから、国及び東京都の動向について、以下にとりまとめています。

7.7.1. 地球温暖化対策のより一層の推進

（１）国の動向

①京都議定書及びポスト京都議定書に向けた取組

平成 17（2005）年の京都議定書の発効により、我が国でも、京都議定書の削減目標である平成 2（1990）年度比－6%を達成するために、「京都議定書目標達成計画」の策定や、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正が行われ、取組を推進してきました。

近年は、ポスト京都議定書の国際的な枠組みの構築に向けて交渉を行っており、平成 21（2009）年に開催された国連気候変動首脳会議において、主要国の参加により意欲的な目標の合意を前提に、平成 32（2020）年までに、温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年度比で 25%削減することを表明しました。この目標を受けて、あらゆる政策を総動員して地球温暖化防止の対策を推進することとしており、地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」の展開や、国内排出量取引制度等の検討を進めてきました。

平成 22（2010）年 3 月には、地球温暖化対策の基本原則を定め、基本的施策を位置づけた「地球温暖化対策基本法」が閣議決定され、現在審議が進められています。

②東日本大震災後のエネルギー政策

東日本大震災後は、原子力発電への不安や防災面への期待から、再生可能エネルギーへの期待が高まっています。平成 23（2011）年 8 月には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を盛り込んだ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」（再生可能エネルギー法案）が国会で可決され、今後は再生可能エネルギーの導入・活用が加速されると予想されます。

（２）東京都の動向

①カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト

東京都は、平成 18（2006）年 12 月に策定した「10 年後の東京」のなかで、「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」を推進し、「平成 32 年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成 12 年比で 25%削減」することを掲げ、世界

で最も環境負荷の少ない都市を実現することを宣言しました。

この目標を達成するために、環境確保条例を改正し、平成 22（2010）年 4 月より、大規模事業所を対象とした温室効果ガスの総量削減義務化と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）を導入しました。また、中小規模事業所には、温室効果ガス排出量の報告を求める「地球温暖化対策報告書制度」や、省エネルギー設備導入費用の一部を助成し、それによるCO_2削減量をクレジット化する「中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」等を推進しています。

②「都政運営の新たな戦略」の策定

東京都では、東日本大震災の発生を受けて、安定的な電力確保や首都直下型地震等に対する懸念の高まり等、従前の枠組みでは対応しきれない新たな課題に対応し、東日本大震災を乗り越えて発展を続けるために、平成 23（2011）年 5 月に「都政運営の新たな戦略」を策定しています。

この戦略の中に、これからの政策強化のポイントとして「低炭素型エネルギー政策の推進」が位置づけられています。今後は、エネルギー政策を重要な柱の 1 つとして位置づけ、危機管理の観点からもエネルギー源の多様化・分散化を図るとともに、生活様式や社会構造の転換につなげていくとしています。

こうした戦略の詳細は、今度策定される長期ビジョンである「2020 年の東京（仮称）」及び短期的なアクションプランである「実行プログラム 2012（仮称）」の中で示されることとなっています。

③再生可能エネルギーの活用・エネルギーの自給構想

東京都は、再生可能エネルギー利用拡大プロジェクトとして、「平成 32 年までに、東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を 20%程度に高める」ことをめざしています。

この目標には、都内において生産される再生可能エネルギーの利用だけでなく、グリーン電力証書などの活用によって、都外で生産される再生可能エネルギーを利用することも含んでいます。また、再生可能エネルギーの中でも地域に偏りがない太陽エネルギーを中心に据えて、個人・法人を問わず、多様な再生可能エネルギーの利用拡大の取り組みを積極的に進めています。

さらに、東日本大震災後は、本格的にエネルギー自給に乗り出し、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた天然ガス発電所を、東京湾の臨海部に設置することを検討しています。平成 23（2011）年 8 月には、関係各局を横断したプロジェクトチームを発足させ、早期実現を目指しています。

7.7.2. 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みの展開

（１）国の動向

①生物多様性条約の発効と生物多様性基本法の制定

地球温暖化対策に加え、地球規模の大きな課題となっているのが、「生物多様性の保全と持続可能な利用」です。

平成５（1993）年に発行した生物多様性条約は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としています。我が国でも、これを受けて、平成 20（2005）年には「生物多様性基本法」が制定され、さらに平成 22（2010）年 3 月には、「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定しました。

②COP10 の開催と自治体の役割

平成 22（2010）年 10 月には、愛知県名古屋市にて、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」が採択される等、大きな成果を残しました。

また、生物多様性基本法は、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」を策定することを求めており、現在多くの地方公共団体で策定に向けた検討が進められています。

（２）東京都の動向

東京都では、これまでも、「緑あふれる東京の再生を目指す緑の東京 10 年プロジェクト」等を推進し、校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくりを行うなど、緑の創出や自然保護を進めてきました。

また、現在、生物多様性地域戦略を策定中であり、東京の特徴を活かした生物多様性保全を推進していく予定となっています。

7.8. 環境用語集

【あ行】

■アスベスト

繊維状の天然鉱物を綿のようにもみほぐしたもので、断熱材、保温材等優れた性質を有しており、建築用材料を中心に広範囲な製品に使用されてきた。しかし、人体に対する有害な作用があり、長期間吸入すると肺や呼吸器系の機能障害を引き起こす可能性がある。このため、大気汚染防止法により特定粉じんとして規制を受けている。

■エコアクション２１

中小企業、学校、公共機関などに対する環境への取り組みに関する認証・登録制度であり、中小企業等でも容易に取り組める環境経営システムとして知られている。

■エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うと、燃料消費を最大 10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

■ＬＥＤ電灯（電球）

Light Emitting Diode の略で、発光ダイオードのこと。白熱灯や蛍光灯と比較して、電力消費量が小さい。

■雨水利用

雨水を貯め散水や防火用水等を目的として利用すること。雨どいに接続して雨水を貯留する容器（雨水貯留槽）等がある。

■屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上を目的として、屋根や屋上に人工の地盤をつくり、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を持って植栽する。（→壁面緑化）

■温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から輻射される赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_S）、パーフルオロカーボン（PFC_S）、六ふっ化硫黄（SF_6）の６物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。（→地球温暖化）

【か行】

■カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るように削減努力を行い、その上でどうしても排出される温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

■化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。メタンハイドレートの利用も期待されている。

■外来種

ある地域に人為的に移入されることにより、その自然分布地を超えて生存する生物。外来種には外国からの移入種と国内外来種がある。在来種の育成等、生態系に重大な影響を及ぼし、問題となっている。

■環境マネジメントシステム（EMS）

EMS とは、Environmental Management System の略。組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。ISO14001、エコアクション 21 などがある。（→エコアクション２１）

■空間放射線量

空間を飛び交っている放射線のことで、宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線などがある。空間放射線の量を 1 時間あたりに換算した「空間放射線率」は、「nGy／h（ナノグレイ毎時）」の単位で表わされる。また、放射線によって人体に与えられたエネルギー量を表す単位（等価線量）は、「Sv／h（シーベルト毎時）」の単位で表わされる。なお、空間放射線量値に 0.8 を乗じることで、等価線量に換算することができる（→放射線、放射性物質）

■コージェネレーション

一種類の一次エネルギーから連続的に二種類以上の二次エネルギー(例：電力または動力と温度レベルの異なる熱)を同時に発生させる設備である。例えば、燃料を燃焼させることにより原動機を駆動して発電機を回転させ、発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気または温水として取り出し、冷暖房や給湯、プロセス加熱等に使用することをいう。ここでいう原動機とはガスタービン・ガスエンジン・ディーゼルエンジン等、ボイラーと蒸気タービンの組合せ、及び燃料電池設備を含む。

【さ行】

■サーマルリサイクル

最終処分場の延命化を図るため、家庭で不要になったプラスチック類をマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを進めつつ、残ったものを可燃ごみとして収集・焼却して、ごみの持つ熱エネルギーを発電や熱供給に利用すること。

■再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。））等がある。

■CO_2排出係数

電気の供給や燃料（ガス、ガソリンなど）の使用、廃棄物の焼却等に伴い排出される二酸化炭素の量を数値化したもの。

■３R

リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の３つの言葉の頭文字をとったもの。

■次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。ハイブリッド自動車や電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などがある。

■遮熱性塗料

太陽光の近赤外波長域を高反射する塗料。建物の屋根に塗装することにより、夏期の高温化を抑制し、室内環境を向上させ冷房費の節電効果も期待されている。（→遮熱性塗装）

■遮熱性舗装

路面を加熱する太陽光を反射させる舗装工法。舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂の塗布や遮熱モルタルを充填する工法等により、一般的なアスファルト舗装と比較して、日中の路面温度上昇や、夜間の放熱量を抑制することができる。（→遮熱性塗料）

■省エネナビ

家庭で使う電気の使用量と電気料金をリアルタイムで表示する機器。目標値を設定すると、電気を使いすぎた場合に警告ランプや警告音によって知らせてくれるので、計画的な省エネを実行することができる。墨田区では、区民を対象に、「省エネナビモニター制度」を実施している。

■生物多様性

生物多様性とは、生物の「つながり」を示す言葉で３つのレベルの多様性を示している。

①様々な生息環境を示す生態系の多様性

②多種多様な生物が存在する種類の多様性

③同じ種類でも姿・形がことなる遺伝子の多様性

【た行】

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の３種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで非意図的に生成される。

■太陽光発電システム

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電システム。

■太陽熱利用システム

太陽エネルギーによる熱を利用するシステムのこと。太陽熱を効率よく集める集熱器、集めた熱を長時間蓄える蓄熱槽、熱損失を少なくし効率よく熱を輸送する配管等の熱輸送系、熱を効率よく利用する熱変換器及び断熱材がある。

■地域冷暖房
一定地域内の建物群に対し、蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラントから、導管を通じて供給するシステム。エネルギーの有効活用、環境保全効果の向上、防災の観点から積極的な導入が図られている。

■地球温暖化
地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。（→温室効果ガス）

■デング(出血)熱
ネッタイシマカやヒトスジシマカによって媒介されるデングウイルスの感染症である。フラビウイルス科に属し、4 種の血清型が存在する。非致死性の熱性疾患であるデング熱と、重症型のデング出血熱やデングショック症候群の二つの病態がある。

【は行】
■ヒートアイランド現象
都市域において、人工物の増加、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などによる人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

■ビオトープ
ドイツ語由来の外国語で Bio(生き物)と Top(場所)を合わせた合成語で「その地域の野生の生き物が暮らしている場所」を表す。

■壁面緑化
建築物の断熱性や景観の向上を目的として、外壁などの周辺に植物を育て、這わせること。植物を下から這わせる方法、上から垂らす方法、壁面に緑化パネル等を設置する方法等がある。

■保水性舗装
舗装体内に保水された雨水等の水分が蒸発することで、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する舗装。一般的なアスファルト舗装と比較して、路面温度を低く抑えることができる。

■放射性物質
放射線を出す能力を放射能といい、放射線を出す能力を持った物質を放射性物質という。（→放射線）

■放射線

アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、中性子線など物質を透過する力を持つ光の仲間の総称。放射線はその種類により物質を透過する力が異なるため、それぞれ異なる物質で遮断することができる。（→放射性物質）

【ま行】

■緑のカーテン

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室温上昇の抑制を図ることが期待できる。

■緑のへい

生垣や植樹帯のこと。墨田区では、緑化助成事業として「緑のへい助成制度」を実施している。

■みどり率

ある地域における樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹、河川、水路、池などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいう。緑被率に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の緑で覆われていない面積の割合」を加えたものがみどり率となる。（→緑被率）

【や行】

■有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な影響を及ぼす化学物質の一般的な総称。

【ら行】

■緑被率

緑被地（樹林、草地、屋上緑地）が、その地域全体の面積に占める割合のこと。

すみだ環境の共創プラン

ーすみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画ー

平成24年3月

墨田区

区民活動推進部 環境担当 環境保全課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋１－23－20

電　話（０３）５６０８－１１１１（代表）

この印刷物は再生紙を使用しています

毎月5日は「すみだ環境の日」

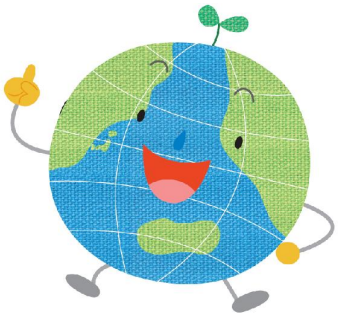

墨田区環境キャラクター「地球くん」